

「女性活躍加速のための重点方針2017」関連施策の実施状況及び決算額等について

男女共同参画会議 第21回及び第22回重点方針専門調査会 令和元年9月18日及び令和元年10月10日		参考資料 4
--	--	--------

通し 番号	重点方針2017該当箇所					該当施策名	施策の背景・目的 (平成30年1月時点)	施策の概要 (令和元年8月末時点)	政策手段										重点方針		第4次男女共同参画基本計画との関係				担当 府 省 庁
									平成29年度予算・決算額(千円)			平成30年度予算・決算額(千円)			法令・制 度改正	税制 改正 要望	機構 定員 要求	その他	2018 (通し番 号) (※1)	2019 (通し番 号) (※2)	関連性の高い		その他		
									歳出予算現額 (歳出予算額、前年度 繰越額、予備費使用額 及び雇用等増減額を加 算したものの)	決算額 (千円)	使用割合 (%)	歳出予算現額 (歳出予算額、前年度 繰越額、予備費使用額 及び雇用等増減額を加 算したものの)	決算額 (千円)	使用割合 (%)							分野	大 項目			
I. あらゆる分野における女性の活躍																									
1. 女性活躍に資する働き方改革の推進																									
(1)長時間労働の是正																									
1	I	1	(1)	①	罰則付き時間外労働の上限規制の導入	長時間労働の是正	女性を含めたすべての労働者が、子育て、介護、自己啓発、地域社会への貢献など生活と仕事との調和を図りつつ、その意欲や能力を十分発揮できるようにし、更なる労働参加と生産性の向上を図る。	・時間外労働の上限規制の導入など長時間労働の是正 罰則付きの時間外労働の上限規制等を盛り込んだ「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」(平成30年法律第71号。以下「働き方改革関連法」という。)が第196回通常国会で成立し、平成30年7月に公布された。罰則付きの時間外労働の上限規制について、特別事項を設ける場合でも上限時間水準までの協定を妥協に締結するのではなく、月45時間、年360時間の限度時間に近づける努力が求められることも含め、事業主等に対する法内容の周知や届出の受理等を行うための体制整備を図った。 また、上限規制の適用が猶予される自動車の運転業務、建設事業及び医師については、関係する協議会等において労働時間の短縮策等について検討した。 働き方改革関連法に盛り込まれた、中小企業における月60時間を超える時間外労働に対する割増賃金率の適用猶予の廃止、高度プロフェッショナル制度の創設についても、事業主等に対する法内容の周知や届出の受理等を行うための体制整備を図るとともに、働く方の健康を確保しつつその意欲や能力を発揮できるように、的確な運用を図っていく。 ・生産性を上げながら働く時間の縮減等に取り組む事業者等の支援 中小企業・小規模事業者が時間外労働の上限規制等に円滑に対応するため、生産性を高めながら労働時間の短縮等に取り組む場合において、中小企業や零下企業を支援する事業主団体に対する助成を行うとともに、働き方・休み方改善コンサルタントによる専門的な助言・指導等を行う。 47都道府県に働き方改革推進支援センターを設置し、①長時間労働の是正、②同一労働同一賃金の実現、③生産性向上による賃金引上げ④人手不足の緩和などの労務管理に関する課題に対し、関係機関と連携を図りつつ、専門家による個別訪問による相談支援や電話相談等を実施する。 ・勤務間インターバル制度の導入促進 勤務間インターバルを導入する中小企業への助成金の活用や好事例の周知等を通じて、勤務間インターバルの普及促進を図る。	2,794,813	1,412,688	50.5%	6,139,199	2,913,364	47.5%	関連法案の国会への早期提出を図る	—	—	—	77、79	92	1	1	3-1	厚生労働省	
2	I	1	(1)	②	過労死等の防止	過労死等の防止	過労死等防止対策推進法(平成26年法律第100号)及び「過労死等の防止のための対策に関する大綱」(平成27年7月24日閣議決定)に基づき、過労死等防止対策の一層の推進を図るため、国民の間に広く過労死等を防止することの重要性について自覚を促し、これに対する関心と理解を深めるための啓発、相談体制の整備等、過労死等の防止のための活動を行う民間団体の支援等の各事業を行う。	・ポスターの掲示やリーフレットの配布、新聞広告やインターネット広告の掲載等多様な媒体を活用した過労死等防止に関する周知・啓発を実施。 ・過労死等防止に関する啓発のため、過労死等防止啓発月間(11月)を中心として、過労死等の防止のための活動を行う民間団体を参画させたシンポジウムを実施。 ・平日夜間、土日・祝日に、無料で労働条件に関する電話相談を受け付ける「労働条件相談ほっとライン」を設置。 ・働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」において、職場のメンタルヘルスに関する総合的な情報提供を行うとともに、メンタルヘルス不調、過重労働による健康障害に関するメール相談・電話相談窓口等を実施。	516,203	367,852	71.3%	553,443	440,630	79.6%	—	—	—	—	—	1	1	3-1	厚生労働省		
3	I	1	(1)	②	健康で働きやすい職場環境の整備	長時間労働の是正	女性を含めた全ての労働者が、子育て、介護、自己啓発、地域社会への貢献などの生活と仕事との調和を図りつつ、その意欲や能力を十分発揮できるようにし、更なる労働参加と生産性の向上を図る。	・全社的な是正指導の実施 従来、長時間労働に関する労働基準監督署による監督指導は、基本的に企業の工場や支社などの事業場単位で行われていたが、平成29年1月から、新たに違法な長時間労働等を複数の事業場で行うなどの企業については、企業本社に対し、全社的な改善を図る指導を行うなど、法規制の執行の強化を図っている。 ・是正指導段階での企業名公表制度の強化 平成27年5月より、違法な長時間労働が行われた企業について、その事実を広く社会に情報提供することにより、他の企業における違法意識を啓発する等の観点から、都道府県労働局長が企業の経営トップに対し指導し、企業名を公表してきたが、その公表要件に過労死等事案も含めるなど、対象を拡大し制度を強化することで、法規制の執行の強化を図っている。 ・監督指導体制等の強化 都道府県労働局及び労働基準監督署に時間外及び休日労働協定点検指導員を配置することにより、労働条件等の相談や助言指導体制を充実させるとともに、労働基準監督官OBを活用すること等により、労働基準監督機関の監督指導体制の充実を図っている。 ・民間事業者を活用したセミナー等の実施 時間外及び休日労働協定(36協定)未届事業場に対し、自主点検を実施した上で、36協定制度を始めとした労働条件に係る相談支援等を行うとともに、時間外労働の上限規制など過重労働防止に関するセミナー等を開催する。	1,008,422	803,877	79.7%	2,295,021	1,516,396	66.1%	—	—	—	77	—	1	1	—	厚生労働省		
(2)非正規雇用労働者の待遇改善																									
4	I	1	(2)	①	非正規雇用労働者(有期雇用労働者、パートタイム労働者、派遣労働者)の正社員転換・同一労働同一賃金などの待遇改善等	同一労働同一賃金の実現に向けた導入促進事業	「働き方改革実行計画」(平成29年3月28日働き方改革実現会議決定)に「同一労働同一賃金の法改正の施行に当たっては、説明会の開催や情報提供・相談窓口の整備等を図り、中小企業等の実情も踏まえ労使双方に丁寧に対応することを求める。」とされている。	シンクタンク等に委託し、同一労働同一賃金の導入に向けて課題を抱える業界に対し、その課題の解消に資する様々な賃金制度等の待遇全般の点検等について、業界ごとの特性を踏まえた同一労働同一賃金導入マニュアルを作成し、各業界の中小企業等が、混乱が生じないためにマニュアルの周知啓発を図った。 企業における正規雇用労働者と非正規雇用労働者の不合理な待遇差に関する相談に対応するため、都道府県労働局において、雇用均等指導員を配置した。 都道府県労働局において説明会の開催や、リーフレット等を作成し、広く周知を図った。	—	—	—	166,919	113,320	67.9%	関連法案の国会への早期提出を図る	—	—	—	22	—	3	4	—	厚生労働省	

通し 番号	重点方針2017該当箇所					該当施策名	施策の背景・目的 (平成30年1月時点)	施策の概要 (令和元年8月末時点)	政策手段										重点方針		第4次男女共同参画基本計画との関係			担当 府 省 庁
									平成29年度予算・決算額(千円)			平成30年度予算・決算額(千円)			法令・制度改正	税制改正要望	機構定員要求	その他	2018 (通し番号) (※1)	2019 (通し番号) (※2)	関連性の高い		その他	
									歳出予算現額 (歳出予算額、前年度繰越額、予算外使用額及び流用等増減額を加除したもの)	決算額 (千円)	使用割合 (%)	歳出予算現額 (歳出予算額、前年度繰越額、予算外使用額及び流用等増減額を加除したもの)	決算額 (千円)	使用割合 (%)							分野	大項目		
5	I	1	(2)	①	非正規雇用労働者(有期雇用労働者、パートタイム労働者、派遣労働者)の正社員転換・同一労働同一賃金などの待遇改善等	パートタイム労働者は雇用労働者全体の約3割を占め、基幹的な働き方をする者も増加しており、我が国の経済に果たす役割の重要性も増大している。パートタイム労働は就業時間に制約のある者が従事しやすく、自らの働き方を選択している者も多い一方で、現状では待遇が働きや貢献に見合っていない場合もあり、均等・均衡待遇の一層の確保が求められる。また、非自発的にパートタイム労働に就く者も存在することから、パートタイム労働者の希望に応じて、正社員への転換も含むキャリアアップが図られることが必要である。 本施策では、パートタイム労働者を雇用する事業主等に対し、均等・均衡待遇の確保、パートタイム労働者の希望に応じた正社員への転換及びキャリアアップの一層の推進を図るための取組を実施する。	パートタイム・有期雇用労働者について、法に基づく指導及び専門家による相談・援助を行うとともに、雇用管理の改善に向けた事業主の自主的な取組を促進する事業や職務分析・職務評価の導入支援・普及促進を行う事業やキャリアアップを支援する事業を実施し、パートタイム・有期雇用労働者の雇用管理の改善に資する情報やキャリアアップに必要な情報を一元的に提供する「パート・有期労働ポータルサイト」を運営した。	709,995	578,089	81.4%	927,229	750,153	80.9%	関連法案の国会への早期提出を図る	—	—	—	22	—	3	4	—	厚生労働省	
6	I	1	(2)	①		キャリアアップ助成金の拡充	非正規雇用で働く方のうち、約8割は多様な働き方として非正規雇用を自ら選択している。しかし、不本意ながら非正規雇用で働く方がいるのも事実であり、正社員を希望する方々については正社員転換を推進するとともに、非正規雇用を選択する方々について待遇改善を進めることが重要である。	事業所内に、有期契約労働者等の雇用管理の改善を行う「キャリアアップ管理者」を配置し、事業主が作成する「キャリアアップ計画」に基づき、いわゆる非正規雇用労働者のキャリアアップを行った場合に助成金を支給した。 令和元年度は、非正規雇用労働者の正社員転換・待遇改善を一層進めるため、被用者保険の適用拡大と同時に処遇改善を行った際の1人当たりの支給額及び支給上限人数の引上げなどを行った。	67,007,503	77,750,857	116.0%	92,256,645	87,403,565	94.7%	—	—	—	—	—	3	4	—	厚生労働省	
7	I	1	(2)	①		「多様で安心でできる働き方」の普及と拡大事業	雇用が安定し処遇も高いが、長時間労働が見られる正社員と、雇用が不安定で処遇が低く、能力開発の機会が少ない非正規雇用労働者という、働き方の二極化を緩和し、雇用形態にかかわらず、安心して生活できる「多様な働き方」の普及・拡大を図る必要がある。	「多様な働き方」を導入している企業等を引き、企業における導入支援を促進するためのシンポジウムを開催し、「多様な働き方」導入のメリットや、導入のためのノウハウ等の周知を図った。 「多様な働き方」制度を導入している企業の取組事例を収集し好事例集を作成するとともに、ホームページに掲載し、普及拡大を図った。	90,883	66,188	72.8%	77,770	51,556	66.3%	—	—	多様な働き方普及推進専門官1名増員	—	—	3	4	—	厚生労働省	
8	I	1	(2)	①		中小企業・小規模事業者等に対する働き方改革推進支援事業	「働き方改革実行計画」(平成29年3月28日働き方改革実現会議決定)において、「同一労働同一賃金の法改正の施行に当たっては、説明会の開催や情報提供・相談窓口の整備等を図り、中小企業等の実情も踏まえ労使双方に丁寧に対応すること求める。」とされている。 また、「経済財政運営と改革の基本方針2017」(平成29年6月9日閣議決定)及び「未来投資戦略2017」(29年6月9日閣議決定)においても、最低賃金の引上げ及び中小企業・小規模事業者の生産性向上の支援を行うとともに、セミナーや個別相談等の支援の枠組みを設け、生活衛生関係営業から他業種に拡大するなど、中小企業・小規模事業者が賃上げしやすい環境の整備を行うこととされている。 このため、最低賃金の全国加重平均1,000円を目指すべく、最低賃金の引上げに向けた中小企業・小規模事業者への生産性向上の支援を行う。	47都道府県に働き方改革推進支援センターを設置し、①長時間労働の是正、②同一労働同一賃金の実現、③生産性向上による賃金引上げ④人手不足の緩和などの労務管理に関する課題に対し、関係機関と連携を図りつつ、専門家による個別訪問による相談支援や電話相談等を実施した。	694,146	451,237	65.0%	1,546,447	999,821	64.7%	関連法案の国会への早期提出を図る	—	中央待遇改善推進指導官、援助係長、各1名増員、地方待遇改善推進指導官7名増員	23	—	3	4	—	厚生労働省	
9	I	1	(2)	②	最低賃金・賃金の引上げ等に向けた環境整備	中小企業最低賃金引上げ支援対策費	最低賃金については、「働き方改革実行計画」(平成29年3月28日働き方改革実現会議決定)において、「年率3%程度を目途として、名目GDP成長率にも配慮しつつ引き上げていく。これにより、全国加重平均が1,000円になることを目指す。このような最低賃金の引上げに向けて、中小企業、小規模事業者の生産性向上等のための支援や取引条件の改善を図る。」とされている。 また、「経済財政運営と改革の基本方針2017」(平成29年6月9日閣議決定)及び「未来投資戦略2017」(29年6月9日閣議決定)においても、最低賃金の引上げ及び中小企業・小規模事業者の生産性向上の支援を行うとともに、セミナーや個別相談等の支援の枠組みを設け、生活衛生関係営業から他業種に拡大するなど、中小企業・小規模事業者が賃上げしやすい環境の整備を行うこととされている。 このため、最低賃金の全国加重平均1,000円を目指すべく、最低賃金の引上げに向けた中小企業・小規模事業者への生産性向上の支援を行う。	・ 中小企業・小規模事業者等に対する働き方改革推進支援事業 47都道府県に働き方改革推進支援センターを設置し、①長時間労働の是正、②同一労働同一賃金の実現、③生産性向上による賃金引上げ④人手不足の緩和などの労務管理に関する課題に対し、関係機関と連携を図りつつ、専門家による個別訪問による相談支援や電話相談等を実施した。 ・ 業務改善助成事業 事業場内の最低賃金を一定額以上引き上げ、生産性向上に資する設備投資等を行った中小企業・小規模事業者に対し、設備投資等に要した費用の一部を助成する。 ・ 中小企業団体助成事業 労働時間短縮や賃金引上げに向けた生産性向上に資する取組を行う中小企業団体に対して、その取組に要した費用の全部又は一部を助成する。 ・ キャリアアップ助成金(処遇改善支援) 有期契約労働者等の基本給の賃金規定等を2%以上増額改定し、昇給させた場合等に助成する。 ・ 人材確保等支援助成金(人事評価改善等助成コース) 能力評価を含む人事評価制度を整備し、年功序列や定期昇給のみによらない賃金制度を設けることを通じて、生産性向上を図り、賃金アップと離職率低下を実現した企業に対して助成する。 ・ 人材確保等支援助成金(設備改善等支援コース) 雇用管理の改善を図る事業主が、「雇用管理改善計画」を作成し、当該計画に係る設備投資を行い、一定の雇用管理改善及び生産性の向上を達成した場合に助成する。 (平成30年度予算) ・ 「最低賃金総合相談支援センター」については、「働き方改革推進支援センター」に統合し、業種別中小賃金企業団体助成事業については、時間外労働等改善助成金(団体推進コース)に統合。 ・ 人材確保等支援助成金として雇用関係助成金の一部を整理統合し、平成29年度に新設した人事評価改善等助成金を人材確保等支援助成金の一コースにするとともに、新たに設備改善等支援コースを新設。	10,040,206	3,339,495	33.3%	14,732,397	4,033,292	27.4%	—	—	—	—	—	—	3	4	—	厚生労働省

通し 番号	重点方針2017該当箇所					該当施策名	施策の背景・目的 (平成30年1月時点)	施策の概要 (令和元年8月末時点)	政策手段										重点方針		第4次男女共同参画基 本計画との関係		担当 府省庁			
									平成29年度予算・決算額(千円)			平成30年度予算・決算額(千円)			法令・制度 改正	税制 改正 要望	機構 定員 要求	その他	2018 (通し番 号) (※1)	2019 (通し番 号) (※2)	関連性の高い					
									歳出予算現額 (歳出予算額、前年度 繰越額、予算外使用額 及び流用等増減額を加 算したもの)	決算額 (千円)	使用割合 (%)	歳出予算現額 (歳出予算額、前年度 繰越額、予算外使用額 及び流用等増減額を加 算したもの)	決算額 (千円)	使用割合 (%)							分野	大 項目		そ の 他		
10	I	1	(2)	②	最低賃金・賃金の 引上げ等に向けた環 境整備	中小企業等経営 強化法による支 援	人口減少・少子高齢化の進展や国際競争の激化、人手不足など、中小企業・小規模事業者・中堅企業(以下「中小企業・小規模事業者等」という。)を取り巻く事業環境は厳しさを増しており、足下では生産性が低迷し、人材確保や事業の持続的発展に懸念が存在。 こうした中で、中小企業・小規模事業者等が労働の供給制約等を克服し、海外展開等も含め、将来の成長を果たすべく、生産性の向上(経営力向上)を図ることが必要である。	・事業分野の特性に応じた支援 国は、基本方針に基づき、事業分野ごとに経営力向上の方法等を示した「事業分野別指針」を策定、個別の事業分野に知見のある者から意見を聴くなどして、中小企業・小規模事業者等の経営力向上に係るベストプラクティスを事業分野別指針に反映させていく(PDCAサイクルを確立)。 ・中小企業・小規模事業者等による経営力向上に係る取組の支援 中小企業・小規模事業者等は、事業分野別指針に沿って、顧客データの分析を通じた商品・サービスの見直し、ITを活用した財務管理の高度化、人材育成等により経営力を向上して実施する事業計画(「経営力向上計画」)について、国の認定を得ることができる。認定事業者は、税制や金融支援等の措置を受けることができる。 また、支援機関は、国の認定を得て、中小企業・小規模事業者等による経営力向上計画の作成・実施を支援する。(現行では、商工会議所、商工会、金融機関、土業等が支援機関となっている。)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	3	4	—	経済産業省			
11	I	1	(2)	③		国家公務員の非常勤職員の処遇改善に向けた取組	非常勤職員の給与については、常勤職員の給与とのバランスを考慮して給与を支給する旨を定めた給与法や人事院の指針に基づき、各府省において支給されている。 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(平成27年法律第64号)に対する参議院内閣委員会附帯決議において、「臨時・非常勤職員について・・・その実態を把握すること」とされたことを踏まえ、平成28年に「国家公務員の非常勤職員に関する実態調査」を実施し、非常勤職員の給与の支給状況等について把握。 当該調査の結果や、「働き方改革実行計画」(平成29年3月28日働き方改革実現会議決定)の中で示された民間部門の「同一労働同一賃金ガイドライン案」における「正規雇用労働者と非正規雇用労働者の間の不合理な待遇差の解消」という考え方なども踏まえて、非常勤職員の処遇改善を進めていくこととしている。	平成28年の実態調査によれば、非常勤職員に対する特別給(期末手当／勤助手当)に相当する給与の支給の有無、給与法改正を踏まえた非常勤職員の基本給の改定時期等について取扱いに差異があったところ、本調査の結果や民間における同一労働同一賃金に向けた取組も踏まえ、非常勤職員の給与に関する処遇改善を進めていくため、必要な取組を行うものである。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	24	95	3	4	—	内閣官房	
12	I	1	(2)	③		行政機関における同一労働同一賃金の実現に向けた待遇改善等	国家公務員の非常勤職員の処遇改善	平成28年12月に働き方改革実現会議で示された「同一労働同一賃金ガイドライン案」を始めとする同一労働同一賃金の実現に向けた議論の動向がある。	非常勤職員の休暇については、平成30年8月の人事院勧告時に、民間の状況等を踏まえて、いわゆる結婚休暇を設けるなど慶弔に係る休暇について所用の措置を講じる旨報告を行った。 その後、人事院規則15—15(非常勤職員の勤務時間及び休暇)等を改正し、結婚休暇については、常勤職員に設けられている結婚休暇と同一の休暇(連続する5日以上の範囲内の期間についての有給の休暇)を新設し、忌引休暇については、職員の任期等の限定を廃止して全ての非常勤職員が使用できるよう措置した。この人事院規則改正等は、平成30年12月7日に公布・発出し、平成31年1月1日から施行した。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	24	—	3	4	—	人事院
13	I	1	(2)	③		会計年度任用職員制度の円滑な導入に向けた支援事業	地方公共団体において多様化する行政ニーズに対応するためには、任期の定めがあり、パートタイムや隔日勤務といった多様な働き方を可能とする臨時・非常勤職員の活用が不可欠となっている。 一方、地方公共団体によっては、一般職の非常勤職員の採用方法等が法制的に明確でないといった理由などから、制度の趣旨に沿わない任用が行われ、守秘義務など公共の利益の保持に必要な諸制約が課されないなどの問題があるほか、常勤職員に近い勤務形態の臨時・非常勤職員に対する処遇上の課題もある。 このため、これらの課題に対応し、臨時・非常勤職員の適正な任用・勤務条件の確保を図る必要がある。 (参考)臨時・非常勤職員数(平成28年4月1日現在)約64万人(うち女性の割合 約75%)	・臨時・非常勤職員の適正な任用・勤務条件の確保に向けた制度改正 地方公務員の臨時・非常勤職員について、特別職非常勤職員及び臨時的任用職員の任用要件を厳格化するとともに、一般職の「会計年度任用職員」制度を創設、この新たな制度に移行することにより、任用・勤務の適正化を図るとともに、これまで支給が認められていなかった「期末手当」を会計年度任用職員にに対し支給可能とする地方公務員法等の改正法を平成29年5月に公布。 ・円滑な制度導入に向けた支援 法施行(令和2年4月1日)までに、統一的な「会計年度任用職員」制度を、原則全ての地方公共団体で整備。このため、各地方公共団体において円滑な制度導入ができるよう、総務省としては、事務処理マニュアルの提供、都道府県ごとの説明会開催、制度導入に関する準備状況の把握とそれに対する助言等により支援。また、この制度に基づき、臨時・非常勤職員の適正な任用・勤務条件の確保に向けて必要な取組を推進。	—	—	—	23,216	672	2.9%	—	改正後の地方公務員法等を令和2年4月より施行	—	—	—	—	25	96	2	3	—	総務省
(3)テレワークの推進																										
14	I	1	(3)	—		時間外労働等改善助成金(テレワークコース) (職場意識改善助成金より改称)	テレワークは、地方創生、女性活躍等の様々な観点からテレワークの推進が求められ、企業の生産性向上や雇用創出に結び付くものである。 中小企業においてはテレワークの導入は低調であることから、テレワークの導入に資金面で苦慮する中小企業についても本事業により支援を行うことで、良質なテレワークを普及させることを目的とする。	テレワークを新規で導入する中小企業事業主や、テレワークの更なる活用を図る中小企業事業主に対して、機器の購入等導入経費の一部を助成した。	72,000	49,749	69.1%	113,400	45,020	39.7%	—	—	—	—	94	—	3	1	1-1	厚生労働省		
15	I	1	(3)	—		テレワーク等の普及促進事業	テレワークは、地方創生、女性活躍等の様々な観点からテレワークの推進が求められ、企業の生産性向上や雇用創出に結び付くものである。 テレワークによる働き方の中でも、住居地に近いサテライトオフィスでの働き方は、通勤時間が削減され、労働に係る総拘束時間が減少するため、育児と仕事との両立が図られるほか、在宅テレワークと比べ労働者にとって勤務のオン・オフにメリハリを付けることができる働き方となり、会社側にとっても労務管理を的確に行うことができるといったメリットがあることからこの普及を図る。	モデル事業として首都圏等にサテライトオフィスを設置するとともに、その利用・運営状況を実証するため、専門家による検討委員会によりサテライトオフィスの有効な活用方法の在り方を示す。平成31年度まで実施。	351,122	120,078	34.2%	289,680	152,745	52.7%	—	—	—	—	97	107、116	3	1	1-1	厚生労働省		

通し 番号	重点方針2017該当箇所					該当施策名	施策の背景・目的 (平成30年1月時点)	施策の概要 (令和元年8月末時点)	政策手段										重点方針		第4次男女共同参画基本計画との関係			担当 府 省 庁
									平成29年度予算・決算額(千円)			平成30年度予算・決算額(千円)			法令・制度改正	税制改正要望	機構 定員 要求	その他	2018 (通し番号) (※1)	2019 (通し番号) (※2)	関連性の高い		その他	
									歳出予算現額 (歳出予算額、前年度繰越額、予算外使用額及び流用等増減額を加除したもの)	決算額 (千円)	使用割合 (%)	歳出予算現額 (歳出予算額、前年度繰越額、予算外使用額及び流用等増減額を加除したもの)	決算額 (千円)	使用割合 (%)							分野	大項目		
16	I	1	(3)	—		「多様で安心できる働き方」の導入促進事業	テレワークは、地方創生、女性活躍等の様々な観点から推進が求められ、企業の生産性向上や雇用創出に結び付くものであるが、労働者の勤務時間帯と日常生活時間帯が混在したものとなりやすいことなど労務管理上の課題を理由に事業主が導入をためらうことが多い。 また、育児・介護等の理由によって、職場での就労が困難となる恐れがある者にとって、テレワークによる働き方が有効であるにも拘わらず、個人に対する情報提供、実感を持てる機会の提供等が十分でない。 こうした課題に応え、テレワークの更なる普及を図る必要がある。	適正な労務管理下における良質なテレワークを普及させるために策定したテレワークのガイドラインを広く周知した。 労働者向けのイベントを開催し、働く方に直接テレワークのメリットを訴えた。 ※令和元年度より「テレワークの普及促進に向けた気運の醸成」(通し番号18)に統合	22,457	21,569	96.0%	19,062	18,357	96.3%	—	—	—	—	96	—	3	1	1-1	厚生労働省
17	I	1	(3)	—		ふるさとテレワーク推進事業	時間や場所を有効に活用できる「テレワーク」の普及促進を図るとともに、地方でも都市部と同じように働ける環境を実現する「ふるさとテレワーク」を推進することにより、働き方改革及び地方創生の実現に資する。	働き方改革の実現に向けて、ICTを活用し、時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方である「テレワーク」の普及促進を図るため、セミナーの開催、専門家の派遣、先進事例の収集・表彰、担い手の育成等の取組を行う。 また、地方創生の実現に向けて、ICTを活用し、地方でも都市部と同じように働ける環境を実現する「ふるさとテレワーク」の全国への普及展開を図るため、ふるさとテレワークを導入する地方公共団体等に対して環境整備に必要な経費の補助等を行う。	629,848	363,684	57.7%	415,851	311,355	74.9%	—	—	—	—	91-1	105、106、114、115	3	1	—	総務省
18	I	1	(3)	—		テレワークの普及促進に向けた気運の醸成	テレワークは、地方創生、女性活躍等の様々な観点から推進が求められ、企業の生産性向上や雇用創出に結び付くものである。 テレワークをこれから導入しようとする企業等に対しては、そのメリットや好事例を様々な形で発信していくことが有益であるとともに、普及に当たってはテレワークが長時間労働を招かないよう、適正な労務管理下における良質なテレワークを普及・促進していく必要がある。	労働管理上の留意点・情報機器作業における留意点等について周知するためのセミナーを開催した。 テレワークを導入する先進企業等に対し表彰を行い、その取組を企業向けのシンポジウム等を通じて広く周知した。 企業トップによるテレワーク宣言を踏まえたテレワークの導入事例を広く周知し、導入促進を図った。 適正な労務管理下における良質なテレワークを普及させるために策定したテレワークのガイドラインを広く周知した。 労働者向けのイベントを開催し、働く方に直接テレワークのメリットを訴えた。 ※令和元年度より「『多様で安心できる働き方』の導入促進事業」(通し番号16)より統合	49,742	40,394	81.2%	54,716	38,712	70.8%	—	—	—	—	92	110	3	1	1-1	厚生労働省
19	I	1	(3)	—	—	テレワーク相談センターの設置	テレワークは、地方創生、女性活躍等の様々な観点から推進が求められ、企業の生産性向上や雇用創出に結び付くものであるが、長時間労働につながるやすいことや、企業の労務管理が煩雑となるといった課題もあるため、適正な労務管理下における良質なテレワークを普及・促進していく必要がある。 テレワークの導入に当たっては、労務管理やセキュリティ対策を始め、課題も多いため、テレワークを導入する企業にノウハウを提供することが有効であり、これによってテレワークの支援対策をより一層推進することを目的とする。	テレワークの導入・実施時における労務管理上の課題等について、相談に応える相談センターを設置した。 テレワークの導入を検討する企業に対し、労務管理等に関する訪問によるコンサルティングを実施した。	55,775	44,394	79.6%	32,953	29,852	90.6%	—	—	—	—	93	—	3	1	1-1	厚生労働省
20	I	1	(3)	—		国家公務員に対するテレワーク、リモートアクセスの推進	「世界最先端IT国家創造宣言」(平成26年6月24日閣議決定)に基づき策定した「国家公務員テレワーク・ロードマップ」(27年1月21日各府省情報化統括責任者(GIO)連絡会議決定)や、「国家公務員の女性活躍とワークライフバランス推進のための取組方針」(26年10月17日女性職員活躍・ワークライフバランス推進協議会決定)、「働き方改革実行計画」(29年3月28日働き方改革実現会議決定)により、多様で柔軟な働き方が選択できる社会をめざし、国家公務員のテレワーク導入に向けた具体的な取組を推進する。	令和2年度までに、必要な者が必要な時にテレワーク勤務を本格的に活用できるようにするための計画的な環境整備を行うとともに、リモートアクセス機能の全府省での導入を行う。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	100、101	112、113	2	3	—	内閣官房	
21	I	1	(3)	—		テレワークの推進	女性や高齢者の活躍による労働力の拡大、大都市への一極集中の是正による地方での雇用拡大等のため、ICTを活用し、時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方であるテレワークの推進が求められている。 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会では、国内外からたくさん観光客等が集まり、首都圏の公共交通機関における混雑が予想されることなどから、会期中のテレワーク活用を促すとともに、オリパラを契機としたテレワークの全国展開を強力に推進することとする。	総務省・厚生労働省・国土交通省・経済産業省(4省庁)で連携し、普及・啓発活動を行う。 ・テレワーク推進フォーラムの開催 ・テレワーク関係府省連絡会議の実施 等 上記4省及び内閣官房・内閣府が主催し、毎年7月24日をテレワーク・デイと定め、普及・啓発を行う。(テレワーク・デイは平成30年はテレワーク・デイズとし期間を1日→1週間へ、令和元年は約1ヶ月間へと拡大した)	629,848の内数	363,684の内数	—	415,851の内数	311,355の内数	—	—	—	—	—	—	105、106、112、113、114、115	3	1	—	総務省、経済産業省、国土交通省、厚生労働省、
22	I	1	(3)	—		テレワークの推進	ニッポン一億総活躍社会の実現、少子化対策に向け、都市行政の分野においても、まちづくりと連携した柔軟な働き方や女性の活躍促進など働き方改革の推進、子育てしやすいまちづくりを推進する必要がある。	場所にとらわれない柔軟な働き方であるテレワークの推進に向け、テレワーク従事者の実態を把握するためのアンケート調査を実施し、結果を公表することで、多様なテレワークの普及を促した。	25,000	24,991	99.9%	20,000	19,991	99.9%	—	—	—	—	98	111	3	1	—	国土交通省

通し 番号	重点方針2017該当箇所					該当施策名	施策の背景・目的 (平成30年1月時点)	施策の概要 (令和元年8月末時点)	政策手段										重点方針		第4次男女共同参画基本計画との関係			担当府 省庁
									平成29年度予算・決算額(千円)			平成30年度予算・決算額(千円)			法令・制度改正	税制改正要望	機構定員要求	その他	2018 (通し番号) (※1)	2019 (通し番号) (※2)	関連性の高い		その他	
									歳出予算現額 (歳出予算額、前年度繰越額、予算外使用額及び流用等増減額を加除したもの)	決算額 (千円)	使用割合 (%)	歳出予算現額 (歳出予算額、前年度繰越額、予算外使用額及び流用等増減額を加除したもの)	決算額 (千円)	使用割合 (%)							分野	大項目		
23	I	1	(3)	—		国家戦略特区のテレワークに関する援助	テレワークは、地方創生、女性活躍等の様々な観点から推進が求められる、企業の生産性向上や雇用創出に結びつくものであるとともに、働く方が育児や介護等を理由とした離職をすることを防ぐことや、高齢の方や障害を持った方に就労機会を提供することが可能となるなど、雇用の安定・継続に資するものである。 平成29年6月16日に成立した改正国家戦略特別区域法においても、「情報通信技術を利用した事業場外勤務の活用のための事業主等に対する援助」について規定されたことを踏まえ、国と地方自治体がそれぞれの強みを活かして、事業主に加えて、広く労働者を対象に、テレワークに係る相談対応や助言等の援助を行う。	地方自治体と連携し、相談窓口の設置や労務管理等に関する訪問コンサルティングなどを行い、企業への導入支援や、働く方への情報提供等を実施した。	—	—	—	56,811	16,938	29.8%	—	—	—	—	95	109	3	1	1-1	厚生労働省
24	I	3	(3)	—		女性地方公務員の活躍・働き方改革推進に向けた戦略的広報・情報発信	地方公共団体が女性活躍推進法及び第4次男女共同参画基本計画に基づき、女性地方公務員の活躍推進のための目標を達成するためには、①人事管理面での変革(女性が出産・子育てを行いつつ管理職として活躍できる新しい人事管理体系の構築)と②男性職員を含めた柔軟な働き方改革(男性が育児等の家庭責任を果たすことができるような働き方の改革)を車の両輪とした取組が求められている。 そのため、先進事例の紹介を行うほか、地方公共団体との間で共通の課題や取組方策について議論・検討し、情報共有を図るなど、戦略的な広報・情報発信を通じて、各団体の実情に即した主体的かつ積極的な取組を支援する。	地方公共団体における女性職員活躍及び働き方改革(以下「女性職員活躍等」という。)に関する先進的な取組事例に加え、ロールモデル女性職員、イクメン職員、イクボス職員の紹介を行う。 また、女性職員活躍等に取り組む地方公共団体の職員が、各団体に共通する課題や取組状況について意見交換等を行う協議会で解決策を検討するとともに、女性職員活躍等の推進方策に関する調査研究を行い、テレワークの活用を含め各地方公共団体の参考にする具体的・実践的な取組手法を「実践マニュアル」として取りまとめる。	15,549の内数	13,155の内数	—	12,949の内数	10,615の内数	—	—	—	—	90、99 120、156	108	2	3	—	総務省	
(4)ライフイベントに対応した多様で柔軟な働き方の推進																								
25	I	1	(4)	①		育児休業等の取得促進	改正育児・介護休業法の円滑な施行 改正育児・介護休業法の周知徹底・円滑な施行	改正育児・介護休業法の円滑な施行のため、平成29年1月1日施行の改正内容及び同年10月1日施行予定の改正内容について、周知徹底を図る必要がある。 改正内容の円滑な施行のため、パンフレット等の作成や、説明会の開催など、改正内容の周知徹底に取り組んだ。	—	—	—	—	—	—	平成29年10月1日より、改正育児・介護休業法を施行した。	—	—	—	—	—	3	1	—	厚生労働省
26	I	1	(4)	①		両立支援等助成金(女性活躍加速コースを除く) 育児休業等の取得促進	仕事と育児・介護の両立に関しては、以下の通り数値目標が掲げられている。 ○未来投資戦略2017(平成29年6月9日閣議決定) ・第1子出産前後の女性の継続就業率 2015(27)年 53.1% → 2020(32)年 55% ・男性の育児休業取得率 2016(28)年 3.16% → 2020(32)年 13% ○ニッポン一億総活躍プラン(平成28年6月2日閣議決定) 2020年代初頭までに介護離職をなくす これらを踏まえ、助成金の支給により事業主等の取組をさらに促進し、仕事と育児・介護の両立を容易にするための環境整備を進める。	労働者が仕事と育児・介護等と両立できる職場環境整備の取組を促進するため、仕事と育児・介護等の両立支援に取り組む事業主に対して、助成金の支給を行っている。	10,947,667	5,460,684	49.9%	23,781,196	5,870,256	24.7%	—	—	—	—	115	127、131	3	1	3-5	厚生労働省
27	I	1	(4)	①		育児・介護支援プラン導入プログラム事業	「少子化対策大綱」(平成27年3月20日閣議決定)において、育休復帰支援プランによる支援および助成金を支給することにより、労働者の円滑な育休取得・職場復帰を図ることとしている。 また、「ニッポン一億総活躍プラン」(平成28年6月2日閣議決定)においては、「介護に直面した労働者への休業からの復帰支援など、仕事と介護の両立に資する雇用環境の整備を行った事業主に対する支援を強化するとともに、事業主へのコンサルティングを提供する。」とされていることから、中小企業における育児休業・介護休業の取得および円滑な職場復帰による継続就労支援を行う。	中小企業及び中小企業で働く労働者の状況に応じた「育休復帰支援プラン」及び「介護支援プラン」の策定・利用支援を行っている。 ・「育休復帰支援プラン」及び「介護支援プラン」の普及促進 ・セミナーの開催 ・個々の事業主の状況に応じたプランの策定支援を行う育児・介護プランナーを養成し、プランナーによる事業主のプラン策定支援を実施 ・「介護支援マニュアル」(仮称)の作成	336,545	216,122	64.2%	308,051	242,128	78.6%	—	—	—	—	—	—	3	1	—	厚生労働省
28	I	1	(4)	②		治療と職業生活の両立等の支援対策事業	労働者の健康確保の観点から、事業者は、疾病を抱える労働者が就労によって疾病が悪化することのないよう、一定の就業上の措置や治療等に対して配慮を行うよう努める必要がある。 また、「ニッポン一億総活躍プラン」(平成28年6月2日閣議決定)、「働き方改革実行計画」(平成29年3月28日働き方改革実現会議決定)等に基づき、治療と職業生活の両立に向けたトライアングル型支援などの推進を図る必要がある。 このため、一般国民も含めた周知・啓発、両立支援コーディネーターの養成・配置、企業連携マニュアルや疾患別サポートマニュアルの作成等により、治療と職業生活の両立支援の取組の普及を図る。	「ニッポン一億総活躍プラン」、「働き方改革実行計画」等に基づき、治療と職業生活の両立に向けたトライアングル型支援などの推進を図る必要がある。 両立支援コーディネーターの養成を始め、企業連携マニュアルや疾患別サポートマニュアルを作成する。また、経営者、人事労務担当者等向けのセミナー等を開催する。さらに、一般国民も含めた周知・啓発として広報活動を行うほか、地域での取組を推進するため、各都道府県に地域両立支援推進チームを組織し、治療と仕事の両立支援の普及を図る。	1,007,671	989,500	98.2%	1,350,333	1,349,457	99.9%	—	—	—	—	—	—	1	1	—	厚生労働省
29	I	1	(4)	③		労働者のライフイベントに応じた配置	「まち・ひと・しごと創生総合戦略(2015改訂版)」(平成27年12月24日閣議決定)において、「転勤の実態調査を進めていき、企業の経営判断にも配慮しつつ、労働者の仕事と家庭生活の両立に資する「転勤」に関する雇用管理のポイント(仮称)」の策定を目指すこととされたことから、29年3月30日に「転勤に関する雇用管理のヒントと手法」を策定し公表した。	平成29年3月30日に策定・公表した「転勤に関する雇用管理のヒントと手法」を厚生労働省のホームページに掲載するほか、労働局における周知を行っている。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	3	1	—	厚生労働省	
30	I	1	(4)	④		個人の学び直し・復職・再就職支援	仕事・家庭と学び直しの両立を実現する教育訓練のあり方研究事業 子育て中の女性や在職者は、多忙な中で学び直しのための教育訓練を受講する時間を確保すること自体が困難であることから、こうした課題を解決する講座の開講形態・教育手法や、企業側の時間的配慮のあり方につき調査研究・課題整理を行い、その成果を普及することで講座の開講を促進し、効率的・効果的な人材育成の推進を図る。	子育て女性等の時間の制約の大きい者にとっても受講しやすい講座の在り方(曜日・時間設定を含む開講形態、教育手法等)について、企業等、教育訓練機関、受講者層に対しヒアリング・アンケート等による調査を行うとともに、「受講しやすい」身につけるべきスキルを効率的に身につけられる「開講形態・教育手法についての仮説を形成する。また、仮説に基づいた教育訓練講座の設置・開講による効果・成果の実証を行った上で、必要な見直しを加え、成果を普及、講座の開講の促進を目指す。	—	—	—	25,417	24,701	97.2%	—	—	—	—	104	—	3	5	3-4	厚生労働省

通 し 番 号	重点方針2017該当箇所					該当施策名	施策の背景・目的 (平成30年1月時点)	施策の概要 (令和元年8月末時点)	政策手段							重点方針		第4次男女共同参画基本計画との関係			担当府省庁						
									平成29年度予算・決算額(千円)			平成30年度予算・決算額(千円)			法令・制度改正	税制改正要望	機構定員要求	その他	2018 (通し番号) (※1)	2019 (通し番号) (※2)		関連性の高い		その他			
									歳出予算現額 (歳出予算額、前年度繰越額、予算外使用額及び流用等増減額を加算したもの)	決算額 (千円)	使用割合 (%)	歳出予算現額 (歳出予算額、前年度繰越額、予算外使用額及び流用等増減額を加算したもの)	決算額 (千円)	使用割合 (%)								分野	大項目				
31	I	I	(4)	④	個人の学び直し・復職・再就職支援	労働者等のキャリア形成・生産性向上に資する教育訓練開発プロジェクト事業	人口減少局面を迎える中、労働者一人一人の労働生産性向上が不可欠とされているところ、子育て女性や非正規雇用の若者等のキャリア形成上の課題を有する労働者等のキャリアアップ、生産性向上に資する教育訓練プログラムを産業界との連携等を通じて開発・普及し、専門実践教育訓練給付制度における継続的な活用を図る。	教育訓練機関と産業界等が連携し、子育て女性等が再就職にあたり学び直しを行うための教育訓練プログラムを開発・実証する。	161,159	61,530	38.2%	173,555	128,827	74.2%	—	—	—	—	—	—	3	5	3-4	厚生労働省			
32	I	I	(4)	④		教育訓練給付制度	労働者の自己啓発を支援する仕組みとして教育訓練給付があるが、中長期的なキャリア形成を支援する専門実践教育訓練給付については、未だ受給者が少ない状況にある。このため、利用が促進されるよう周知を図るとともに、専門実践教育訓練給付の給付率について40%から50%に、上限額について年間32万円から40万円に引き上げ、集中的に支援する。また、出産、育児等と仕事の両立については、離職せずに継続して働くことができるようにすることが必要であるが、仕事を一時的に離れる方に対しては、できるだけ早期に職場復帰してキャリアアップを続けることができるようにすることが重要である。こうしたことを進めるため、これまでも取組が続けられてきたが、今後とも一層取り組んでいくことが求められる。しかしながら、出産、育児等により、離職後にすぐに教育訓練を受講することが難しい場合があり、離職後一旦は育児等のため就職活動を中断したものの、その後再就職をしようとする場合には教育訓練がより必要となる場合も多いと考えられる。このため、出産、育児等により、離職後1年間に教育訓練が受けられない場合に延長して教育訓練給付を受給できる期間(適用対象期間)を離職後20年(現行4年)まで延長し、離職後、出産、育児等でブランクがあっても、能力を向上させ、再就職を実現できるようにする。	〇一般教育訓練に係る教育訓練給付金 ・支給要件:被保険者期間3年以上(初回の場合は1年以上)で、当該訓練開始日前3年以内に教育訓練給付金を受給したことがないこと。 ・給付水準:教育訓練に要した費用の20%相当額(上限10万円) ・対象訓練:雇用の安定及び就職の促進に資すると認められる教育訓練 〇特定一般教育訓練に係る教育訓練給付金(令和元年10月1日施行) ・支給要件:一般教育訓練と同様。 ・給付水準:教育訓練に要した費用の40%相当額(上限20万円) ・対象訓練:雇用の安定及び就職の促進を図るために必要な職業に関する教育訓練のうち速やかな再就職及び早期のキャリア形成に資するもの。 〇専門実践教育訓練に係る教育訓練給付金 ・支給要件:被保険者期間3年以上(初回の場合は2年以上)で、当該訓練開始日前3年以内に教育訓練給付金を受給したことがないこと。 ・給付水準:教育訓練に要した費用の50%相当額(上限年間40万円)を、受講状況が適切であることを確認した上で、6か月ごとに支給。加えて、資格取得等し、かつ、訓練修了後1年以内に、被保険者として雇用された者又は当該資格取得等が訓練修了後1年以内である被保険者として雇用されている者には、当該教育訓練に要した費用の20%相当額(上限年間16万円)を追加支給 ・対象訓練:専門的・実践的であると認められる訓練	13,723,740	12,520,816	91.2%	15,948,358	16,883,204	105.9%	改正後の雇用保険法及び雇用保険法施行規則を平成30年1月より施行	—	—	—	—	—	117	3	1	3-4	厚生労働省		
33	I	I	(4)	④		職業実践力育成プログラム(BP: Brush up Program for professional)認定制度の改善	労働生産性を上げ、成長と分配の好循環を加速するため、働き方改革の取組を速やかに実行していくとともに、未来への先行投資として、人材への投資を強化し、生涯現役社会の実現を目指す。具体的には、女性の活躍促進も含め、社会人の学び直しを一層促進するため、短期間で受講しやすい教育プログラムの認定制度を創設するとともに、これらのプログラムについて教育訓練給付との連携を図り、もって我が国のリカレント教育の充実を推進する。	離職した女性の復職・再就職等も含め、社会人の学び直しを一層促進するため、大学等における実践的・専門的かつ短期間で受講しやすい教育プログラムの認定制度を創設し、これらのプログラムについて教育訓練給付との連携を図る。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	119	3	5	—	文部科学省			
34	I	I	(4)	④		男女共同参画のための学び・キャリア形成支援事業	「ニッポン一億総活躍プラン」(平成28年6月2日閣議決定)においても、女性活躍の推進のため、復職やキャリアアップを目指す女性等に対する大学・専修学校等における実践的な学び直しの機会の提供を推進することとされている。また、「働き方改革実行計画」(29年3月28日働き方改革実現会議決定)においては、大学等の女性のリカレント講座の全国展開を図るため、カリキュラムや就職支援の枠組みについて産業界や地方公共団体等と連携してモデル開発を行い、その普及を図るとともに、講座開拓や職業実践力育成プログラム講座の拡大を進めることとされている。	女性がリカレント教育を活用して復職・再就職しやすい環境整備の在り方や、大学等が、男女共同参画センター、産業界、ハローワーク等と連携し、地域の中で女性の学びとキャリア形成・再就職支援を一体的に行う仕組みづくりに関するモデル構築や普及啓発のための研究協議会を開催し、男女共同参画のための女性の学び・キャリア形成支援の推進を図る。	30,624	26,171	85.5%	36,570	31,438	86.0%	—	—	—	—	103	125	10	3	—	文部科学省			
35	I	I	(4)	④	マザーズハローワーク事業	本格的な人口減少時代に対応し、活力ある社会を維持するために、女性労働力の活用、特に出産・子育て等で離職した者への再就職支援が喫緊の課題となっている一方、「就業構造基本調査」では、就業を希望しながら求職活動を行っていない12歳未満の子もを持つ女性等が約137万人いると推計されており、そのような子育て女性等の再就職を促進する。	子育て中の女性等を対象に、子ども連れで来所しやすい環境を整備の上、担当者制によるきめ細かな職業相談・職業紹介等を実施。事業拠点の拡充を行うとともに、ひとり親支援専門的就職支援ナビゲーター及び両立求人の開拓を行う求人者支援員を追加配置し、更なる就職支援を強化。また、職業訓練関係業務のワンストップ化を推進。	3,585,204	3,143,405	87.7%	3,744,137	3,287,446	87.8%	—	—	—	—	—	—	128	3	5	—	厚生労働省			
(5)ワーク・ライフ・バランスの推進																											
36	I	I	(5)	①	各種調達を通じたワーク・ライフ・バランスの推進	公共調達等を活用したワーク・ライフ・バランス等推進の加速	「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(平成27年法律第64号)第20条第1項において、国は、国及び公庫等の調達に關し、予算の適正な使用に留意しつつ、同法に基づく認定を受けた企業等の受注の機会の増大等を実施すると規定。これに基づき、「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金に関する取組指針」を策定し、国や独立系の調達においては、価格以外の要素を評価する調達(総合評価落札方式及び企画競争方式)を行う時は、契約の内容に応じて、ワーク・ライフ・バランス等推進企業(女性活躍推進法等に基づく認定取得企業等)を加点評価することとしており、これにより、女性活躍の前提となるワーク・ライフ・バランスの推進を加速していくことを目的とする。	国の全機関(26機関)が、実施スケジュールを公表し、平成28年度に取組を開始。うち、29年度に、WTO対象事業を含め全面実施する機関は、19機関。独立行政法人等については、平成29年度から原則全面実施することとし、全182機関が実施スケジュールを公表済。平成29年12月に各府省等の取組状況(平成28年度)について公表済。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	83	—	3	3	1-4、2-4	内閣府	

通し 番号	重点方針2017該当箇所					該当施策名	施策の背景・目的 (平成30年1月時点)	施策の概要 (令和元年8月末時点)	政策手段										重点方針		第4次男女共同参画基本計画との関係			担当 府省庁
									平成29年度予算・決算額(千円)			平成30年度予算・決算額(千円)			法令・制度改正	税制改正要望	機構 定員 要求	その他	2018 (通し番号) (※1)	2019 (通し番号) (※2)	関連性の高い		その他	
									歳出予算現額 (歳出予算額、前年度繰越額、予算費使用額及び流用等増減額を加 算したもの)	決算額 (千円)	使用割合 (%)	歳出予算現額 (歳出予算額、前年度繰越額、予算費使用額 及び流用等増減額を加 算したもの)	決算額 (千円)	使用割合 (%)							分野	大 項目		
37	I	1	(5)	①	各種調達を通じたワーク・ライフ・バランスの推進	公共調達等を活用したワーク・ライフ・バランス等推進の加速	「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(平成27年法律第64号)第20条第1項において、国は、国及び公庫等の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、同法に基づく認定を受けた企業等の受注の機会の増大等を実施すると規定。同条第2項において、地方公共団体は、国の施策に準じて必要な施策を実施するように努めるものとされている。また、同条に基づき、「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金に関する取組指針」を策定した。これに基づき、国や独法等の調達においては、価格以外の要素を評価する調達(総合評価落札方式及び企画競争方式)を行う時は、契約の内容に応じて、ワーク・ライフ・バランス等推進企業(女性活躍推進法等に基づく認定取得企業等)を加点評価することとしており、この取組を地方公共団体、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会関連、民間企業等へ広めることにより、女性活躍の前提となるワーク・ライフ・バランスの推進を加速していくことを目的とする。	内閣府、総務省及び厚生労働省で、認定取得企業等の情報提供の充実について検討を行い、「統一資格審査申請・調達情報検索サイト」に加点評価の取組について掲載するとともに、内閣府・厚生労働省ホームページへのリンクを行った。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	84	98	3	3	1-4、2-4	内閣府、総務省、厚生労働省	
38	I	1	(5)	①		調達を活用したWLB加速調査研究	「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(平成27年法律第64号)第20条第1項において、国は、国及び公庫等の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、同法に基づく認定を受けた企業等の受注の機会の増大等を実施すると規定。同条第2項において、地方公共団体は、国の施策に準じて必要な施策を実施するように努めるものとされている。また、同条に基づき、「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金に関する取組指針」を策定。これに基づき、国や独法等の調達においては、価格以外の要素を評価する調達(総合評価落札方式及び企画競争方式)を行う時は、契約の内容に応じて、ワーク・ライフ・バランス等推進企業(女性活躍推進法等に基づく認定取得企業等)を加点評価することとしており、地方公共団体においても、国の取組に準じた取組が進められるよう、先進的な取組事例や導入手法等を示して働きかけや啓発を行う。これにより、女性活躍の前提となるワーク・ライフ・バランスの推進を加速していくことを目的とする。	平成29年度事業において、「調達におけるワーク・ライフ・バランス等推進企業評価の推進に関する調査研究」を実施。	5,934	7,236	121.9%	—	—	—	—	—	—	—	—	3	3	1-4、2-4	内閣府	
39	I	1	(5)	①		公共調達等を活用したワーク・ライフ・バランス等推進の加速	「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(平成27年法律第64号)第20条において、国は、国及び公庫等の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、同法に基づく認定を受けた企業等の受注の機会の増大等を実施すると規定。これに基づき、「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金に関する取組指針」を策定し、国や独法等の調達においては、価格以外の要素を評価する調達(総合評価落札方式及び企画競争方式)を行う時は、契約の内容に応じて、ワーク・ライフ・バランス等推進企業(女性活躍推進法等に基づく認定取得企業等)を加点評価することとしており、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に関する調達や民間企業等における各種調達においても、国と同様の取組が促進されるよう、先進的な取組事例や導入手法等を示して働きかけを行う。これにより、女性活躍の前提となるワーク・ライフ・バランスの推進を加速していくことを目的とする。	内閣府、総務省及び厚生労働省で、認定取得企業等の情報提供の充実について検討を行い、「統一資格審査申請・調達情報検索サイト」に加点・評価の取組について掲載するとともに、内閣府・厚生労働省ホームページへのリンクを行った。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	83	—	3	3	1-4、2-4	内閣府	
40	I	1	(5)	①		女性が輝く先進企業表彰	「日本再興戦略」(平成25年6月14日閣議決定)において、女性の活躍推進に取り組む企業に対する好事例の顕彰や、登用状況の開示促進等を行うこととされた。それに沿って、26年度から、役員・管理職への女性の登用に関する方針、取組及び実績並びにそれらの情報開示において顕著な功績があった企業を、内閣総理大臣及び内閣府特命担当大臣(男女共同参画)から表彰することとなった(26年9月内閣総理大臣決定)。なお、平成32年度(2020年)まで女性の活躍を重点的に加速することを目的として、7年間に限り実施する。	女性が活躍できる職場環境の整備を推進するため、役員・管理職への女性の登用に関する方針、取組(調達において取引先企業の女性活躍やワーク・ライフ・バランス等を評価する取組も含む。)及び実績並びにそれらの情報開示において顕著な功績があった企業を表彰し、もって、「女性が輝く社会」の実現に資する。	925	938	101.4%	696	713	102.4%	—	—	—	—	—	—	2	4	10-5	内閣府
41	I	1	(5)	②	「地域働き方改革会議」における取組の支援	「地域働き方改革会議」における取組の支援	出生率や出生率に関連の深い各種指標は地域によって大きく異なっており、出生率低下の要因である「晩婚化・晩産化」や、それらに大きな影響を与えていると考えられる「働き方」「所得」や「地域・家族の支援力」にも地域差がある。 このため、国全体での対策に加えて、地方公共団体や労使団体、金融機関などの地域の関係者からなる「地域働き方改革会議」において、地域の実情に即した「働き方改革」を推進していく取組を、関係府省庁一一体となって推進する。	(平成30年度までの取組) 各地域に設置されている「地域働き方改革会議」に対し、関係府省及び専門家からなる「地域働き方改革支援チーム」より、情報提供や構成員の派遣を始めとした支援を実施。 (令和元年度実施予定) 「地域働き方改革支援チーム」による「地域働き方改革会議」への情報提供や構成員の派遣を始め、地域における先駆的・優良な取組の横展開を継続して実施	—	—	—	—	—	—	—	—	—	78	—	3	1	—	内閣官房	
42	I	1	(5)	③	経営者・管理職の意識改革の推進	企業等におけるワーク・ライフ・バランスに関する調査研究及び情報提供	「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」・「行動指針」において、国の取組として、「労使による自主的な取組を支援していくことが重要であり、国民の理解を促進し、先進企業の好事例や取組のノウハウ等の情報を提供していくこと」とされている。 また、「第4次男女共同参画基本計画」(平成27年12月25日閣議決定)においては、「育児休業等取得しても中長期的に処遇の差を取り戻すこと、職務上の経験を積むことが可能となるような人事配置、教育訓練、昇進基準及び人事評価制度見直しの奨励、職場マネジメントの調査研究及び好事例の提供を行う」とされている。 こうした必要性を踏まえ、内閣府では、様々な主体における、仕事と生活の調和の取組状況等について、専門的かつ多角的な観点から分析を行い、啓発用ツールとして好事例集を作成する。	時間等に制約のある社員に対するキャリア形成支援の取組を調査・研究し、その結果について、啓発用ツールとして「働き方に制約のある社員に対するキャリア支援の取組事例集」を作成。(平成30年3月公表) 「仕事と生活の調和推進のための行動指針」において設定されている数値目標を踏まえ、今後、社会全体で取り組むべき方向性や各主体の役割等を検討するため、ワーク・ライフ・バランスに関しての調査研究を実施。(平成31年3月公表)	5,202	7,109	136.7%	11,506	10,782	93.7%	—	—	—	—	85	99	3	1	—	内閣府

通 し 番 号	重点方針2017該当箇所					該当施策名	施策の背景・目的 (平成30年1月時点)	施策の概要 (令和元年8月末時点)	政策手段										重点方針		第4次男女共同参画基本計画との関係				担当 府 省 庁
									平成29年度予算・決算額(千円)			平成30年度予算・決算額(千円)			法令・制度改正	税制改正要望	機構定員要求	その他	2018 (通し番号) (※1)	2019 (通し番号) (※2)	関連性の高い				
									歳出予算現額 (歳出予算額、前年度繰越額、予算外使用額及び流用等増減額を加除したもの)	決算額 (千円)	使用割合 (%)	歳出予算現額 (歳出予算額、前年度繰越額、予算外使用額及び流用等増減額を加除したもの)	決算額 (千円)	使用割合 (%)							分野	大項目	その他		
43	I	1	(5)	③		経営者・管理職の意識改革の推進	ワーク・ライフ・バランス等を推進するための経営者・管理職向けセミナー	「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」「行動指針」において、国の取組として、「労使による自主的な取組を支援していくことが重要であり、国民の理解を促進し、先進企業の好事例等の情報の収集・提供・助言、仕事と生活の調和の実現に取り組む企業への支援を推進すること」とされている。 また、「第4次男女共同参画基本計画」(平成27年12月25日閣議決定)においては、「ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた経営者のコミットメントを促し、経営者のリーダーシップによる取組を促進すること」とされている。こうした必要性を踏まえ、内閣府では、企業経営者・管理職等に対して、ワーク・ライフ・バランスを経営戦略に位置付けて取り組むことについて理解と行動を促進するためのセミナーを開催する。	仕事と生活の調和に取り組むメリットや具体的方法(好事例)等の普及啓発を図るため、経済団体等と連携し、経営者や管理職を対象としたトップセミナー等を開催した。	3,915	2,106	53.8%	4,161	1,864	44.8%	—	—	—	—	86	100	3	1	—	内閣府
44	I	1	(5)	④		男女双方の働き方改革に関する取組		ワークライフバランスの推進及び働き方改革は、育児・介護等時間制約のある職員のみならず、全ての職員が健康で生き生きと働き、成長し、その能力を最大限発揮することにより、政策の質や行政サービスを向上させるために不可欠である。 このため、ワークライフバランス推進強化月間を通じて、各府省等は、創意工夫の上、「ゆう活」など働き方改革に具体的にに取り組むことで、超過勤務を縮減し、職員・職場の意識変化を進める。 また、業務の効率化や職場環境の改善に向けた創意工夫を活かした取組を行った国家公務員の職場のうち、特に優秀なものを表彰することで、国家公務員の働き方改革によるワークライフバランスの推進を図る。	・ワークライフバランス推進強化月間に係るポスターを作成し、各府省等に配布する。 ・各府省等から推薦があった職場を対象として、有識者からなる選考委員会が評価して表彰候補を選定、国家公務員制度担当大臣及び内閣人事局長により表彰を行う。 ・新たな技術等を用いた業務効率化を積極的に推進し、国家公務員の働き方改革を更に加速させる。	67,063の内数	74,478の内数	—	68,606の内数	87,680の内数	—	—	—	—	88	101	2	3	—	内閣官房	
45	I	1	(5)	④		公務員の働き方改革とワーク・ライフ・バランスの推進	国家公務員のフレックスタイム制の活用促進	フレックスタイム制を活用し、職員が自らの事情に応じて柔軟で効率的な働き方をすることによって、ワーク・ライフ・バランスの推進を図る。	フレックスタイム制については、平成28年4月に原則として全ての職員に対象が拡充されたところである。育児や介護を行う職員を始めとして、職員がフレックスタイム制を活用し、自らの事情に応じて柔軟で効率的な働き方することは、ワーク・ライフ・バランスの推進にも資するものであり、引き続き制度の周知を図り、一層の活用を促進していくことが必要であるため、ワーク・ライフ・バランスの推進に向けて、引き続き取組を進める。	—	—	—	—	—	—	—	—	87	102	2	3	—	人事院		
46	I	1	(5)	④		女性地方公務員の活躍・働き方改革推進に向けた戦略的広報・情報発信(予算等については24の再掲)		地方公共団体が女性活躍推進法及び第4次男女共同参画基本計画に基づき、女性地方公務員の活躍推進のための目標を達成するためには、①人事管理面での変革(女性が出産・子育てを行いつつ管理職として活躍できる新しい人事管理体系の構築)と②男性職員を含めた柔軟な働き方改革(男性職員の育児休業取得の拡大・ゆう活・フレックスタイム・テレワークの活用等)を車の両輪とした取組が求められている。 そのため、先進事例の紹介を行うほか、地方公共団体との間で共通の課題や取組方策について議論・検討し、情報共有を図るなど、戦略的な広報・情報発信を通じて、各団体の実情に即した主体的かつ積極的な取組を支援する。	地方公共団体における職員のワークライフバランス推進に向け、働き方改革に関する先進的な取組事例の紹介を行う。 また、女性活躍・働き方改革に取り組む地方公共団体の職員が、各団体に共通する課題や取組状況について意見交換等を行う協議会で解決策を検討するとともに、女性職員活躍等の推進方策に関する調査研究を行い、各地方公共団体の参考に資する具体的な実践的な取組手法を「実践マニュアル」として取りまとめる。 地方公共団体の「ゆう活」の取組については、「ゆう活の趣旨に即した取組」を含め地域の実情に即した積極的な取組を行っていただくよう働きかけを行う。	15,549の内数	13,155の内数	—	12,949の内数	10,615の内数	—	—	—	—	90	104	2	3	—	総務省	
2. 男性の暮らし方・意識の変革																									
(1) 男性の家事・育児等への参画促進																									
47	I	2	(1)	①		男性の育児休業の取得状況の「見える化」の推進	ニーズを踏まえた育児休業制度の在り方についての総合的な見直しの検討	「働き方改革実行計画」(平成29年3月28日働き方改革実現会議決定)において、「育児休業の取得時期・期間や取得しづらい職場の雰囲気との改善など、ニーズを踏まえた育児休業制度の在り方について、総合的な見直しの検討に直ちに着手し、実行していく。」「次世代育成支援対策推進法に基づき子育てしやすい企業の認定制度(くるみん認定)」について、男性の育児休業取得に関する認定基準を直ちに引き上げる。また、平成29年度に同法(一般事業主行動計画)により個別企業における男性の育休取得状況を見える化するものを検討し、同法の改正後5年に当たる32年度までに、更なる男性育休取得促進の方策を検討する。」とされたことから、これらについて実施していく。	次世代育成支援対策推進法に基づき認定基準の見直しを行い、平成29年4月1日から施行した。 また、男性の育児休業の取得状況の「見える化」を図る観点から、次世代育成支援対策推進法の一般事業主行動計画の記載事項の見直し等も含めた男性の育児休業を含む両立支援策について、「仕事と育児の両立支援に係る総合的研究会」を開催し、平成30年3月に報告書を取りまとめた。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	134	1	2	—	厚生労働省		
48	I	2	(1)	②		公務員の男性職員の育児への主体的な参画の推進	男性職員の育児休業等の取得促進(予算額等については44の再掲)	男性職員への家庭生活(家事、育児、介護等)への参画促進は、女性職員の活躍促進のためにも不可欠であり、男性職員のワーク・ライフ・バランス推進の観点からも重要である。しかし、男性の仕事と育児や介護との両立について、管理職員の十分な理解がないケースも見られるため、一層の理解促進を図る必要がある。特に、男性職員の育児休業と「男の産休」については、政府全体の目標の達成に向け、強力に取得促進を図る必要がある。	・ハンドブックやポスターの作成及び配布を行うとともに、管理職員や男性職員への呼び掛けを行うこと等により、職員に対する制度の周知、意識啓発等を実施する。 ・セミナー等において、「男の産休」や男性職員の家庭生活への関わりへの推進に関する内容を盛り込むことにより、意識啓発を実施する。 ・各府省の事務次官等で構成される女性職員活躍・ワーク・ライフ・バランス推進協議会を活用して、男性職員の育児休業等取得促進に関しトップレベルの積極的な関与を図る。 ・各府省において管理職の人事評価を行うに当たり、長時間労働の是正や部下の年次有給休暇等の取得促進などの働き方改革の取組の状況と併せて、男性職員の育児参画をより推進するため、部下の男性職員の育児休業や「男の産休」の取得状況等、両立支援制度の活用に向けた当該管理職の取組状況を重視した上で適切な評価を行う。	67,063の内数	74,478の内数	—	68,606の内数	87,680の内数	—	—	—	—	119	135	2	3	—	内閣官房	

通し 番号	重点方針2017該当箇所					該当施策名	施策の背景・目的 (平成30年1月時点)	施策の概要 (令和元年8月末時点)	政策手段										重点方針		第4次男女共同参画基本計画との関係		担当 府省庁		
									平成29年度予算・決算額(千円)			平成30年度予算・決算額(千円)			法令・制度改正	税制改正要望	機構定員要求	その他	2018 (通し番号) (※1)	2019 (通し番号) (※2)	関連性の高い			その他	
									歳出予算現額 (歳出予算額、前年度繰越額、予算外使用額及び流用等増減額を加除したものの)	決算額 (千円)	使用割合 (%)	歳出予算現額 (歳出予算額、前年度繰越額、予算外使用額及び流用等増減額を加除したものの)	決算額 (千円)	使用割合 (%)							分野	大項目			
49	I	2	(1)	②		男性職員の育児への主体的な参画の推進	育児休業等の利用が女性職員に偏ることのないよう、男性職員の両立支援制度の活用を促す必要。	平成30年3月に仕事と育児・介護の両立支援制度の活用に関する指針を改定し、管理者及び人事担当部局が男性が育児を行うことを促進する環境の整備を行うよう通知した。また、制度周知のため「両立支援ハンドブック」を作成・配布している。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	例年開催している各府省担当者会議等において周知等を行う。	—	—	2	3	—	人事院
50	I	2	(1)	②		公務員の男性職員の育児への主体的な参画の推進	女性地方公務員の活躍、働き方改革進捗に向けた戦略的広報・情報発信(予算等については24の再掲)	地方公共団体が女性活躍推進法及び第4次男女共同参画基本計画に基づき、女性地方公務員の活躍推進のための目標を達成するためには、①人事管理面での変革(女性が出産・子育てを行いつつ管理職として活躍できる新しい人事管理体系の構築)と②男性職員を求め柔軟な働き方改革(男性が育児等の家庭責任を果たすことができるような働き方の改革)を車の両輪とした取組が求められている。 そのため、先進事例の紹介を行うほか、地方公共団体との間で共通の課題や取組方策について議論・検討し、情報共有を図るなど、戦略的な広報・情報発信を通じて、各団体の実情に即した主体的かつ積極的な取組を支援する。	15,549の内数	13,155の内数	—	12,949の内数	10,615の内数	—	—	—	—	—	90、99、120、156	136	2	3	—	総務省	
51	I	2	(1)	③		先進的な取組事例の収集及び情報提供	男性の家事・育児等参加促進事業経費	男性が家事・育児等に参加することは女性活躍の観点からも重要であるため、「第4次男女共同参画基本計画」(平成27年12月25日閣議決定)においても「男性中心型労働慣行等の変革と女性の活躍」という章を新たに立て、「男女共同参画に関する男性の理解の促進」の具体的な取組が盛り込まれた。同計画では「6歳未満の子供を持つ夫の育児・家事関連時間」を平成32年までに「1日あたり2時間30分」にすることを成果目標としている(「平成28年社会生活基本調査」時において83%)。 「女性活躍加速のための重点方針2017」では、「男性の家事・育児等への参画を促進させるため、結婚支援事業や地域で開催される農業祭、収穫祭といったイベント、男女共同参画センター等における、家事・育児等に関する講座、男性の家事参画に関する啓発等についての先進的な取組事例を収集し、情報提供を行う。また、外出時における育児の負担軽減についての地方公共団体や民間団体による先進的な取組事例を収集し、情報提供を行う。」こととされた。	17,220	15,302	88.9%	18,434	10,865	58.9%	—	—	—	—	123	140	10	1	—	内閣府	
(2) 男性が家事・育児等を行う意義の理解促進																									
52	I	2	(2)	①		男性の家事・育児等参加促進事業経費(51の再掲)	男性の家事・育児等参加促進事業経費(51の再掲)	男性が家事・育児等に参加することは女性活躍の観点からも重要であるため、「第4次男女共同参画基本計画」(平成27年12月25日閣議決定)においても「男性中心型労働慣行等の変革と女性の活躍」という章を新たに立て、「男女共同参画に関する男性の理解の促進」の具体的な取組が盛り込まれた。同計画では「6歳未満の子供を持つ夫の育児・家事関連時間」を平成32年までに「1日あたり2時間30分」にすることを成果目標としている(「平成28年社会生活基本調査」時において83%)。 「女性活躍加速のための重点方針2017」では、「男性が家事・育児等への参画する社会の実現に向け、男性の家事・育児等への参画の家庭や企業、社会における意義に対する理解を深めるため、様々な媒体を活用した広報を実施するとともに、官民の有機的な連携の下、食育関連事業といった家事・育児等に関連付けられるイベント等を活用したキャンペーンを実施する。男性の家事・育児等への参画に対する世論形成を促進するため、自社の商品・サービス等の提供又はその広報を通じて男性の家事参画を支援し、男性の家事・育児等への参画のポジティブなイメージを発信している企業のネットワーク化を行う。」こととされた。	17,220	15,302	88.9%	18,434	10,865	58.9%	—	—	—	—	123	140	10	1	—	内閣府	
53	I	2	(2)	①		男性の家事・育児への参画促進事業	長時間労働などにより、男性の家事・育児への参画が少ないことが、少子化の原因の一つであり、男性が子育てや家事に費やす時間を見ると、6歳未満の子供を持つ夫の家事関連時間は1日当たり67分となっており、先進国としては最低の水準に留まっている。このため、従来の働き方に関する意識を含めた改革が必要不可欠である。 内閣府少子化対策担当では、男性の配偶者の出産直後の休暇取得の促進事業として「さんきゅういプロジェクト」を促進しており、「子供が生まれる日」「子供を自宅に迎える日」「出生届を提出する日」などに休暇を取得し、出産をした妻や生まれてきた子供に感謝、全面的に家事・育児をすることを推進している。 「少子化社会対策大綱」、「働き方改革実行計画」や「女性活躍加速のための重点方針2017」においても、男性の家事・育児への参画促進が掲げられており、これらに基づき、男性の家事・育児への参画促進のための取組を強化する必要がある。	関係府省、民間企業・経済団体等と連携して官民協議会を設置し、配偶者の出産直後の休暇取得をはじめ、男性の子育ての目的の休暇取得の促進等を通じて男性の家事・育児への参画促進を図る。	—	—	—	10,000	—	0.0%	—	—	—	—	122	157	1	3	10-2	内閣府	
54	I	2	(2)	②		子供の事故防止に関する取組の推進	我が国では、消費生活上の事故等によって、14歳以下の子供が毎年300人以上亡くなっている。子供の事故を防止するため、注意喚起等の啓発活動や子供の事故防止に配慮された安全な製品の普及等に関する取組を推進する。	子供の事故防止に関する取組について、関係府省庁の連携を図るため、「子供の事故防止に関する関係府省庁会議」を開催するほか、保護者の事故防止意識を高めるため、「子どもの事故防止週間」を実施し集中的な広報活動を実施する。また、保護者等の事故防止意識を高めるため、イベント等での啓発活動、「子どもを事故から守る！事故防止ハンドブック」の普及、「子どもを事故から守るTwitter」、「子ども安全メール」による情報発信に取り組む。	14,782	11,752	79.5%	14,947	2,824	18.9%	—	—	—	—	193	214	9	1	—	消費者庁	
55	I	2	(2)	②		子供の安全に関する男性の意識の更なる醸成	エシカル消費普及啓発事業	消費者教育の推進に関する法律(平成24年法律第61号)及び消費者基本計画(27年3月24日閣議決定)には、消費者一人一人が、個々の消費者の特性や消費生活の多様性に相互に尊重しつつ、自らの消費生活に関する行動が現在と将来の世代にわたって社会経済情勢や地球環境に影響を及ぼし得るものであることを自覚して、公正で持続可能な社会の形成に積極的に参画する消費者市民社会を目指すことが必要であるとされている。 特に、将来を担う子供を持つ若い親には、自らも多様な視点を持ち、安心して家事・育児に参画し、子供世代へつないでいく意識が重要であり、そのための消費者教育を一層充実させる必要がある。そのため、このような活動への関与が薄い若い男性に向けて、エシカル・ラボへの参加の働きかけを行い、多様な生活の視点や消費生活への関心を形成するきっかけとする。	36,825の内数	19,494の内数	—	45,964の内数	45,963の内数	—	—	—	—	125	142	10	2	—	消費者庁		

通 し 番 号	重点方針2017該当箇所					該当施策名	施策の背景・目的 (平成30年1月時点)	施策の概要 (令和元年8月末時点)	政策手段										重点方針		第4次男女共同参画基本計画との関係		担当 府 省 庁	
									平成29年度予算・決算額(千円)			平成30年度予算・決算額(千円)			法令・制度改正	税制改正要望	機構定員要求	その他	2018 (通し番号) (※1)	2019 (通し番号) (※2)	関連性の高い			
									歳出予算現額 (歳出予算額、前年度繰越額、予算使済額及び流用等増減額を加除したもの)	決算額 (千円)	使用割合 (%)	歳出予算現額 (歳出予算額、前年度繰越額、予算使済額及び流用等増減額を加除したもの)	決算額 (千円)	使用割合 (%)							分野	大項目		その他
56	I	2	(2)	③		配偶者の出産直後の男性の休暇取得の促進	我が国の男性の家事・育児時間は諸外国に比べ少なく、夫が休日に行う家事・育児の時間が第2子以降の出生に影響していることを示す調査結果などもあり、男性の家事・育児への参画が少ないことが少子化の原因の一つになっている。 そうした認識の下、「さんきゅうハバプロジェクト」の取組は、子供が誕生するときに、家族が時を共にし、絆を深め、男性が家事・育児をするきっかけになるよう、配偶者の出産直後の男性の休暇取得を促すもの。 少子化社会対策大綱(平成27年3月20日閣議決定)においては、男性による配偶者の出産後2か月以内の休暇取得率80%(2020年)を目標に掲げている。	平成28年度に内閣府の委託により行った「男性の配偶者の出産直後の休暇取得に関する実態把握のための調査研究事業」の結果、27年に父親になった男性のうち、55.9%が配偶者の出産直後の休暇を取得しており、29.1%の父親になった男性が休暇取得の意向を持ちながら取得していない。 この29.1%に該当する方々の休暇の未取得になった理由を明らかにするとともに、出産後、休暇を取得するとい日や、休暇時にどのようなことをするのがよいかを紹介するなど工夫をしつつ、引き続き、企業・団体等への意識改革、機運の醸成を図っていく。	8,000	33,607の内数	—	37,287の内数	40,597の内数	—	—	—	—	56	138	1	3	10-2	内閣府	
3. あらゆる分野における女性の参画拡大・人材育成																								
(1) 政治分野における女性活躍																								
								第4次男女共同参画基本計画においては、「民主主義社会では、男女が政治的意思決定過程に積極的に参画し共に責任を担うとともに、多様な意思が政治や社会の政策・方針決定に公平・公正に反映され、均等に利益を享受することができればならず」、「特に、政治分野における女性の参画拡大は重要である」とされている。 特に、地方議会においては住民の生活実感に根差した声を反映していくことが重要であり、我が国が人口減少局面に突入し、社会経済や地域社会の状況が大きく変容する中、住民自治の根幹をなす機関として地域の実情を考慮した的確な対応の必要性が指摘されている。 地方議会制度については、近年の制度改正により、地方公共団体が地方議会運営において自主性を発揮できる環境が整ってきている。一方で、「女性の議員の割合が男性の議員に比べて著しく少なく」、「性別や年齢層など自らの属性とは異なると考える住民が立候補しにくく、議員のなり手不足の一因となっている」、また、「住民の属性と異なることに議員との距離感が広がり、地方議会に対する関心の低下、意思決定に対する納得感の低下につながっている」との指摘もある。この点、地方議会に多様な民意を反映することは、こうした課題の解決に資する一つの方策であると考えられる。 上記を踏まえ、平成29年度は、地方議会において女性議員の割合が少ない要因に関する調査研究を実施し、好事例等を含めた情報の提供を行う。30年度は、前年度から調査対象及び調査項目を拡充した上で継続調査を実施する。当該調査結果は、前年度の調査結果と合わせて検証を行うこととし、引き続き好事例等を含めた情報の提供を行う。	4,995	7,560	151.4%	10,142	10,260	101.2%	—	—	—	—	152	143、144	2	1	—	内閣府
(2) 司法分野における女性活躍																								
58	I	3	(2)	—		検察官の就業継続のための環境整備	仕事と生活の調和及び子育て中の検察官の活躍促進を図る。	転勤先の保育所の確保が必要な場合において、保育園の入所手続が遅れることにより、異動後の勤務に支障を来すおそれのある者に対しては可能な限り早期に異動先の内示を行うなどの配慮を行っているほか、年次休暇の取得促進、育児休業等の仕事と家庭の両立支援制度の利用促進等の取組を行っている。	—	—	—	—	—	—	—	—	153	145	2	2	—	法務省		
(3) 行政分野における女性活躍																								
59	I	3	(3)	—		女性職員育成加速化、柔軟な人事管理と管理職の意識改革(予算額等については44の再掲)	我が国の経済社会の持続的な発展のためには、女性の力を最大限発揮できるようにするとともに、女性が輝く社会を実現することが重要であり、国が「まず随より始めよ」の観点から率先して女性職員の活躍推進に取り組む必要がある。また、多様な人材を活かすダイバーシティマネジメントを進めることは、行政ニーズのきめ細かい把握や新しい発想の創出を可能とし、政策の質や行政サービスの向上にもつながる。 上記のような総合的な視点から女性職員の活躍を推進するに当たっては、男女全ての「働き方改革」によるワーク・ライフ・バランスを実現することが不可欠である。ワーク・ライフ・バランスの推進は、男女共に育児、介護等による時間制約のある職員が増える中で公務の持続可能性の向上の観点から極めて重要であり、全ての職員が状況に応じて柔軟な働き方を行いつつ公務を支えるという仕組みへの転換を図る必要がある。	・女性活躍・ワークライフバランス推進に係るセミナー(管理職員、若手女性職員、中堅女性職員対象)や管理職員向けeラーニングを実施する。 ・育児休業中の女性職員又は育児休業から職務復帰して1年以内の女性職員や、共働き世帯で未就学児を持つ職員を対象としたセミナーを実施する。 ・様々な分野で活躍する女性職員に対しインタビューを実施し、活躍事例集として取りまとめるとともに、ホームページでの公開や冊子の配布による情報発信を行う。 ・各省庁一休となった「国家公務員」ブランドの発信・浸透を図るため、女性をはじめとした多様な対象に向け、ホームページやSNSなどの多様な媒体を通じた情報発信の強化や、説明会の企画、参加などの取組等の積極的な広報活動を実施する。	67,063の内数	74,478の内数	—	68,606の内数	87,680の内数	—	—	—	—	155	147	2	3	—	内閣官房	
60	I	3	(3)	—		女性国家公務員のための啓発・募集活動	女性国家公務員の活躍推進に当たっては、女性在职者を増加させることがその基盤となり、そのためには女性の採用者数を増加させることが必要となる。 現在、第4次男女共同参画基本計画における「指導的地位に占める割合を30%程度」とする目標に向けて取組を進めているところであり、国は「まず随より始めよ」の観点から女性の採用・登用の拡大に取り組むこととされている。また、そのための成果目標として、国家公務員採用試験からの採用者に占める女性の割合を毎年度30%以上とすることが掲げられている。このような状況の下、有為の女子学生への重点的な誘致活動を実施し、女性申込者そのものの拡大と公務を優先し希望する女性申込者の拡大を図る必要がある。	・「女性のための公務研究セミナー」の実施 様々な府省における業務内容やその魅力、女性の活躍の実態等を説明し、公務への関心をより一層高めてもらうことを目的として実施する。 ・「女性のための霞が関特別講演」の実施 国の行政の最前線で活躍する女性行政官が、我が国の重要な政策課題について講演するとともに、併せて女性の立場から仕事のやりがいや仕事と家庭の両立についても言及し、公務の魅力や勤務の実情等について理解と関心を深めてもらうことを目的として実施する。 ・女子学生等試験制度ガイダンスの実施 多数の大学で国家公務員試験制度を説明し、より多くの女子学生に職業選択の一つとして公務に関心を持ってもらうことを目的として実施する。	2,614	1,603	61.3%	2,994	1,750	58.5%	—	—	—	154	146	2	3	—	人事院	
61	I	3	(3)	—		女性地方公務員の活躍・働き方改革推進に向けた戦略的広報・情報発信(予算等については24の再掲)	地方公共団体が女性活躍推進法及び第4次男女共同参画基本計画に基づき、女性地方公務員の活躍推進のための目標を達成するためには、①人事管理面での変革(女性が出産・子育てを行いつつ管理職として活躍できる新しい人事管理体系の構築)と②男性職員を含めた柔軟な働き方改革(男性が育児等の家庭責任を果たすことができるような働き方の改革)を車の両輪とした取組が求められている。 そのため、先進事例の紹介を行うほか、地方公共団体との間で共通の課題や取組方策について議論・検討し、情報共有を図るなど、戦略的な広報・情報発信を通じて、各団体の実情に即した主体的かつ積極的な取組を支援する。	地方公共団体における女性職員活躍及び働き方改革(以下「女性職員活躍等」という。)に関する先進的な取組事例に加え、ロールモデル女性職員、イクメン職員、イクボス職員の紹介を行う。 また、女性職員活躍等に取り組む地方公共団体の職員が、各団体に共通する課題や取組状況について意見交換等を行う協議会で解決策を検討するとともに、女性職員活躍等の推進方策に関する調査研究を行い、各地方公共団体の参考に資する具体的・実践的な取組手法を「実践マニュアル」として取りまとめる。	15,549の内数	13,155の内数	—	12,949の内数	10,615の内数	—	—	—	—	90、99、120、156	148	2	3	—	総務省	

通し 番号	重点方針2017該当箇所					該当施策名	施策の背景・目的 (平成30年1月時点)	施策の概要 (令和元年8月末時点)	政策手段										重点方針		第4次男女共同参画基本計画との関係			担当 府 省 庁
									平成29年度予算・決算額(千円)			平成30年度予算・決算額(千円)			法令・制度改正	税制改正要望	機構改定要求	その他	2018 (通し番号) (※1)	2019 (通し番号) (※2)	関連性の高い		その他	
									歳出予算現額 (歳出予算額、前年度繰越額、予算費使用額及び流用等増減額を加除したもの)	決算額 (千円)	使用割合 (%)	歳出予算現額 (歳出予算額、前年度繰越額、予算費使用額及び流用等増減額を加除したもの)	決算額 (千円)	使用割合 (%)							分野	大項目		
62	I	3	(3)	—	—	「市町村女性参画状況見える化マップ」の拡充	第4次男女共同参画基本計画においては、政治、行政分野における女性の参画状況について調査を行い、国民に分かりやすい形で「見える化」を進めることとしている。 「市町村女性参画状況見える化マップ」は、その一環として、各分野における地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況に関する調査結果を集約し、地図上に一覧化することにより、男女共同参画社会の実現に資するものである。	「市町村女性参画状況見える化マップ」は、市町村(東京都特別区を含む。)における男女共同参画の推進状況について、平成29年8月現在、4項目(①公務員の管理職に占める女性割合、②公務員の係長相当職に占める女性割合、③市町村議会議員に占める女性の割合、④男性公務員の育児休業取得率)を地図上で分かりやすく「見える化」しているところ、30年度は、地方自治体等の要望を踏まえ、「見える化」項目を拡充する。	11,614の内数	3,208	—	13,492の内数	2,840	—	—	—	—	—	—	2	3	—	内閣府	
(4)女性活躍情報の「見える化」の徹底等																								
63	I	3	(4)	①		女性活躍推進法「見える化」サイト拡充業務	女性活躍推進法(平成28年4月完全施行)では、国及び地方公共団体にに対し、特定事業主行動計画の策定・公表、当該事業主行動計画に基づく取組の実施状況の公表及び女性活躍情報の定期的な公表を義務付けている。こうした国及び地方公共団体における取組状況等について一覧化し掲載することにより、求職者の職業選択を助けるとともに、国及び地方公共団体における更なる取組の促進を図るため、28年9月より「女性活躍推進法「見える化」サイト」を開設している。	「女性活躍推進法「見える化」サイト」で取組状況を一覧化して掲載する事業主について、国の機関、都道府県、市区町村に加え、消防本部も追加した。また、サイトの利便性向上のため、検索機能を備える改修を実施した。加えて、当該サイトがより多くの就活生に活用されるよう、大学に設置されているコピー機を活用した広告等を実施した。 今後、更なる「見える化」のため、掲載事業主の拡充(衛生関係組合)を実施予定であり、就活生が多く利用するスマートフォンでの閲覧性向上のための改修を実施予定である。	5,201	1,004	19.3%	9,195	2,808	30.5%	—	—	—	—	126	89	3	1	3-3、1-1	内閣府
64	I	3	(4)	①		女性の活躍推進及び両立支援に関する総合的情報提供事業	企業における女性の活躍推進の取組や両立支援制度を利用しやすい環境整備の加速化を進めるためには、女性が活躍できる企業かどうかの情報を一覧化するとともに、企業の取組を公表し、女性の活躍推進や両立支援に積極的な企業ほど労働市場で選ばれるという社会環境をつくること効率的かつ効果的であることから、企業における女性の活躍状況に関する情報及び項目を一元的に集約し、女性の活躍を推進する。	女性活躍推進法に基づく情報公表や行動計画の掲載先である「女性の活躍推進企業データベース」の未登録企業に対し、郵送で登録の働きかけを行った。 また、任意の複数の企業を選択し比較する機能を実装したほか、CSV形式によるオープンデータ化等を行い、情報を効果的に閲覧できるように利便性を向上させた。 加えて、学生を始めとした求職者向けの周知として電車・バスの交通広告やWeb上でのバナー広告を実施した。	134,101	129,600	96.6%	145,465	144,720	99.5%	—	—	—	—	127	91	2	4	3-3	厚生労働省
65	I	3	(4)	②	女性活躍推進法の施行後3年の見直し	女性活躍推進法施行後3年の見直し	女性活躍推進法附則第4条において、「政府は、この法律の施行後3年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。」とされていることから、法の施行状況を踏まえ、関係省庁と連携し、今後必要な検討を行う。	女性活躍推進法施行後3年の見直しを行うにあたり、国・地方公共団体へのヒアリング、アンケート調査を実施し、「女性活躍推進法公務部門に関する検討会」を開催して、検討を行った。 検討会での議論をとりまとめた「女性活躍推進法公務部門に関する施行後3年の見直しの方向性」(平成31年1月 女性活躍推進法公務部門に関する検討会)に基づき、男女共同参画会議において民間部門と共に政府としての見直しの方向性を示した。 第198回通常国会において、行動計画の策定・情報公表義務の対象事業主の拡大、情報公表の強化を内容とする女性活躍推進法等一部改正法が成立したところであり、法の施行に向けて「女性活躍推進法公務部門に関する施行後3年の見直しの方向性」を踏まえた関係法令の改正や策定指針等の見直しを進めていく。	6,219	5,400	86.8%	—	996	—	—	—	—	—	—	1	4	—	内閣府	
66	I	3	(4)	②		女性活躍推進法の施行後3年の見直し	平成28年4月に全面施行された「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(27年法律第64号。以下「女性活躍推進法」という。)の施行後3年の見直しを行うため、その施行状況を踏まえ、情報公表制度の強化策など必要な制度改正を検討する必要がある。	女性活躍推進法については、第198回通常国会において女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律が成立し、行動計画の策定義務の対象拡大や情報公表制度の強化等の制度改正を行った。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	87、90	1	4	—	厚生労働省	
67	I	3	(4)	③		企業における女性活躍を始めたダイバーシティ経営の推進	ダイバーシティ普及アンバサダー事業	・新・ダイバーシティ経営企業100選／100選プライムの表彰 ダイバーシティ経営の推進により、多様な人材の能力を活かし、生産性の向上等につなげている企業を表彰する制度。平成29年度は、「新・ダイバーシティ経営企業100選」の他、「ダイバーシティ2.0行動ガイドライン」(29年3月策定、30年6月改訂)を踏まえ、中長期的な企業価値向上につながるダイバーシティ経営の推進により成果を生んでいる企業を選定する「100選プライム」を新たに創設。 ・なでしこ銘柄の選定 経済産業省と東京証券取引所が共同で、女性活躍推進に優れた上場企業を「なでしこ銘柄」として選定。 ・ダイバーシティ経営の普及・啓発 上記の表彰企業等のベストプラクティスの周知や、資本市場・労働市場との対話の推進等を通じて、産業界における女性活躍・ダイバーシティ経営の推進を図る。	190,536の内数	180,535の内数	—	207,776の内数	196,514の内数	—	—	—	—	—	134	172	2	4	—	経済産業省
68	I	3	(4)	④		ESG投資など資本市場における女性活躍情報の活用状況「見える化」事業	資本市場における女性活躍情報の活用状況「見える化」事業	日本版ステewardシップ・コードの改訂(平成29年5月)において、機関投資家が把握するべき投資先企業の情報の事例としてESG要素が明記されるなど、資本市場において「女性」を含むESG要素が広がりを見せている。 こうしたESG投資の拡がりを踏まえ、「女性活躍加速のための重点方針2017」においては、今後、女性活躍の流れを加速し、各界各層での自律的な取組を推進するためのステップとして、各界各層における女性活躍情報の「見える化」の徹底と、資本市場においてもその活用を促進させることが重要であるとされている。 当事業により資本市場における女性活躍情報の活用状況を「見える化」することで、投資対象となる上場企業の女性活躍・WLB取組を促進する。	—	—	—	11,656	14,162	121.5%	—	—	—	—	131	169	2	4	—	内閣府
(5)企業における女性の参画拡大に資する環境整備																								
69	I	3	(5)	①		女性リーダーの育成	内部昇進による女性役員及び社外からの登用による女性役員の増加に向けて、役員候補等の国際的に活躍する女性リーダーの育成に向けたモデルプログラムについて、地方公共団体や経済団体等に周知し、広く実施を促進するとともに、平成29年度に複数地域においてモデルプログラムに基づくセミナーを実施し、その効果や課題を明らかにした上で、成果を全国に普及させる。	企業における女性の役員候補の育成に向けて、平成28年度に本事業で開発した女性リーダー育成モデルプログラムを、平成29年度事業の成果も踏まえ、開業箇所を拡大して実施し、その効果や課題を明らかにするとともに成果を広く共有する。また企業と人材のマッチングの土台となる、女性人材のリスト化を進めていく。	11,281	9,980	88.5%	20,022	19,873	99.3%	—	—	—	—	132	170	2	4	—	内閣府

通 し 番 号	重点方針2017該当箇所					該当施策名	施策の背景・目的 (平成30年1月時点)	施策の概要 (令和元年8月末時点)	政策手段										重点方針		第4次男女共同参画基本計画との関係				担当府省庁
									平成29年度予算・決算額(千円)			平成30年度予算・決算額(千円)			法令・制度改正	税制改正要望	機構定員要求	その他	2018 (通し番号) (※1)	2019 (通し番号) (※2)	関連性の高い		その他		
									歳出予算現額 (歳出予算額、前年度繰越額、予算費使用額及び流用等増減額を加算したもの)	決算額 (千円)	使用割合 (%)	歳出予算現額 (歳出予算額、前年度繰越額、予算費使用額及び流用等増減額を加算したもの)	決算額 (千円)	使用割合 (%)							分野	大項目			
70	I	3	(5)	①	女性リーダーの育成	産業界における女性リーダー育成の推進	一億総活躍社会の実現に向けて、女性がその能力を遺憾なく発揮できるよう支援することが不可欠。特に、経営層に女性を含めた多様な視点が入ることは、企業競争力を向上する上で重要。 他方で、我が国の企業における経営層・管理職層の女性は極めて少ない状況であり、女性リーダー育成を推進する事業を支援することで我が国の企業競争力の強化を目指す。	グローバルな経営課題の解決に必要な知識の習得や思考の訓練を目的に、海外の一級級の教育機関から講師を招へいし、役員候補段階の女性を対象にしたリーダー育成研修の実施を支援する。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	133	171	2	4	—	経済産業省		
71	I	3	(5)	②	組織トップの女性活躍へのコミットメント拡大	組織トップの女性活躍へのコミットメント拡大	平成26年3月に首相官邸で開催された「輝く女性応援会議」を契機に、同年6月、女性活躍推進に積極的に取り組む男性リーダーによって策定・公表された「輝く女性の活躍を加速する男性リーダーの会」行動宣言に沿って、組織トップ自らが女性活躍に取り組み、その行動を全国の組織トップやWAWIなどの国際会議等へ発信・周知すること等により、女性活躍加速の気運を高める。	「輝く女性の活躍を加速する男性リーダーの会」行動宣言に、より多くの民間企業や団体等のトップの賛同を得、具体的取組を促進するため、行動宣言や賛同者の取組の成功事例を紹介するシンポジウムや、組織トップによる組織内外での取組及びネットワークの拡大・質向上に向けた賛同者ミーティングの開催、成功事例集及び行動宣言についての広報啓発ツールの作成を行い、国内外に組織トップのコミットメントの重要性を発信する。また、地域における男性リーダーのネットワークینگ促進に向けて、地域の経済団体等への働きかけを行う。	6,568	3,028	46.1%	6,568	4,675	71.2%	—	—	—	—	135、157	149、173	2	4	1-3、3-1、10-2	内閣府	
72	I	3	(5)	③	「女性のエンパワメント原則(WEPs)」の署名企業の拡大	男女共同参画推進連携会議	男女共同参画社会づくりに関し広く各界各層との情報及び意見の交換並びにその他の必要な連携を図り、男女共同参画会議と協力しつつ、男女共同参画社会づくりに向けての国民的な取組を推進するため、有識者18人と民間・NPO等の団体から推薦された議員97人(平成29年8月現在)からなる「男女共同参画推進連携会議」を平成28年9月に設置した。また、男女共同参画をめぐる個別具体的な課題の解決に向け、積極的な活動を行うため、27年10月～29年8月まで「女性のエンパワメント促進チーム」を連携会議内に組織した。	「女性のエンパワメント促進チーム」において、特に中小企業における女性のエンパワメント促進、男性の意識改革や当事者意識の醸成に向けた方策の検討や、「女性のエンパワメント原則(WEPs)」、「輝く女性の活躍を加速する男性リーダーの会」行動宣言等の理解促進を図るとともに、国内の企業・関連団体等に対する広報等を行った。 今後とも、チーム活動等において、WEPs等、組織トップのコミットメント拡大への理解促進に向けた取組等の情報収集・発信に努める予定。	19,491の内数	17,251の内数	—	18,494の内数	19,482の内数	—	—	—	—	—	—	1	4	10-1	内閣府		
(6)理工系を始めとする科学技術・学術分野における女性活躍																									
73	I	3	(6)	①		理工系分野における女性活躍推進に向けたシンポジウム、調査研究、「理工チャレンジ」に係る情報発信	我が国が国際競争力を維持・強化し、多様な視点や発想を取り入れて科学技術・学術活動を活性化していくためには、理工系分野の女性研究者・技術者となり得る人材を育成していく必要がある。しかしながら、現在のところ、我が国の研究者に占める女性の割合は、15.3%と他の先進諸国と比べて低水準であり、また、理工系を専攻する女性の割合は、理学系27.2%、工学系14.5%(大学)となっており他専攻に比べて低水準である。 平成27年12月に閣議決定された「第4次男女共同参画基本計画」においては、「女子学生・生徒の理工系分野の選択促進及び理工系人材の育成」に取り組むこととしており、「女性活躍加速のための重点方針2017」においても、女子生徒等の理工系進路選択に向けた取組を強力に進めることとしている。こうした政府方針を踏まえて、理工系女性人材の層を厚くするため、女子生徒等及び保護者・教職員等に対する理工系選択のメリットに関する意識啓発、理工系女子応援ネットワークの促進、関係情報の発信、産業界で活躍する理工系女性を初めとしたロールモデルの提示等を総合的に実施する。	産学官からなる支援体制の構築を目的としたネットワークの形成及び連携と情報交換等を目的とした会議を開催する(令和元年10月実施予定)。また、女子生徒・学生等を対象にしたシンポジウムを開催し、理工系進路選択に関する理解を促進すると共に、進路選択に影響力を持つ保護者や教職員向けの理解促進も図った(令和元年6月実施)。さらに、理工系女性人材の層を厚くするため、進路検討前段階にある女子児童・生徒が、科学技術に興味を持つ機縁となる機会及びプログラムの調査研究を行うほか、STEM Girls Ambassadors(理工系女子応援大使)による理工系女性人材の育成、理工系分野の学習と具体的な職業を関連付けた学習機会の拡大、女子生徒等及び保護者・教師に対する情報提供等を総合的に実施する。加えて、「理工チャレンジ」に係る関連施策やイベント情報を充実させるとともに、理工系選択に関する各種情報発信を強化する。	22,950	16,920	73.7%	21,463	16,778	78.2%	—	—	—	—	165	161	5	3	—	内閣府	
74	I	3	(6)	①	理工系を始めとする科学技術・学術分野における女性人材の裾野拡大	理工系女子(リケジョ)啓発イベント	「第5期科学技術基本計画」では、女性の能力を最大限に発揮できる環境を整備し、その活躍を促進することを掲げ、あわせて、自然科学系全体での新規採用に占める女性研究者の割合を30%にすることを目標としている(平成26年現在28.1%)。 女性の参画拡大において、次世代を担う理工系女性人材の裾野の拡大も重要な取組の一つであり、いわゆるリケジョイベントの実施を強力に推進しているところである。 この基本計画に基づき、次代を担う女性の科学技術人材の裾野の拡大のため、女子中高生等の理工系選択への興味関心や理解を深めることを目的とし、開催するもの。	本イベントは、主に女子中高生を対象に、理工系女子として活躍している女性研究者の話を聞きながら、質疑応答や意見交換を通して、理工系選択への興味関心を高めるとともに、理解を深めるイベントである。令和元年度は6月に内閣府男女共同参画局、文部科学省及び国立研究開発法人科学技術振興機構と協力して「進路で人生どう変わる? 理系で広がる私の未来」を実施。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	特段予算要求をせず、外部機関の協力を得て実施。	166	162	5	3	—	内閣府	
75	I	3	(6)	①		女子中高生の理系進路選択支援プログラム	女子中高生の理系分野への興味・関心を高め、適切に理系進路を選択することが可能となるよう、地域で継続的に行われる取組を推進。	(施策概要) ・継続的かつ効果的な取組実施を目的とした組織の構築(産学官の連携したコンソーシアムや運営協議会等) ・文理選択に迷う女子中高生に効果的にアプローチする仕組みの構築(学校訪問による全生徒を対象とした取組等) ・教員・保護者等関係者が相互理解を深め、生徒が主体的に考える将来像に従って進路選択が可能となるような環境・土壌の構築(シンポジウム、理系キャリア相談会等のイベントの開催等) ・複数年度支援による効果的なPDCAサイクルの構築 ・国立研究開発法人科学技術振興機構による効果的な側面の支援(事例調査や研究等の実施、各取組へのフィードバック等) (平成29年度までの取組/30年度の実施予定) 女子中高生の理系分野への興味・関心を高め、適切に理系進路を選択することが可能となるよう、文部科学省として、独立行政法人(国立女性教育会館)や大学等によるシンポジウムの開催や、実験教室の開催を支援してきた。来年度も引き続き新規拠点を採択し、取組を推進する。	45,000	101,868,706の内数	—	45,000	100,812,003の内数	—	—	—	—	167	163	5	3	—	文部科学省		
76	I	3	(6)	②	産業界及び教育機関への周知、広報の実施	理系女性活躍促進事業(予算額等は67の再掲(一部))	経済産業省及び文部科学省の共同事務局で設置している「理工系人材育成に関する産学官円卓会議(以下「円卓会議」)」では、特定の産業界で人材が不足していること、産業界では採用した学生に対して再教育している実態があることが示された。円卓会議では、産業界で求められている人材の育成や育成された人材の産業界における活躍の促進策として、産学官において重点的に着手すべき取組を「理工系人材育成に関する産学官行動計画」として取りまとめており、本事業も当該行動計画における取組として位置づけられている。	女性活躍推進のため、理系女性が持っているスキルと産業界が求めるスキルの可視化を行い、女性自身がどのようなスキルを身につければよいか把握できるような環境整備等を実施した。個別大学や各種説明資料等において、取組事例を紹介した。	190,536の内数	10,000	—	—	—	—	—	—	—	168	—	5	1	5-3	経済産業省		

通し 番号	重点方針2017該当箇所					該当施策名	施策の背景・目的 (平成30年1月時点)	施策の概要 (令和元年8月末時点)	政策手段										重点方針		第4次男女共同参画基本計画との関係				担当 府 省 庁
									平成29年度予算・決算額(千円)			平成30年度予算・決算額(千円)			法令・制 度改正	税制 改正 要望	機構 定員 要求	その他	2018 (通し番 号) (※1)	2019 (通し番 号) (※2)	関連性の高い		そ の 他		
									歳出予算現額 (歳出予算額、前年度 繰越額、予算外使用額 及び流用等増減額を加 算したもの)	決算額 (千円)	使用割合 (%)	歳出予算現額 (歳出予算額、前年度 繰越額、予算外使用額 及び流用等増減額を加 算したもの)	決算額 (千円)	使用割合 (%)							分 野	大 項 目			
77	I	3	(6)	③	女性研究者の活躍促進に向けた環境整備	ダイバーシティ研究環境実現イニシアティブ	我が国の女性研究者の割合は増加傾向にあるが、主要国と比較すると未だ低い水準にあり、上位職に占める女性の割合も低い状況にある。多様な視点や発想を取り入れ研究活動を活性化し、組織としての創造力を発揮する上で、女性研究者数の増加や女性研究者の研究力向上をはじめ、研究環境のダイバーシティ実現が重要である。	研究と出産・育児等との両立や女性研究者の研究力向上を通じたリーダー育成を一体的に推進するダイバーシティ実現に向けた大学等の取組を支援した。(これまで116機関を支援(令和元年8月末時点))	1,087,531	1,032,935	95.0%	988,830	844,449	85.4%	—	—	—	—	169	167	5	1	5-2	文 部 科 学 省	
(7)女性の起業に対する支援の強化																									
78	I	3	(7)	—	女性起業家等支援ネットワーク構築事業(予算額等は67の再掲)	女性起業家等支援ネットワーク構築事業(予算額等は67の再掲)	平成24年12月に発足した第二次安倍内閣以降、「女性活躍」を政府の最重要政策の一つと位置付け、成長戦略の推進や一億総活躍社会の実現に向けて、様々な取組を進めている。ライフイベント等により、キャリアプランが多様な女性の活躍推進には、企業内における女性活躍や多様性の推進に加え、企業就労に限らない多様なキャリアの選択肢の提示が必要である。	女性の起業を後押しするため、地域の金融機関や産業・創業支援機関、女性に対するキャリア相談を行う民間事業者・NPO等を中心とした「女性起業家等支援ネットワーク」の各地で蓄積された女性起業家等への支援ノウハウを全国へ普及・展開を行うとともに、女性の起業に対する支援を行う女性起業家支援ネットワークの構築等に対する補助を行う。	190,536の内数	180,535の内数	—	207,776の内数	196,514の内数	—	—	—	—	—	151	186	3	5	—	経 済 産 業 省	
79	I	3	(7)	—	地域創業活性化支援事業	地域創業活性化支援事業	地域での創業とそれによる地域経済の活性化を一層推進していくため、潜在的創業者の掘り起こしから創業前の支援、創業後の成長の後押しまでを実施。	創業に要する経費の一部を補助し、地域の活性化を促す。事業実施期間中に一人以上の雇用を要件とし、民間金融機関等からの外部資金の活用が見込まれ、経営安定化のために継続して第三者からの支援が期待できる事業に対して重点的に支援。	—	—	—	629,000の内数	210,115(創業補助金のみ) 528,085 (潜在的創業者掘り起こし事業、地域創造敢起業補助金(創業補助金)、創業支援事業者補助金合計)	—	産業競争力強化法の改正を平成30年7月施行	—	—	—	—	3	5	—	経 済 産 業 省		
80	I	3	(7)	—	地域女性活躍推進交付金	地域女性活躍推進交付金	平成28年4月に完全施行された女性活躍推進法において、国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進に必要な施策を策定し、実施することが責務とされている。さらに、女性の活躍推進は一億総活躍の最も重要な柱となっており、これらを踏まえ、女性活躍推進法に基づき、地域の実情に応じた地方公共団体における女性の活躍推進に関する施策の実施を支援することにより、地域における女性の活躍を迅速かつ重点的に推進する。	多様な主体による連携体制の構築の下、女性活躍推進のためのワンストップ支援体制の整備など、住民に身近な地方公共団体が行う、地域の実情に応じた取組を支援した。 (交付対象)地方公共団体(補助率)2分の1(29年度補正、30年度) (交付上限) 都道府県 1,000万円(29年度補正、30年度) 政令指定都市 500万円(29年度補正、30年度) 市区町村 250万円(29年度補正、30年度) (交付要件)女性活躍推進法第6条における都道府県推進計画・市町村推進計画をすでに策定、又は策定を予定していること(定量的な成果目標を設定) 本文交付金の活用により、地域の女性の起業や起業後の事業継続を支援する拠点である男女共同参画センターによる「女性起業家等支援ネットワーク」との連携により、地域の女性起業支援の拠点として、様々な女性のニーズに配慮しつつ、女性起業家に対する相談会や企業とのマッチング等の支援を行うことを促進する。	371,142の内数	323,845の内数	—	373,840の内数	321,310の内数	—	—	—	—	109、150	66、77、82、126	2	4	4-2	内 閣 府		
(8)地域における女性活躍の取組の促進																									
81	I	3	(8)	①	地域女性活躍推進交付金の効果的な活用の促進	地域女性活躍推進交付金(80の再掲)	平成28年4月に完全施行された女性活躍推進法において、国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進に必要な施策を策定し、実施することが責務とされている。さらに、女性の活躍推進は一億総活躍の最も重要な柱となっており、これらを踏まえ、女性活躍推進法に基づき、地域の実情に応じた地方公共団体における女性の活躍推進に関する施策の実施を支援することにより、地域における女性の活躍を迅速かつ重点的に推進する。	多様な主体による連携体制の構築の下、女性活躍推進のためのワンストップ支援体制の整備など、住民に身近な地方公共団体が行う、地域の実情に応じた取組を支援した。 (交付対象)地方公共団体(補助率)2分の1(29年度補正、30年度) (交付上限) 都道府県 1,000万円(29年度補正、30年度) 政令指定都市 500万円(29年度補正、30年度) 市区町村 250万円(29年度補正、30年度) (交付要件)女性活躍推進法第6条における都道府県推進計画・市町村推進計画をすでに策定、又は、策定を予定していること(定量的な成果目標を設定)	371,142	323,845	87.3%	373,840	321,310	85.9%	—	—	—	—	109、150	66、77、82、126	2	4	4-2	内 閣 府	
82	I	3	(8)	②	自治会や町内会等地域に根ざした組織・団体の持続可能な活動に向けた女性活躍の推進	地域における男女共同参画促進に関する実践的調査・研究の推進	男女共同参画社会基本法では、国は、地方公共団体の実施する施策及び民間の団体が行う活動を支援するため、情報提供その他必要な措置を講ずることとされており、「第4次男女共同参画基本計画」(平成27年12月25日閣議決定)では、地域における政策・方針決定過程への女性の参画拡大を図り、地域活動における男女共同参画を推進することとしている。また、男女共同参画社会の形成を促進するためには、国の取組はもとより、地方公共団体、民間団体、国民各界各層が有機的な連携を保ちつつ、取組を展開することが重要。このため、国、地方公共団体、民間団体、国民各界各層が意見交換等を行い、男女共同参画社会づくりに向けた取組の気運を醸成する。	女性の参画が進んでいない自治会や自主防災組織等、地域に根ざした組織・団体の実態把握や、女性の参画が進まない要因や課題等の分析、就業している男女等、多様な住民が参加しやすい地域活動の在り方の検討等、男女共同参画の視点からの地域における課題等について調査・研究を行った。	4,922	3,827	77.8%	4,922	2,783	56.5%	—	—	—	—	111	81	4	1	—	内 閣 府	
(9)農林水産分野における女性活躍の取組の推進																									
83	I	3	(9)	—	女性が変わる未来の農業推進事業	女性農業者は、地域農業の振興や農業経営の発展等に重要な役割を担っており、女性が経営に参画している経営体ほど収益力が向上する傾向にある。農業の成長産業化に向け、女性の能力が一般発揮されるよう、地域リーダーとなり得る女性農業経営者の育成及び女性が働きやすい環境整備を推進し、女性にとって魅力ある職業として農業が選択されることを目指す。	自己の経営力向上だけでなく、地域の農業界を牽引するリーダーとなり得る女性農業経営者の育成を実践型研修を通して支援した。農業界で女性が能力を発揮し活躍できる環境整備を促進するため、女性の活躍推進に取り組もうとする意欲ある経営体向けの研修教材開発、実証及び効果の検証等を行い、ロールモデルとなる取組を全国に展開した。	—	—	—	96,043	92,497	96.3%	—	—	—	—	112	83	4	3	4-4	農 林 水 産 省		

通し 番号	重点方針2017該当箇所					該当施策名	施策の背景・目的 (平成30年1月時点)	施策の概要 (令和元年8月末時点)	政策手段										重点方針		第4次男女共同参画基本 本計画との関係		担当 府省 庁	
									平成29年度予算・決算額(千円)			平成30年度予算・決算額(千円)			法令・制 度改正	税制 改正 要望	機構 定員 要求	その他	2018 (通し番 号) (※1)	2019 (通し番 号) (※2)	関連性の高い			
									歳出予算現額 (歳出予算額、前年度 繰越額、予算外使用額 及び活用等減額を加 減したもの)	決算額 (千円)	使用割合 (%)	歳出予算現額 (歳出予算額、前年度 繰越額、予算外使用額 及び活用等減額を加 減したもの)	決算額 (千円)	使用割合 (%)							分野	大 項目		その他
84	I	3	(9)	—	—	多様な担い手育 成事業	林業の持続的かつ健全な発展を図るためには、施策集約化等の推進、低コストで効率的な作業システムによる施策の実施とともに、これらを支える人材の確保・育成が必要である。そして林業分野において有望な人材を確保するためには、就業希望者の裾野を広げるとともに、新規就業者が定着できる環境を整える必要があることから、次代の林業を支える人材を確保・育成するとともに、女性の林業への参入・定着を促進するため、林業体験の実施や女性林業従事者のネットワーク構築等を支援するとともに、女性林業従事者の活躍促進のための課題解決を推進する。	女性林業者への安全研修会や女性を対象にした林業体験等の実施、女性林業従事者のネットワーク化を図るため、全国レベルの林業女性交流会の開催を支援するとともに、女性林業従事者の活躍促進のための課題解決に向けた取組を実施した。	40,624の内数	40,624の内数	—	37,972の内数	37,972の内数	—	—	—	—	114	84	4	3	4-4	農 林 水 産 省	
85	I	3	(9)	—		漁村女性活躍推 進事業(浜の活 力再生交付金 のうち活力再 生プラン推進 事業に含まれる事業)	漁業や水産業を基幹産業とする地域の活性化を進めるためには、意欲ある女性を中心となり様々な活動を展開していくことが効果的であるが、漁業・水産業の分野においては、女性の視点を取り入れた活動が少ないのが現状。そのため、女性を中心とした活動や男女共同参画による活動の企画立案、地域での実践、成果の公表等のあらゆる場面に於いて支援を行い、漁村地域における女性の活躍を強力に推進していく必要がある。	漁村女性の経営能力の向上や女性が中心となって取り組む加工品の開発、販売等の実践的な取組を支援するとともに、優良事例の成果報告会の開催等を支援した。	—	—	—	19,935	18,169	91.1%	—	—	—	—	113	85	4	3	—	農 林 水 産 省
(10)スポーツ分野における女性活躍の取組の推進																								
86	I	3	(10)	—	—	女性アスリートの 育成・支援プロ ジェクト	「スポーツ基本計画」(平成29年3月24日文科科学省策定)に掲げる目標の一つである「我が国のトップアスリートが、オリンピック・パラリンピックにおいて過去最高の金メダル数を獲得する等優秀な成績を収める。」ことを実現するため、女性アスリートの国際競技力向上に向けた支援や、ジュニア層を含む女性アスリートが健康で競技スポーツを継続できる環境を整備する。	2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会における女性アスリートの国際競技力向上のために、女性トップアスリート及び次世代(ジュニア)アスリートに着目して、女性特有の課題の解決に向けた調査研究や、医学・科学サポート等を活用した支援プログラムを実施する。また、女性競技種目における戦略的かつ実践的な強化プログラムや、女性特有の視点とアスリートとしての高い技術・経験を兼ね備えた女性エリートコーチを育成するプログラムを実施する。	388,000	385,133	99.3%	230,402	228,263	99.1%	—	—	—	—	11	64	6	4	—	文 部 科 学 省
87	I	3	(10)	—		女性スポーツ推 進事業	第2期スポーツ基本計画において、女性の「する」「みる」「ささえる」スポーツへの参加を促進するための環境を整備することにより、スポーツを通じた女性の社会参画・活躍を促進することとされている。 本事業では、スポーツを通じた女性の活躍促進に向けて、女性のスポーツ実施率の向上のためのキャンペーン等の実施や、女性スポーツ指導者の育成支援、スポーツ団体における女性役員の育成支援を行う。	・女性のスポーツ参加促進事業 女性のスポーツ実施率を向上させるため、女性のスポーツ参加促進プログラムの開発・実施、女性スポーツキャンペーン等の実施等を通じて、女性が生涯を通じてスポーツに参加しやすい環境を整備する。 ・スポーツ団体における女性役員の育成事業 女性役員の採用割合が低いスポーツ団体に女性アスリートOBや女性コーチ、一般企業の女性経営者などから女性役員を紹介し、採用させることで、女性役員の採用及び養成システムの構築・改革を目指すスポーツ団体を支援する。 ・女性コーチの育成事業 出産等、女性特有のライフイベントにより女性コーチのキャリアが断絶してしまうことを踏まえ、女性スポーツ指導者が活躍しやすいよう研修プログラムを開発し普及する。	—	—	—	28,866	23,399	81.1%	—	—	—	—	12	63、65	2	5	6-4	文 部 科 学 省
(11)職種・分野ごとの女性活躍の取組の推進																								
88	I	3	(11)	①	治安、安全保障 等の分野における女性活躍の取 組の推進	地方警察官採用 募集活動に係る 国の事業の強化	地方警察官の採用人数は、退職者数の増加や増員により平成13年度から急増し、14年度以降14年連続して1万人を超えている。反面、少子化の影響や近年の民間企業による採用募集活動の積極化等に加え、女性の採用・登用拡大に伴い、23年度に比べ、女性の競争倍率が低下しているなど採用情勢は依然として厳しい状況であることから、警察庁として各都道府県警察の採用募集活動に対する更なる支援を行っていく必要がある。	警察官の仕事や魅力について伝えていくため、各部門で活躍する女性警察官の紹介、仕事と家庭の両立支援施策、キャリアパス等を内容とした女性警察官業務説明資料を作成し、女性学生等が参加する企業説明会等で活用するほか、各都道府県警察にも配布し、都道府県独自の取組においても活用する。	4,966	4,187	84.3%	3,285	3,268	99.5%	—	—	—	—	158	152	2	3	—	警 察 庁
89	I	3	(11)	①		女性海上保安官 の活躍推進(巡 視船艇等建造)	今後の女性海上保安官の採用・登用の拡大のため、巡視船艇等の建造時から、女性海上保安官等の意見を踏まえたつ、巡視船艇等における女性に配慮した設備の整備等、女性が働きやすい環境整備を推進する必要がある。	巡視船艇の建造造船所において、実物大の女性諸室(風呂、便所、洗濯室)の模型を用い、女性職員による使い勝手の検証を行う。平成27年度は、中型巡視船、小型巡視船、大型巡視艇、29年度は、ヘリコプター搭載型巡視船においてそれぞれ実施、30年度以降も実施していく予定。	47,568,689 の内数	42,590,928 の内数	—	28,465,318 の内数	41,978,216 の内数	—	—	—	—	159	150	11	1	2-3	(海 上 保 安 庁)	
90	I	3	(11)	①		女性海上保安官 の活躍推進(女 性職員活躍推進 研修)	海上保安庁は、海上の安全及び治安の確保を図るため、離島を含む全国各地において24時間体制で業務を遂行しているが、このような勤務環境は女性職員を始めとした育児・介護等の事情を抱える職員には厳しいものであり、将来への不安を抱える女性職員も少なくない。一方で、当庁の業務は巡視船艇等の運航や警備、救難等に代表される業務に関する知識技能の習得に多くの時間を要することから、こうした知識技能を有する女性職員の離職は組織にとってもマイナスである。したがって、女性職員の不安を解消し、継続して働き続けられる職場環境を整備する必要がある。	若手女性職員の業務意識・キャリア意識の向上、不安の解消と活躍の推進のため、本庁及び各管区において若手女性職員を対象とした研修を実施する。 職員に男女共同参画の意識を醸成するため、海上保安大学校、海上保安学校学生に対する男女共同参画に関する研修を実施する。 各個人の将来を見据えた業務への取り組み・キャリアパスを想定した異動希望の提出等ができるようにするため、保安学校学生に対し、人事についての知識を付与し、今後のキャリアパスを考えさせる研修を実施する。 結婚や出産等により働き方が変わる転換点にある女性職員が、自身のライフイベントを踏まえ、辞職を選択せず、仕事と家庭を両立させ、働き続けられるキャリアプランについて人事担当者や情報共有するため、人事担当者により面談(キャリア面談)を実施する。	4,165	3,914	94.0%	4,230	4,143	97.9%	—	—	—	—	160	151	2	3	11-1	国 土 交 通 省 (海 上 保 安 庁)
91	I	3	(11)	①		女性自衛官の採 用・登用の拡大 のための勤務環 境の整備	自衛官については、その職務の特殊性から、起床から消灯までの集団行動を伴う教育(入隊直後の新隊員教育(約3ヶ月間)等)や訓練などが行われる機会が多い。また、主に幹部以外の者については、原則として駐屯地・基地内に居住する義務を負っており、自衛官にとって、駐屯地・基地等は、勤務する場であるとともに生活を送る場であるという側面を併せ持っている。 これを踏まえ、今後、女性自衛官の採用・登用の更なる拡大を図るには施設の整備を行う必要がある。	女性の採用・登用の更なる拡大に向けた、女性隊員の勤務環境を整備するため、以下の施設整備を実施した。 ・演習場の廠舎の建て替え(女性用区画の整備)を実施し、完成(陸自) ・演習場の浴場を整備するための工事を実施し、完成(陸自) ・幹部候補生学校に女性用シャワーを設置し、完成(海自) ・男女居住区画を女性居住区画に変更するための改修を実施し、完成(防大)	807,912	689,653	85.4%	1,432,836	1,497,716	104.5%	—	—	—	—	161	153	2	3	—	防 衛 省
92	I	3	(11)	①		防災の現場等にお ける女性活躍 の推進のための 託児施設の整備 や災害派遣等 の緊急登庁時 における子ども の一時的預かり	防災の現場等における女性活躍を推進するためには、隊員が子どもの保育などに不安を抱くことなく任務に専念できる環境づくりが、常時即応態勢を維持する上で重要であり、そのための託児施設の整備を行っている。 また、災害派遣等に係る緊急登庁時に、子どもの預け先の確保が困難なため常時して登庁せざるを得ない隊員について、親族等が迎えにくるまでの5日程度の間、駐屯地等において子どもを預かる体制を整備している。	防災の現場等における女性活躍の推進のための託児施設の整備や、災害派遣等の緊急登庁時における子どもの一時的預かりを実施するため、以下の整備等を実施した。 ・庁内託児施設の改修工事を実施し、完成(空自) ・庁内託児施設の運営及び備品・消耗品の整備(内局、陸自、海自、空自) ・緊急登庁支援の運営及び備品・消耗品の整備(陸自、海自、空自)	72,995	66,709	91.4%	103,144	81,726	79.2%	—	—	—	—	—	—	2	3	11-1	防 衛 省

通 し 番 号	重点方針2017該当箇所					該当施策名	施策の背景・目的 (平成30年1月時点)	施策の概要 (令和元年8月末時点)	政策手段							重点方針		第4次男女共同参画基本計画との関係			担 当 府 省 庁			
									平成29年度予算・決算額(千円)			平成30年度予算・決算額(千円)			法令・制度改正	税制改正要望	機構定員要求	その他	2018 (通し番号) (※1)	2019 (通し番号) (※2)		関連性の高い		
									歳出予算現額 (歳出予算額、前年度繰越額、予算外使用額及び流用等増減額を加除したもの)	決算額 (千円)	使用割合 (%)	歳出予算現額 (歳出予算額、前年度繰越額、予算外使用額及び流用等増減額を加除したもの)	決算額 (千円)	使用割合 (%)								分野	大項目	その他
93	I	3	(11)	②	建設業や造船業、運輸業などにおける女性活躍の取組の推進	AIや新技術の導入によるi-Constructionの取組の拡大	建設業は社会資本の整備の担い手であると同時に、社会の安全・安心の確保を担う、我が国の国土保全上の必要不可欠な「地域の守り手」である。 人口減少や高齢化が進む中でも、建設業がこれらの役割を果たせるよう、国土交通省では調査・測量から設計、施工、検査、維持管理・更新までの全ての建設生産プロセスでICT等を活用するi-Constructionを推進し、2025年度までに建設現場の生産性の2割向上を目指す。	BIM/CIM等の3次元データの利活用の推進、AI活用等の新技術の開発・現場導入、地方公共団体への取組拡大等によりi-Constructionを推進する。 (BIM/CIMの拡大をはじめとした3次元データ等の利活用) ・公共から民間まで幅広い建設事業でのBIM/CIMの推進 ・インフラに係るデータ連携基盤の構築によるオープンイノベーションの促進 ・地下空間に関する安全技術の確立に向けた地盤情報の収集・共有・利活用等の推進 (新技術の開発・導入加速に向けた産学官の連携強化) ・i-Construction推進コンソーシアムによる新技術導入に向けたマッチング等の推進 ・公共工事における新技術の現場実装の推進 ・AIやロボットの活用等による建設生産・管理システムの高度化 ・企業・大学等における現場向け新技術開発への助成及び国所管の研究施設の機能強化 (地方公共団体の取組の支援) ・地方公共団体におけるICT施工導入のための技術者支援の促進	744,494	731,505	98.3%	1,619,057	1,598,641	98.7%	—	—	—	—	148	183	3	3	—	国土交通省
94	I	3	(11)	②		建設業における女性の働き方改革の推進	建設業においては、従事者の高齢化や若年入職者の減少等により、将来の担い手の育成・確保が喫緊の課題となっている。こうした状況下、建設業での女性の活躍は、業界に新たな活力や刺激をもたらすほか、性別を問わずあらゆる世代に対して業界の魅力を高め、担い手育成・確保に向けた原動力となるような好循環が期待される。このため、女性の更なる活躍を国内人材育成・確保の柱の一つに位置づけ、業界全体の活性化と将来の担い手育成・確保を図る必要がある。 平成26年8月に官民共同で策定した「もっと女性が活躍できる行動計画」を受け、5年以内の女性倍増を目指し、官民挙げた様々な取組が実施されているところ。	「もっと女性が活躍できる建設業行動計画」を踏まえ、官民が連携して女性技術者・技能者の5年以内の倍増を目指す。平成30年度においては、建設業における女性進出で大きな課題とされる分野への重点対応(女性が入職・定着、育休後に復帰しやすい職場環境への改善等)に取り組む企業・団体に対して、専門家によるコンサルティング支援や講習会等の実施や女性ネットワークのフォローアップ体制の構築)を行うことにより、女性の更なる活躍に向けた総合的な対策を推進した。	49,500の内数	47,472の内数	—	33,404	33,404	100.0%	—	—	—	—	149	184	3	3	—	国土交通省
95	I	3	(11)	②		造船業における人材の確保、育成	我が国の造船業は、省エネ等の性能や品質に優れた船舶を建造・輸出し、裾野の広い労働集約型産業として地域の経済・雇用に貢献している重要な産業。中長期的な成長が見込まれる世界の造船市場において、その成長を取り込み、我が国造船業の更なる発展に結びつけるためには、日本の強みである生産性・技術力の更なる向上と合わせて、それを支える技術者・技能者の確保・育成が極めて重要である。 造船業では、女性が無理なく活躍できる作業や職種も多くあるが、女性の活躍は十分進んでおらず、今後大きな潜在力として期待される女性の就業・活躍の促進に資する取組を推進する必要がある。	女性を含む造船業を目指す若者の拡大を図るため、魅力ある造船工学教材や造船教員の専門的指導力の維持・向上に向けた研修プログラム等の作成・普及、地域中小造船企業が連携したインターンシップの推進等、教育体制の改革強化の取組を推進している。	87,499の内数	83,027の内数	—	82,259の内数	78,272の内数	—	—	—	—	—	147	182	3	3	—	国土交通省
96	I	3	(11)	②		自動車運送事業等における人材の確保・育成等に向けた普及啓発活動	自動車運送事業等の就業構造は、中高年層の男性労働力に依存した状態であり、女性の就労者が少ない状況にあることから、女性の新規就労・活躍を促進することが必要。	バス運転者については、事業者と連携したバス運転者を志望する女性向け営業所見学や座談会の実施を行い、就業促進を促す。 タクシー運転者においては、女性ドライバーの採用に向けた取組や、子育て中の女性が働き続けることのできる環境整備を行っている事業者を支援・PRすることにより、女性の新規就労・定着を図るべく、平成28年に創設した「女性ドライバー応援企業」認定制度に基づく認定を引き続き行っていく。 トラック運転者については、平成30年度に検討を行った「女性ドライバー等が運転しやすいトラックのあり方」の取りまとめ結果や事例集を周知するとともに、国土交通省、業界団体、メーカー等の定期的な意見交換等により、女性ドライバー等が運転しやすいトラックの開発・普及を図る。また、「トラガール促進プロジェクトサイト」等の国土交通省ホームページを通じた情報発信等、多様な人材の確保に向けた取組を引き続き推進する。 女性自動車整備士については、自動車関係団体と連携して、女性も訴求対象としたポスター等による自動車整備士の人材確保に向けたPR活動を実施するとともに、経営者向け「人材確保セミナー」の開催や、「女性が働きやすい環境づくりに向けたガイドライン」を展開することで女性自動車整備士の人材確保・育成を図る。	99,161の内数	79,944の内数	—	155,659の内数	131,043の内数	—	—	—	—	ホームページ等での情報発信・普及啓発	145	180	3	3	—	国土交通省
97	I	3	(11)	③	消防分野における女性活躍の取組の推進	女性消防吏員の更なる活躍推進	消防の分野において、平成29年4月1日現在、全国の消防吏員(※)に占める女性の割合は2.6%と警察や自衛隊といった他の分野と比較して低水準。 消防庁では、平成27年7月29日、消防庁次長から都道府県知事あてに、消防本部における女性消防吏員の更なる活躍に向けた取組の推進について通知を発出。 消防庁としても、消防サービスの向上、消防組織の活性化のためには、女性消防吏員の活躍推進を大きく進めることが必要。 (※)消防吏員：階級を持ち、消火活動中の緊急措置等、消防法上の権限を有する者。	消防吏員を目指す女性を増加させるため、女子学生を対象とした職業説明会を全国で開催する。 女性を対象とした消防の魅力を伝えるためのポスター・ガイドブック、ホームページやWEBセミナー等による広報を実施する。 また、消防分野における女性活躍をより積極的に推進するため、有効かつ先進的な取組の提案を募集し、女性消防吏員推進支援事業(モデル事業)として支援するとともに、支援した事業事例を全国に共有する。 女性の採用が進んでいない消防本部に対しては、アドバイザーを派遣することにより、消防本部における女性の活躍に向けた取組を支援する。 消防署所等における女性専用施設の整備に対して特別交付税措置による財政支援を行う。	48,474	44,501	91.8%	46,987	38,013	80.9%	—	—	—	—	163	155	11	1	2-3、9-2	総務省
98	I	3	(11)	③		女性消防団員の加入促進	地域住民の安全・安心の確保に大きな役割を果たす消防団について、消防団員総数が減少する中、女性消防団員は年々増加しているところであり、女性が未加入の消防団においては、女性消防団員の加入について真剣に取り組むこと、すでに女性消防団員が所属している消防団においては、さらに積極的な女性の消防団への加入促進を図ることを働きかける。	女性や若者等の入団を促進するため、地方公共団体が、地域の企業や大学と連携して消防団員を確保する取組を支援(例：女性分団の新設に要する経費等を支援)した(平成29年度：34事業)。 女性消防団員等の活躍を加速させるための「地域防災カンパジウム」を各地で開催し、地域防災の重要性についての理解を深めること併せて、地域特長を生かした先達事例を共有しながら、現状の課題の分析・解決を図った(平成29年度：鳥取県、香川県、岩手県で実施予定)。 全国の女性消防団員が一堂に会し、日頃の活動やその成果をアピールするとともに、意見交換や交流を通じて連携を深める全国女性消防団員活性化大会を開催し、女性消防団員の活動をより一層、活性化させた(平成29年度：広島県で開催)。	179,519	115,628	64.4%	176,099	116,921	66.4%	—	—	—	—	164	156	11	1	—	総務省

通 し 番 号	重点方針2017該当箇所				該当施策名	施策の背景・目的 (平成30年1月時点)	施策の概要 (令和元年8月末時点)	政策手段										重点方針		第4次男女共同参画基本計画との関係				担当府省庁			
								平成29年度予算・決算額(千円)			平成30年度予算・決算額(千円)			法令・制度改正	税制改正要望	機構定員要求	その他	2018 (通し番号) (※1)	2019 (通し番号) (※2)	関連性の高い		その他					
								歳出予算現額 (歳出予算額、前年度繰越額、予算外使用額及び流用等増減額を加算したもの)	決算額 (千円)	使用割合 (%)	歳出予算現額 (歳出予算額、前年度繰越額、予算外使用額及び流用等増減額を加算したもの)	決算額 (千円)	使用割合 (%)							分野	大項目						
(12)国際的な取組の推進																											
99	I	3	(12)	①	国際機関の邦人職員増強	国際機関の邦人職員増強(①日本人の送り込み強化、②潜在的候補者の発掘・育成)	1990年代に国連難民高等弁務官を務めた緒方貞子氏の例が示すように、国際機関で活躍する日本人の存在自体が「日本の顔」となり、日本のイメージ向上、更には日本の「正しい姿」の発信に繋がることから、国際機関で勤務する日本人職員を増強することは、外交政策上も極めて重要である。 しかし、国連機関に勤務する日本人職員数は、G7の中で最も少ないなど、早急に状況の改善が必要である。 この点について、国内の議論においても、平成25年5月の参議院ODA特別委員の「第5回アフリカ開発会議(TICAD V)」の開催に当たり政府開発援助の効果的な実施と推進を求める決議」で「国際機関における邦人役職員の更なる増強を含め我が国の人的貢献のより一層の拡充を図ること」が求められ、また、『「日本再興戦略」(2016)』(29年6月閣議決定)工程表等で、2025年までに国連関係機関の邦人職員を1,000人とする目標(現在820人(2016年12月31日時点))が立てられるなど、政府一体となって邦人職員増加に向けた取組を一層強化することが求められている。	・JPO(Junior Professional Officer)派遣制度 将来国際機関で勤務することを志望する35歳以下の若手日本人を原則2年間、国際機関に派遣し、勤務経験を積ませることにより将来の正規採用への道を開く制度である。ここ数年は毎年概ね50～60人程度を派遣している。 ・潜在的候補者の発掘・育成 国際機関採用プロセスで必要となるスキルを身につけるような指導・育成等を実施する。 国内外における日本人留学生・社会人等に対するガイダンス、スーパーグローバルハイスクールや大学等における国際機関勤務経験者による講演を実施する。 潜在的に国際機関職員となり得る者が存在する関係府省と定期的に情報交換の場を設ける。	2,283,342		2,055,632	90.0%	2,332,800	2,262,586	97.0%	—	—	—	要求認められず	—	172	192	2	5	12-2		外務省
100	I	3	(12)	②	国際女性会議WAW!の開催による女性活躍の気運の醸成	国際女性会議WAW!の開催	我が国は、安倍政権の最重要課題の一つである「女性が輝く社会」を実現するための取組の一環として、平成26年から東京において国際女性会議WAW(World Assembly for Women)を開催している。 本会議は、女性・ジェンダー問題について日本の取組をアピールし、併せて国際的な意識向上・啓発を推進することが目的である。4回目となる平成29年は、11月1～3日に東京都内で開催し、世界各国及び日本各地から女性分野で活躍するトップリーダー、専門家64人がスピーカーとして参加し、のべ約2,400人が傍聴した。また、参加者のアイデアや提案が「WAW2017東京宣言」として取りまとめられ、国連文書として発出された。平成30年も同会議を開催し、引き続き国際社会における女性の活躍促進の議論を主導していくことを目指す。	女性活躍推進に貢献している国内外の著名人(政府関係者、有識者、財界人、メディア関係者他)の参加を得て、基調講演及びパネルディスカッションによる公開フォーラムを実施すると共に、テーマ別のラウンドテーブル(複数の小グループを合合により構成)を行う。また、同会議に際して全国で開催される女性関連イベントとの協力事業を実施。	91,547		85,944	93.9%	86,453	73,025	84.5%	—	—	—	—	171	191	12	2	—		外務省	
101	I	3	(12)	③	アジア・太平洋諸国との友好・信頼関係の深化	アジア・太平洋諸国女性の交流事業	アジア・太平洋諸国を中心とする各国と我が国の交流で架け橋になっている女性の活躍に焦点を当て、これまでの貢献に感謝するとともに、シンポジウムや国際交流の場を通して知見の交換及びネットワークワークを行う。これらを通じ、女性の視点から、日本とアジア・太平洋諸国の友好・信頼関係の更なる深化を図る。平成28年度から5か年に渡り実施することを想定。	日本で活躍しているアジア・太平洋諸国の女性、アジア・太平洋諸国で活躍している日本人女性、かつて日本で暮らし、母国に戻るなどして日本との架け橋となっているアジア・太平洋諸国の女性、日本国内においてアジア・太平洋諸国と深い関わりを持った事業を行っている日本人女性、そして架け橋女性と関係する国内外の企業・教育機関・団体等を対象に「架け橋として活躍している女性」及び架け橋女性から見た日本の魅力や課題に関する調査を行う。また、「架け橋として活躍している女性から見た日本の魅力(仮)」をテーマとしたシンポジウム、視察、意見交換会からなる交流プログラムを開催し、架け橋女性及び関係者の交流を図る。	61,982		42,522	68.6%	61,982	28,609	46.2%	—	—	—	—	173	193	12	2	—		内閣府	
102	I	3	(12)	④	中南米との農業・食産業分野における連携・交流関係の強化	中南米日系農業者等との連携交流・ビジネス創出事業	中南米4カ国(ブラジル、パラグアイ、ボリビア及びアルゼンチン)と日本との間には農業交流関係が構築されており、世代交代が進む中、我が国の食産業の海外展開を推進する上で、今後ともその関係の維持・発展を図っていく必要があることから、日系農業者等の連携強化、若手や女性の日系農業者等を対象にした研修、ビジネス創出に向けた交流を実施する。	中南米の日系農業者等との連携の強化を行うとともに、若手や女性向けの研修やセミナーを通じた次世代リーダーとなる農業者等の育成、日系農業者団体と日本の地方企業とのビジネス創出に向けた交流を実施した。このうち日系農協の女性農業者等を対象にした研修では、日本に招へいし、日本の農業団体の女性部の活動をモデルに、食品製造、花きの栽培・販売、グリーンツーリズム等について実地体験を交えた研修を実施した。	41,824		41,588	99.4%	60,000	59,967	99.9%	—	—	—	—	174	194	12	2	—		農林水産省	
103	I	3	(12)	⑤	第7回ジェンダー統計グローバルフォーラムの開催	第7回ジェンダー統計グローバルフォーラムの開催	本フォーラムは、ジェンダー関連統計の作成能力向上や知識の共有を目的とし、世界各国及び国際機関の統計専門家を対象に、国連が開催国との共催で隔年開催する国際フォーラムである。これまで平成19年から28年までに合計6回開催され、各国・国際機関の取組の発表等により、知識・意見交換が成されてきた。我が国は、30年の次回(第7回)フォーラムの東京への招致について、国連統計委員会第48回会合(29年3月開催)において表明した。なお、東アジア地域でのフォーラム開催は初めてとなる。	総務省及び国際連合統計部は、関係省庁の協力の下、2018年(平成30年)11月14日から16日まで、我が国において、東アジア地域で初となる第7回ジェンダー統計グローバルフォーラムを開催した。 3日間に渡るフォーラムでは、経済、労働、気候変動、人権など、テーマごとの9つのセッションが設けられ、各国統計局、その他政府・国際機関、学術機関、市民組織、ドナー機関から約170名のジェンダー統計作成者及び利用者が参加し、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」を踏まえ、ジェンダー政策のためのエビデンス及びデータ向上について議論する貴重な機会となった。	—	—	—	—	28,685	19,376	67.5%	—	—	—	—	175	—	12	2	—		総務省	
Ⅱ 女性の活躍を支える安全・安心な暮らしの実現																											
1. 女性に対するあらゆる暴力の根絶																											
(1)性犯罪への対策の推進																											
104	Ⅱ	1	(1)	①	刑法の一部を改正する法案の審議状況を踏まえた必要な措置の実施	刑法の一部を改正する法案の審議状況を踏まえた必要な措置の実施	性犯罪の罰則の在り方については、第3次男女共同参画基本計画において検討が求められていたほか、各方面から様々な指摘があることなども踏まえ、法務省として、平成27年10月、法制審議会に対し、性犯罪に対処するための刑法の一部改正に関する諮問をした。同審議会においては、28年9月、要綱(骨子)が採択され、法務大臣に答申が行われた。この答申を踏まえ、法務省において所要の検討を行い、強姦罪等の構成要件の見直しや非親告罪化などを内容とする「刑法の一部を改正する法律案」を第193回通常国会に提出したところ、29年6月16日に成立し、同年7月13日に施行されたことを踏まえ、必要な措置を行う。	平成28年9月の法制審議会の答申を踏まえ、強姦罪の構成要件及び法定刑の見直し等を内容とする「刑法の一部を改正する法律案」を第193回通常国会に提出した。同法案は29年6月16日に成立し、同月23日に公布され、同年7月13日に施行されたことから、「必要な措置」として、29年度中に、その法改正の趣旨を関係機関等に周知した。	—	—	—	—	—	—	—	「刑法の一部を改正する法律」が平成29年7月13日に施行	—	—	—	—	27、28、29 30、31、32	—	7	4	—	法務省	
105	Ⅱ	1	(1)	②	性犯罪・性暴力被害者のための、行政が関与するワンストップ支援センターの設置促進	性犯罪被害者等支援体制整備促進事業	地方公共団体において性犯罪被害者支援を担当している行政職員及び民間支援団体等において性犯罪被害者支援を行っている又は行う予定の支援員を対象に、性犯罪被害者を支援するための必要なスキルや支援体制整備の推進に向けた参考事例等を学ぶ研修を実施することにより、性犯罪被害者が躊躇せず身近な相談窓口等に安心して相談することができるよう体制整備を目的とする。	全国の男女共同参画センター等で相談を受ける相談員に対し、性犯罪被害者の支援に関して、性犯罪被害者の相談対応における留意点や相談の質の維持・向上に関する研修を実施するとともに、行政職員に対し相談機関や支援機関の連携促進・強化の働きかけを行う。 また、センターの共通ダイヤル化を実施するとともに、コールセンター導入のための調査を実施し、センターの24時間化に向けた取組を促進することで、さらなる相談・支援体制の充実を推進する。	9,120		5,653	62.0%	11,099	9,536	85.9%	—	—	—	—	34、75	8、10、55	7	4	—		内閣府	

通 し 番 号	重点方針2017該当箇所					該当施策名	施策の背景・目的 (平成30年1月時点)	施策の概要 (令和元年8月末時点)	政策手段										重点方針		第4次男女共同参画基 本計画との関係		担 当 府 省 庁		
									平成29年度予算・決算額(千円)			平成30年度予算・決算額(千円)			法令・制 度改正	税制 改正 要望	機構 定員 要求	その他	2018 (通し番 号) (※1)	2019 (通し番 号) (※2)	関連性の高い				
									歳出予算額額 (歳出予算額、前年度 繰越額、予備費使用額 及び流用等増減額を加 除したもの)	決算額 (千円)	使用割合 (%)	歳出予算額額 (歳出予算額、前年度 繰越額、予備費使用額 及び流用等増減額を加 除したもの)	決算額 (千円)	使用割合 (%)							分 野	大 目 目			
106	Ⅱ	1	(1)	②		性犯罪・性暴力被害者のための、行政が関与するワンストップ支援センターの設置促進	行政が関与する性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター(以下「センター」という。)の設置数については、「第4次男女共同参画基本計画」(平成27年12月25日閣議決定)において、32年までに各都道府県に最低1箇所の成果目標が設定されたところ。 各都道府県でのセンターの設置及びセンターの安定的運営が可能となるよう、地方公共団体の取組を更に促進することを目的とする。	センター運営の安定化及び質の向上等の地方公共団体による被害者支援の取組を促進する(1/2又は1/3を補助)。 【交付対象経費】 ・都道府県が負担したセンター運営の支援に係る事業 ・医療費等の公費負担事業	163,386	137,468	84.1%	187,035	169,573	90.7%	—	—	—	—	35	7	7	4	—	内閣府	
107	Ⅱ	1	(1)	③		都道府県警察におけるカウンセリング費用の公費負担制度の全国展開に向けた充実	「第3次犯罪被害者等基本計画」(平成28年4月1日閣議決定)において、カウンセリング等心理療法の費用の負担軽減等が盛り込まれ、カウンセリング費用の公費負担制度の全国展開を図ることなどが掲げられた。	警察庁では、平成28年度から新規に予算措置(都道府県警察費補助金)し、都道府県警察に対し、犯罪被害者が自ら選んだ精神科医、臨床心理士等からカウンセリングを受けた場合にも公費負担ができるよう指導している。 令和元年度においても、引き続き同様の予算を確保し、全国的に公費負担が実施されるよう都道府県警察を指導する予定である。	28,156の内数	—	—	28,156の内数	—	—	—	—	—	都道府県警察に対する通達の発出(「犯罪被害者等のカウンセリング費用の公費負担による被害者支援について」(平成28年4月))	37	—	7	1	—	警察庁	
108	Ⅱ	1	(1)	③		犯罪被害者等のカウンセリング費用の公費負担制度の充実等	「第3次犯罪被害者等基本計画」(平成28年4月1日閣議決定)において、性犯罪被害者支援の充実に関し、相談窓口の認知度向上や相談しやすい環境の整備等が掲げられた。 これを踏まえ、性犯罪被害者がより相談しやすいような、各都道府県警察の性犯罪被害相談電話につながる全国共通の短縮ダイヤルを導入した。	性犯罪被害者がより相談しやすい体制を構築するため、各都道府県警察の性犯罪被害者電話相談窓口につながる全国共通の短縮ダイヤル(※8103)については、平成31年4月から各都道府県において24時間運用が実現したところであり、これを適切に運用するとともに、国民への更なる周知等を図る。	3,328	—	—	3,840	—	—	—	—	—	都道府県警察に対する通達の発出(「性犯罪被害者相談電話に係る全国共通番号の運用開始について(通達)」(平成29年7月))	38	11	7	4	—	警察庁	
109	Ⅱ	1	(1)	③		女性警察官の配置、職員に対する研修の充実等	性犯罪の被害者が捜査の過程において受ける精神的負担を少しでも緩和するため、被害者の望む性別の警察官によって対応できるよう、警察本部の性犯罪捜査指導係や警察署の性犯罪捜査を担当する係への女性警察官の配置を推進するとともに、性犯罪が発生した場合に捜査に当たる性犯罪指定捜査員等に女性警察官等を指定している(平成29年4月現在8,557名を指定)。これらの女性警察官等は、被害者からの事情聴取を始め、証拠採取や病院等への付添い等、性犯罪の被害者に関わる様々な業務に従事している。 また、警察庁において、平成19年度から、各都道府県警察における幹部の女性警察官を対象として、性犯罪の捜査指揮能力の向上を図るための専科教養を実施しているほか、都道府県警察においても、性犯罪指定捜査員等の女性警察官等を中心に、専門的実務能力の向上を図るための実務教養を実施している。 平成30年度も、これらの施策を推進する必要がある。	性犯罪被害者が捜査の過程において受ける精神的負担を少しでも緩和するため、被害者の望む性別の警察官により対応できるよう、警察本部や警察署の性犯罪捜査を担当する係への女性警察官の配置を推進するとともに、性犯罪が発生した場合に捜査に当たる性犯罪指定捜査員等への女性警察官等の指定を推進する。これらの女性警察官等は、被害者からの事情聴取を始め、証拠採取や病院等への付き添い等、性犯罪被害者に関わる様々な業務に従事する。 また、警察庁において、各都道府県警察における幹部の警察官を対象とした、性犯罪の捜査指揮能力の向上を図るための専科教養を実施するほか、都道府県警察においても、性犯罪指定捜査員等を対象とした、専門的実務能力の向上を図るための実務教養を実施する。	—	—	—	—	—	—	—	—	都道府県警察に対する通達の発出(「刑法の一部を改正する法律の施行に伴う関係規定の適切な運用について」(平成29年6月))、「被害者の心身に被害した性犯罪捜査の推進について」(29年7月))	40	13	7	4	—	警察庁		
(2)若年層を対象とした性的な暴力の根絶																									
110	Ⅱ	1	(2)	①		人身取引対策推進のための広報・啓発活動の実施	人身取引は、重大な人権侵害であり、かつ深刻な国際問題であるため、人道的観点からも迅速・的確な対応を求められるとともに、人身取引対策に関する国際社会の関心も高い。 「人身取引対策行動計画2014」(平成26年12月16日犯罪対策閣僚会議決定)において、人身取引の需要側に対する取組として「性的搾取の需要側への啓発」が、人身取引撲滅のための国民等の理解と協力の確保を目的として「政府広報の更なる促進」が掲げられている。 人身取引の撲滅を図るため、国民等の問題意識を共有することを目的として、積極的な広報啓発を実施する。	性的搾取の需要側への啓発及び国民に対する情報提供のため、人身取引対策の啓発用ポスター及びリーフレットを作成し、地方公共団体、空港・港湾、大学・高等等、日本旅行業協会、IOM(国際移住機関)、その他関係機関に配布する。	2,304	2,594	112.6%	2,304	2,429	105.4%	—	—	—	—	53	19、51	7	7	—	内閣府	
111	Ⅱ	1	(2)	①		「児童の性的搾取等に係る対策の基本計画」(子供の性被害防止プラン)に基づく対策の推進	「児童の性的搾取等に係る対策の基本計画」(子供の性被害防止プラン)が策定されたことを受け、同計画に掲載された子供の性被害に係る諸対策を推進する必要がある。	「子供の性被害防止プラン(児童の性的搾取等に係る対策の基本計画)」には、児童の性的搾取等の撲滅に向けた国民意識の向上及び国民運動の展開並びに国際社会との連携の強化、被害情勢に即した取締りの強化と加害者の更生等の6本の柱ごとに合計88の施策が掲載されており、同プランに基づき、子供の性被害防止のための取組を推進している。	5,324	2,928	55.0% (都道府県警察費補助金を除く)	17,018	12,264	72.1% (都道府県警察費補助金を除く)	—	—	—	—	51	17	7	5	—	警察庁	
112	Ⅱ	1	(2)	①		自画撮り被害児童の心理特性に関する調査等	コミュニティサイト等の利用に起因する児童買春・児童ポルノ等の犯罪に係る被害児童数は増加傾向にあり、平成28年中は過去最多を記録した。このような児童の性的搾取等に係る深刻な情勢を踏まえ、各種広報啓発を推進することにより被害を防止する必要がある。特に、児童ポルノ事犯に関して、だまされたり、脅されたりして、児童が自分の裸体をスマートフォン等で撮影させられ、メール等で加害者に送られる「自画撮り」被害が増加傾向にあり、被害の防止対策が急務になっていることから、自画撮り被害児童の心理特性に関する調査を実施し、その結果を分析することにより、被害の防止施策に活用する必要がある。	児童ポルノ/自画撮り被害児童の心理特性に関する調査、児童買春・児童ポルノ事犯防止のための広報啓発、「子供の性被害防止プラン(児童の性的搾取等に係る対策の基本計画)」の翻訳、SNSや出会い系サイトの利用に起因する児童の犯罪被害を防止するためのリーフレットの作成・配布を始めとした広報啓発等の各種取組を実施している。	40,673	36,547	89.9% (都道府県警察費補助金を除く)	4,584	482	10.5% (都道府県警察費補助金を除く)	—	—	—	—	—	17	7	5	—	警察庁	
113	Ⅱ	1	(2)	②		「いわゆるアダルトビデオ出演強要問題」「JKビジネス」問題等に関する今後の対策の推進	近年、いわゆるアダルトビデオ出演強要問題、「JKビジネス」問題等の若年層の女性に対する性的な暴力に係る問題は深刻な状況にあるところ。 「いわゆるアダルトビデオ出演強要問題」「JKビジネス」問題等に関する今後の対策(平成29年5月策定)において、当分の間、毎年4月を「AV出演強要」「JKビジネス」等被害防止月間」とし、関係団体と連携、協力の下、被害防止のための広報啓発等の取組を強化することとしている。 この問題に関する国民の意識を喚起するとともに、被害に遭っている人やその関係者に届く効果的な情報発信、広報啓発を実施する。	「AV出演強要」「JKビジネス」被害防止月間」等の広報啓発を行う。 ・若年層を対象としたシンポジウムの実施 ・ポスター及びリーフレットを地方公共団体、関係団体等に配布 ・啓発動画の放映、街頭キャンペーンの実施 など	—	—	—	10,697の内数	5,506の内数	—	—	—	—	—	47、70	14、49	7	4	7-1	内閣府	

通 し 番 号	重点方針2017該当箇所					該当施策名	施策の背景・目的 (平成30年1月時点)	施策の概要 (令和元年8月末時点)	政策手段										重点方針		第4次男女共同参画基本計画との関係				担 当 府 省 庁
									平成29年度予算・決算額(千円)			平成30年度予算・決算額(千円)			法令・制度改正	税制改正要望	機構定員要求	その他	2018 (通し番号) (※1)	2019 (通し番号) (※2)	関連性の高い		その他		
									歳出予算現額 (歳出予算額、前年度繰越額、予算費使用額及び流用等増減額を加除したものの)	決算額 (千円)	使用割合 (%)	歳出予算現額 (歳出予算額、前年度繰越額、予算費使用額及び流用等増減額を加除したものの)	決算額 (千円)	使用割合 (%)							分野	大項目			
114	Ⅱ	1	(2)	②		「いわゆるアダルトビデオ出演強要問題・JKビジネス」問題等に関する今後の対策」に基づく施策の推進	近年、いわゆるアダルトビデオ出演強要問題や、いわゆる「JKビジネス」と呼ばれる営業により児童が性的な被害に遭う問題等が発生しており、若年層の女性に対する性的な暴力に係る問題は深刻な状況にあることを踏まえ、平成29年3月、いわゆるアダルトビデオ出演強要問題・JKビジネス」問題等に関する関係府省対策会議(以下「対策会議」という。)が設置され、政府を挙げた取組を推進することとなり、29年から毎年4月を政府一体となった「AV出演強要・JKビジネス」等被害防止月間(以下「集中月間」という。)と位置付け、取組を実施したところである。 また、平成29年5月に開催された対策会議において、集中月間の実施状況等を踏まえ、引き続き、政府一体となった対策を推進すべく「いわゆるアダルトビデオ出演強要問題・JKビジネス」問題等に関する今後の対策」が取りまとめられたことから、集中月間における実施状況も踏まえ、こうした問題の根絶に向け、今後も引き続き対策を講ずることとする。	「JKビジネス」に関連する犯罪被害を防止するため、中学校及び高校の生徒向けの啓発用動画を作成し、DVDを都道府県警察に配布するとともに、政府インターネットテレビに掲載している。	—	—	—	3,959	3,722	94.0%	—	—	—	都道府県に対する通達の実施(「アダルトビデオ出演強要問題」に係る今後の対策の推進について(平成29年5月))、「いわゆるJKビジネス」問題に対する今後の対策の推進について(平成29年5月))	48	—	7	4	7-5	警察庁	
115	Ⅱ	1	(2)	②	消費生活に関する制度の企画・立案・推進		消費者の利益の擁護及び増進に関する基本的な施策等のうち、消費生活に関する制度を企画・立案・推進することにより、消費者が安心して安全で豊かな消費生活を営むことができる社会の実現に資することを目的とする。 消費者の利益増進を図るための消費者契約に関する包括的な民事ルールである消費者契約法の見直しを実施する。 また、不当な勧誘等による消費者トラブルの未然防止・拡大防止及び被害回復を図るため、内閣総理大臣が認定した消費者団体が消費者に代わって訴訟などをすることができる消費者団体訴訟制度の推進を実施する。	【施策の実施状況】 【適格消費者団体等への周知の実施】 ・平成30年3月及び平成31年4月に、「AV出演強要・JKビジネス」等被害防止月間」の取組みとして、適格消費者団体に対して、アダルトビデオへの出演強要に関連する相談が寄せられた場合には、アダルトビデオ出演強要問題が消費者契約法に該当することがあることを踏まえて適切に対応願うこと等について周知を行った。 ・平成30年4月に、地方公共団体に対して、アダルトビデオ出演強要問題と消費者契約法の適用についての周知を行った。 ・消費者契約法の一部を改正する法律(平成30年法律第54号)の成立により取り消し得る不当な勧誘行為、無効となる不当な契約条項の追加等がなされることとなったことを踏まえ、平成30年8月に、業界団体に対して、アダルトビデオ出演強要問題と改正後の消費者契約法の適用についての周知を行うとともに、同年9月、消費者庁HP上での同内容の周知を行った。 【消費者被害の実態調査の実施】 ・平成30年度においては、全国の五つの事業者への委託を通じ、全国の消費者被害の情報の収集及び検討を行った。 ・令和元年度においても、全国の六つの事業者への委託を通じ、同様の調査を行っているところである。	43,034	25,558の内数	—	82,693の内数	61,268の内数	—	—	—	定員2名増	—	—	7	1	Ⅳ-3	消費生活庁		
116	Ⅱ	1	(2)	②	地方消費者行政推進事業		どこに住んでも質の高い相談・救済を受けられる地域体制を全国的に整備するため、消費者行政の「現場」である地方公共団体が行う消費者の安全・安心確保に向けた取組を強力かつ安定的に支援してきたところ。 今後は、消費生活を取り巻く環境が年々変化していることに伴い、消費者問題は多種多様に複雑化していることを踏まえ、特に従来の体制では対応できない国として解決すべき消費者行政の課題に意欲的に取り組む地方公共団体の取組を支援する。	AV出演強要問題に関して円滑に消費生活相談を受けられるよう、対応できる相談体制の整備(職員・相談員研修等の充実)などに積極的に取り組む地方公共団体を支援した。 (令和元年度予算案等) ・上記取組を行うため、地方消費者行政強化交付金を計上。	—	—	—	2,400,000の内数	1,885,310の内数	—	—	—	定員1名増	—	49	—	7	1	8-2	消費生活庁	
117	Ⅱ	1	(2)	②	青少年を取り巻く有害環境対策の推進		インターネット上の違法・有害サイトを通じた犯罪やいじめ等に青少年が巻き込まれるとともに、「ネット依存」による生活習慣の乱れなどが課題となっている。このため、関係府省庁と連携し、インターネット等の適切な使用やネット依存を含む各種依存症予防について、保護者と青少年に直接働きかける啓発と教育活動を推進することにより、青少年の健全育成を図る。	日々進化し急速に普及していくインターネット環境に対応するため、地域において、インターネットの安全な利用方法や有害情報に関する知識等を教育・啓発するネットリテラシー指導員の養成講座や、インターネット上のトラブルに巻き込まれた子供たちのためのコミュニティサイト等による相談体制の構築等を実施する「ネット対策地域支援事業」を通じ、地域における先進的な有害環境対策を推進する。	49,510の内数	38,630の内数	—	42,287の内数	39,042の内数	—	—	—	—	—	—	7	4	—	文部科学省		
118	Ⅱ	1	(2)	②	防犯教育の推進 (学校安全教室の推進)		性犯罪を含む児童生徒等の安全を脅かす事件が依然として発生していることから、学校における防犯教育を推進し、犯罪被害を防止していく。	学校における学校安全教室(防犯教室、防災教室及び交通安全教室)の講師となる教職員等に対する講習会の実施を支援することにより、教職員の指導力の向上を図り、効果的な防犯教育の推進する。 講習会については、企画提案のあった都道府県・指定都市において、事業計画に基づき実施する。	266,383の内数	176,509の内数	—	224,573の内数	146,257の内数	—	—	—	—	—	—	7	1	—	文部科学省		
119	Ⅱ	1	(2)	②	情報モラル教育推進事業		携帯電話・スマートフォンやSNSが子供たちにも急速に普及し、それらの利用に伴う犯罪被害等も生じている状況のもと、児童生徒に情報モラルを身に付けさせることが一層重要となっていることから、指導資料の改善・充実や児童生徒向け啓発資料の作成・配布等により、新学習指導要領の下での情報モラル教育の充実を図る。	・情報モラル教育の推進に係る指導資料の改善 ・児童生徒向け啓発資料の作成・配布 ・情報モラル教育の推進に係るセミナーの開催	15,186	13,914	91.6%	19,679	17,371	88.3%	—	—	—	—	—	—	7	5	7-9	文部科学省	
120	Ⅱ	1	(2)	②	スクールカウンセラー等活用事業	いわゆるアダルトビデオ出演強要問題・JKビジネス」問題の被害者を始めとする犯罪被害者等を含む児童生徒の相談等に的確に対応できるよう、養護教諭等と連携しながら児童生徒の心のケア等を行うスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の適正な配置や、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等への犯罪等の被害に関する研修等による資質の向上を通じて、学校における教育相談体制を充実させる。	いわゆるアダルトビデオ出演強要問題・JKビジネス」問題の被害者を始めとする犯罪被害者等を含む児童生徒の様々な相談等に的確に対応できるよう、スクールカウンセラーの配置を拡充(令和元年度予算:27,500校)してきた。	4,558,778の内数	5,901,450の内数	—	4,568,912の内数	6,086,556の内数	—	—	—	—	平成29年8月、地方公共団体の教育相談指導者を対象として、いわゆるアダルトビデオ出演強要問題・JKビジネス」問題の被害者を始めとする犯罪被害者等に関する内容を含む教育相談の研修を実施。	—	27	7	5	8-1	文部科学省		

通し 番号	重点方針2017該当箇所					該当施策名	施策の背景・目的 (平成30年1月時点)	施策の概要 (令和元年8月末時点)	政策手段										重点方針		第4次男女共同参画基 本計画との関係		担 当 府 省 庁			
									平成29年度予算・決算額(千円)			平成30年度予算・決算額(千円)			法令・制 度改正	税制 改正 要望	機 構 定 員 要 求	その他	2018 (通し番 号) (※1)	2019 (通し番 号) (※2)	関連性の高い					
									歳出予算現額 (歳出予算額、前年度 繰越額、予算外使用額 及び流用等増減額を加 算したもの)	決算額 (千円)	使用割合 (%)	歳出予算現額 (歳出予算額、前年度 繰越額、予算外使用額 及び流用等増減額を加 算したもの)	決算額 (千円)	使用割合 (%)							分 野	大 項 目		そ の 他		
121	Ⅱ	Ⅰ	(2)	②	「いわゆるアダルトビデオ出演強要問題・JKビジネス」問題等に関する今後の対策」に基づく施策の推進	スクールソーシャルワーカー活用事業	いわゆるアダルトビデオ出演強要問題・「JKビジネス」問題の被害者を始めとする犯罪被害者等を含む児童生徒の相談等に的確に対応できるよう、養護教諭等と連携しながら児童生徒の心のケア等を行うスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の適正な配置や、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等への犯罪等の被害に関する研修等による資質の向上を通じて、学校における教育相談体制を充実させる。	いわゆるアダルトビデオ出演強要問題・「JKビジネス」問題の被害者を始めとする犯罪被害者等を含む児童生徒の様々な相談等に的確に対応できるよう、スクールソーシャルワーカーの配置を拡充(令和元年度予算:10,047人)してきた。	1,258,454の内数	5,901,450の内数	—	1,483,581の内数	6,086,556の内数	—	—	—	—	平成29年8月、地方公共団体の教育相談指導者を対象として、いわゆるアダルトビデオ出演強要問題・JKビジネス」問題の被害者を始めとする犯罪被害者等に関する内容を含む教育相談の研修を実施。	—	—	7	5	8-1	文 部 科 学 省		
122	Ⅱ	Ⅰ	(2)	②		業界関係者に対する法令等の周知	いわゆるアダルトビデオ出演強要問題等については、政府を挙げて、その根絶に取り組む必要があり、関係府省が連携して対策を実施するため、「いわゆるアダルトビデオ出演強要問題・JKビジネス」問題等に関する関係府省対策会議」を設置した(平成29年3月21日関係府省申合せ)。同会議において決定された「いわゆるアダルトビデオ出演強要問題・JKビジネス」問題等に関する今後の対策」において、業界関係者に対する法令等の周知を実施することとしている。	アダルトビデオ出演強要問題について、出演者が労働者に該当する場合には、職業安定法、労働者派遣法、労働基準法等の対象となり、例えば、公衆衛生又は公衆道徳上有害な業務に就かせる目的で労働者派遣をすることが罰則をもって禁じられていること(労働者派遣法第58条)等について、平成29年9月15日付けで、業界関係者に対して周知を行った。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	7	4	—	厚 生 労 働 省			
123	Ⅱ	Ⅰ	(2)	③	(3) ストーカー事案への対策の推進	若年層における性的搾取に係る相談・支援の在り方の検討	「いわゆるアダルトビデオ出演強要問題・JKビジネス」問題等に関する今後の対策」(平成29年5月策定)においては、広報・啓発活動の強化に取り組むとともに、関係機関の職員が被害者等に対し適切に相談対応することができるよう、有識者や関係機関の意見も踏まえ、対応マニュアルを作成することとしている。 若年層における女性に対する暴力の予防啓発及び被害者支援に関する調査等を通して、国内における予防啓発手法及び相談支援の在り方の改善を目的とする。	若年層に対して教育・啓発の機会を多く持つ者等を対象とする女性に対する暴力の予防啓発に関する研修の実施により、暴力を容認しない社会環境の整備を図る。また、若年層の性暴力被害に係る相談対応力の向上に向け、メール・SNS等を活用した相談を試行的に実施し、効果的な相談・支援のためのノウハウの蓄積及び普及を図る。	10,045	8,841	88.0%	—	—	—	—	—	—	—	54、71	—	7	4	7-1	内 閣 府		
124	Ⅱ	Ⅰ	(3)	①		「ストーカー総合対策」に基づく取組の実施	「ストーカー総合対策」に基づく取組の実施	(平成29年度) ストーカー事案を始めとする人身安全関連事案対策等の強化のため、地方警察官の増員を措置した。 (平成30年度から令和元年度) 以下の施策を実施し、人身安全関連事案への対策の推進を目指す。 ・ストーカー被害の未然防止・拡大防止に関する国民の理解の増進を図るためのパンフレット・リーフレットの作成等 ・被害者等の安全を確保するための一時避難に係る経費の一部を都道府県に補助 ・ストーカー事案の加害者に関する精神医学的・心理学的アプローチに係る経費の一部を都道府県に補助 等	41,274	52,231の内数	—	35,712	60,978の内数	—	—	—	—	要求認められず	地方財政計画	63	43	7	3	—	警 察 庁	
125	Ⅱ	Ⅰ	(3)	②		ストーカー加害者更生に関する取組の実施(124の再掲(一部))	ストーカー加害者更生に関する取組の実施(124の再掲(一部))	最近のSNSの普及等によるコミュニケーション手段の変化や、対人関係の多様化により、ストーカー事案への対応はますます困難化しており、被害者自身においても、自らに対する加害者の行為について、その危険性等に係る判断や相談先等に迷う場面が増加しているものと考えられる。また、関係機関により相談窓口の整備は進められているものの、当該窓口においても、事案の危険性等を判断するためのツールがないため、被害者等からの相談に対し、何ら対応できない実態もあるものと考えられる。 ストーカー加害者に対しては、警察が行政手続、刑事手続等の措置を行うが、その後、加害者が真に被害者への執着等から離脱し、被害者への再度のつきまとい等を起こすことなく生活できるようにするためには、関係機関等との連携が不可欠である。しかし、特に加害者への対応に関しては、関係機関ができる措置や、個別事案に係る連携方策等が明らかでない。 こうした観点から、海外の文献や取組等を参考としつつ、相談段階における被害者への的確な支援の在り方、加害者の対応に係る連携のための問題点や改善策について調査し、提言を受けることを目的とする。	多機関連携によるストーカー対策のための取組に係る有識者検討会を設置し、海外の文献等も参考にしつつ、被害者や関係機関が事案の危険性等を評価するための評価シートを作成するとともに、これらの情報を関係機関で共有するための問題点や改善策について提言を受ける。	11,545	9,180	79.5%	12,709	4,253	33.5%	—	—	—	—	—	66	46	7	3	—	警 察 庁
126	Ⅱ	Ⅰ	(3)	③		ストーカー情報管理業務等の充実・強化(124の再掲(一部))	ストーカー情報管理業務等の充実・強化(124の再掲(一部))	ストーカー事案、配偶者からの暴力事案等の人身安全関連事案については、その危険性・切迫性を判断するため、警察等からの連絡を受けた本部において、ストーカー情報管理ファイル、配偶者暴力情報管理ファイル、相談情報管理ファイル等の検索を実施しているところであるが、ストーカー事案、配偶者からの暴力事案等の相談等受理件数が高水準となる中で、それぞれのファイルにおいて保有している情報の横断検索、1回の照会による網羅的な検索等、検索機能を高度化することにより、この同種事案の過去の取扱いについて、効果的かつ効率的に把握する必要がある。	ストーカー情報管理ファイル、配偶者暴力情報管理ファイル及び相談情報管理ファイルに保有している情報の横断検索、1回の検索による網羅的な検索等、検索機能を高度化するプログラムを開発する。	12,061	31,929の内数	—	15,495	52,009の内数	—	—	—	—	—	67	—	7	3	—	警 察 庁	

通し 番号	重点方針2017該当箇所					該当施策名	施策の背景・目的 (平成30年1月時点)	施策の概要 (令和元年8月末時点)	政策手段										重点方針		第4次男女共同参画基 本計画との関係		担当 府省庁	
									平成29年度予算・決算額(千円)			平成30年度予算・決算額(千円)			法令・制 度改正	税制 改正 要望	機構 定員 要求	その他	2018 (通し番 号) (※1)	2019 (通し番 号) (※2)	関連性の高い			そ の 他
									歳出予算現額 (歳出予算額、前年度 繰越額、予算外使用額 及び流用等増減額を加 除したものの)	決算額 (千円)	使用割合 (%)	歳出予算現額 (歳出予算額、前年度 繰越額、予算外使用額 及び流用等増減額を加 除したものの)	決算額 (千円)	使用割合 (%)							分 野	大 項 目		
(4) 配偶者等からの暴力の被害者への支援の充実等																								
127	II	I	(4)	①	市町村における 配偶者暴力相談 支援センターの 設置促進等	女性に対する暴力被害者支援のための官官・官民連携促進事業	配偶者暴力相談支援センター(以下「センター」という。)における相談件数の増加及び被害の多様化に対応するため、センターを設置した地方公共団体の取組事例の収集・分析、センター長等を対象とした研修の実施及びセンターの設置を検討している市町村へのアドバイザー派遣を通じて、地方公共団体のセンターにおける相談対応の質の向上及び被害者支援における関係機関の更なる連携促進を目的とする。	・センターの運営・管理に責任を持つ者(センター長及びセンター主管課長)を対象とする研修(支援体制の強化、相談員等の職員の円滑な管理)、相談員(センターの相談員及び現にセンターと連携している民間相談員)を対象とする研修(法制度や支援実務に有用なスキル等を専門家から学ぶ機会を提供するもの)を実施する。 ・センターにおけるDV及び児童虐待に係る相談対応力向上に向け、センターを設置した地方公共団体における個別事業の対応を含めた関係機関間連携の具体的方法に関する取組事例を収集・分析し、地方公共団体に提供する。 ・センター設置を検討している市町村等へのアドバイザー派遣を行う。 ・児童虐待とDVとが重複して発生していた家庭における児童虐待死事案の発生を受け、児童虐待、DVそれぞれの事案に対し、児童虐待対応機関とDV対応機関とが連携して対応する必要があることから、児童虐待対応機関に対してもDVと児童虐待の特性、関連性や連携のあり方に関する理解を促進する。	22,539	18,604	82.5%	22,407	14,985	66.9%	—	—	—	—	58、60、73	32、41、54	7	2	—	内閣府
128	II	I	(4)	①		DV被害者のための相談機関案内サービス	平成28年度に内閣府が実施した「男女間における暴力に関する調査」によると、男女とも約6割が配偶者からの暴力について相談できる窓口を「知らない」と回答している。この状況を踏まえ、被害者が相談しやすい最寄りの相談機関(配偶者暴力相談支援センター等)に簡便かつ迅速につながる環境整備を目的とする。	全国共通のダイヤル(0570-0-55210)を設定し、相談者の発信地域等の情報から、最寄りの相談機関(配偶者暴力相談支援センター等)の電話に自動転送するサービスを実施する。 また、内閣府で全国共通ダイヤルの広用携帯カードを作成し、地方公共団体に配布する(携帯カードを医療機関、公共施設、多くの人が立ち寄る場所、被害者の目に留まりやすい場所やトイレ等人目を気にすることなく手に取りやすい場所に置いてもらうよう地方公共団体に依頼)。	1,631	1,349	82.7%	1,631	766	47.0%	—	—	—	—	57	40	7	2	—	内閣府
129	II	I	(4)	②	婦人保護事業の在り方の検討	婦人保護事業	婦人保護事業は、売春防止法(昭和31年法律第118号)に基づき、保護・援助を必要とする状態等にある女子について、相談・支援を行うとともに、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年法律第31号)に基づき、配偶者からの暴力被害女性の保護を図ること等を目的としている。 令和元年度予算においては、婦人保護施設を退所した者に対し、地域社会で安定した自立生活が継続して送られるよう、自立生活のための相談・指導等を行う婦人保護施設退所者自立生活援助事業の補助要件を緩和する。 平成29年度調査研究事業において実施した、「婦人保護事業等における支援実態等に関する調査研究」の調査結果等を踏まえ、平成30年7月から「困難な問題を抱える女性への支援のあり方に関する検討会」を開催し、検討を進めている。	17,697,487の内数	8,283,416の内数	—	18,201,972の内数	—	—	—	—	—	—	—	—	7	2	—	厚生労働省	
130	II	I	(4)	③	関係機関相互の整備・強化	女性に対する暴力被害者支援のための官官・官民連携促進事業(127の再掲)	配偶者暴力相談支援センター(以下「センター」という。)における相談件数の増加及び被害の多様化に対応するため、センターを設置した地方公共団体の取組事例の収集・分析、センター長等を対象とした研修の実施及びセンターの設置を検討している市町村へのアドバイザー派遣を通じて、地方公共団体のセンターにおける相談対応の質の向上及び被害者支援における関係機関の更なる連携促進を目的とする。	・センターの運営・管理に責任を持つ者(センター長及びセンター主管課長)を対象とする研修(支援体制の強化、相談員等の職員の円滑な管理)、相談員(センターの相談員及び現にセンターと連携している民間相談員)を対象とする研修(法制度や支援実務に有用なスキル等を専門家から学ぶ機会を提供するもの)を実施する。 ・センターにおけるDV及び児童虐待に係る相談対応力向上に向け、センターを設置した地方公共団体における個別事業の対応を含めた関係機関間連携の具体的方法に関する取組事例を収集・分析し、地方公共団体に提供する。 ・センター設置を検討している市町村等へのアドバイザー派遣を行う。 ・児童虐待とDVとが重複して発生していた家庭における児童虐待死事案の発生を受け、児童虐待、DVそれぞれの事案に対し、児童虐待対応機関とDV対応機関とが連携して対応する必要があることから、児童虐待対応機関に対してもDVと児童虐待の特性、関連性や連携のあり方に関する理解を促進する。	22,539	18,604	82.5%	22,407	14,985	66.9%	—	—	—	—	58、60、73	32、41、54	7	2	—	内閣府
131	II	I	(4)	④	加害者更生に関する取組の具体化	被害者支援における危険度判定に基づく加害者対応に関する調査研究	平成27年度に内閣府が実施した「配偶者等に対する暴力の加害者更生に係る実態調査研究事業」報告書では、被害者の安全を確保し、加害者に対して適切なアプローチを行うためには被害者及びその子どもが直面する暴力の危険性について、包括的にアセスメントすることが重要である旨の見解が示された。こうした状況を踏まえ、リスクアセスメント指標を用いた加害者対応の在り方について調査研究することで、配偶者からの暴力の多様な現状に即した加害者対応を含めた被害者支援を行う。	リスクアセスメントに基づく加害者対応方針(加害者プログラム実施団体との連携を含む。)について諸外国におけるヒアリング調査を通して研究するとともに、リスクアセスメント指標を作成することが必要である旨の意見が示された。こうした状況を踏まえ、調査結果については、検討会において分析し報告書にとりまとめる。	—	—	—	10,221	13,255	129.7%	—	—	—	—	61	38	7	2	—	内閣府
132	II	I	(4)	⑤	改正配偶者暴力防止法の施行後の状況を踏まえた今後の対応の在り方の検討	配偶者暴力防止法の施行状況を踏まえた今後の対応の在り方の検討	「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」の改正から4年を経過したことを受けて、その施行状況や、相談内容・被害の実態等を把握し、今後の対応の在り方について検討する。	平成29年度「男女間における暴力に関する調査」結果の検討、配偶者暴力相談支援センターにおける相談対応状況等調査結果の検討を行うとともに、有識者からの意見聴取を行う。 また、児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律(令和元年法律第46号)における配偶者暴力防止法の検討案項を踏まえた検討を進める。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	62	42	7	1	—	内閣府	
(5) 女性に対する暴力の予防と根絶のための基盤づくり																								
133	II	I	(5)	①	的確な実態把握の推進	男女間における暴力に関する調査	男女間を取り巻く環境の変化に応じた被害傾向の変化等に適切に対応するためには、男女間における暴力の実態について、定期的・継続的な調査の実施が不可欠である。このため、平成11年度から3年毎に、全国の20歳以上の男女を対象にアンケート調査を実施している。	全国の20歳以上の男女5,000人を無作為に抽出し、配偶者からの被害経験、交際相手からの被害経験等、男女間における暴力の実態に関するアンケート調査を実施するに当たり、調査項目について検討する。	14,330	16,954	118.3%	—	—	—	—	—	—	—	27	1、47	7	1	—	内閣府

通し 番号	重点方針2017該当箇所					該当施策名	施策の背景・目的 (平成30年1月時点)	施策の概要 (令和元年8月末時点)	政策手段										重点方針		第4次男女共同参画基本計画との関係		担当 府省庁	
									平成29年度予算・決算額(千円)			平成30年度予算・決算額(千円)			法令・制度改正	税制改正要望	機構 定員 要求	その他	2018 (通し番号) (※1)	2019 (通し番号) (※2)	関連性の高い			
									歳出予算現額 (歳出予算額、前年度繰越額、予算費使用額及び流用等増減額を加除したものの)	決算額 (千円)	使用割合 (%)	歳出予算現額 (歳出予算額、前年度繰越額、予算費使用額及び流用等増減額を加除したものの)	決算額 (千円)	使用割合 (%)							分野	大項目		その他
134	Ⅱ	1	(5)	①	的確な実態把握の推進	配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数等調査	毎年配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数等について調査を実施しているところ。相談の具体的な内容別の相談件数、一時保護等を本人が希望した案件への対応状況や、他の関係機関との連携状況等が把握できていないことから、調査項目の見直しを行うことで、より多様な実態を把握し、適切な被害者支援に結び付けることを目的とする。	配偶者暴力相談支援センターにおける相談対応状況等に関する調査について、これまで実施した試行調査結果等を踏まえながら、調査項目の見直しを行う。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	68	48	7	1	—	内閣府	
135	Ⅱ	1	(5)	②	広報、啓発の充実	女性に対する暴力をなくす運動の実施	毎年11月12日から25日(女性に対する暴力撤廃国際日)までの2週間、「女性に対する暴力をなくす運動」を実施し、関係団体との連携、協力の下、女性に対する暴力の問題に関する取組を一層強化することとしている(平成13年6月5日男女共同参画推進本部決定)。 潜在化しやすい女性に対する暴力(配偶者等からの暴力、性犯罪、ストーカー行為、売買春、人身取引、セクシュアルハラスメント等)の問題に対し、社会の意識を喚起するとともに、女性の人権尊重のための意識啓発や教育の充実を図ることにより、暴力を容認しない社会風土を醸成するための啓発を強力に推進することを目的としている。	女性に対する暴力をなくす運動のポスター及びリーフレットを作成し、関係省庁、地方公共団体、鉄道事業者、女性団体その他の関係団体に送付し、女性に対する暴力の根絶を広く国民に訴えることにより国民の意識の高揚を図る。 「児童虐待防止対策の抜本的強化について」(平成31年3月19日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定)を踏まえ、女性に対する暴力をなくす運動において、児童虐待防止推進月間(11月)と連携しつつ、予防啓発に加え、DVの特性や子どもへの影響を周知する等、国民の意識向上に向けた啓発活動を推進する。	6,373	3,167	49.7%	10,697の内数	5,506の内数	—	—	—	—	72	31、50	7	1	—	内閣府	
136	Ⅱ	1	(5)	②		人身取引対策推進のための広報・啓発活動の実施(110の再掲)	人身取引は、重大な人権侵害であり、かつ深刻な国際問題であるため、人道的観点からも迅速・的確な対応を求められるとともに、人身取引対策に関する国際社会の関心も高い。 「人身取引対策行動計画2014」(平成26年12月16日犯罪対策閣僚会議決定)において、人身取引の被害側に対する取組として「性的搾取の需要側への啓発」が、人身取引撲滅のための国民等の理解と協力の確保を目的として「政府広報の更なる促進」が掲げられている。 人身取引の撲滅を図るため、国民等の問題意識を共有することを目的として、積極的な広報啓発を実施する。	性的搾取の需要側への啓発及び国民に対する情報提供のため、人身取引対策の啓発用ポスター及びリーフレットを作成し、地方公共団体、空港・港湾、大学・高等専等、日本旅行業協会、IOM(国際移住機関)、その他関係機関に配布する。	2,304	2,594	112.6%	2,304	2,429	105.4%	—	—	—	—	53	19、51	7	7	—	内閣府
137	Ⅱ	1	(5)	②		「AV出演強要・『JKビジネス』被害防止月間」等広報啓発事業(113の再掲)	近年、いわゆるアダルトビデオ出演強要問題・「JKビジネス」問題等の若年層の女性に対する性的な暴力に係る問題は深刻な状況にあるところ。「いわゆるアダルトビデオ出演強要問題・『JKビジネス』問題等に関する今後の対策」(平成29年5月策定)において、当分の間、毎年4月を「AV出演強要・『JKビジネス』等被害防止月間」とし、関係団体と連携、協力の下、被害防止のための広報啓発等の取組を強化することとしている。 この問題に関する国民の意識を喚起するとともに、被害に遭っている人やその関係者に届く効果的な情報発信、広報啓発を実施する。	「AV出演強要・『JKビジネス』被害防止月間」等の広報啓発を行う。 ・若年層を対象としたシンポジウムの実施 ・ポスター及びリーフレットを地方公共団体、関係団体等に配布 ・啓発動画の放映、街頭キャンペーンの実施 など	—	—	—	10,697の内数	5,506の内数	—	—	—	—	47、70	14、49	7	4	7-1	内閣府	
138	Ⅱ	1	(5)	②		若年層における女性に対する暴力の効果的な予防啓発及び被害者支援のための調査研究(123の再掲)	「いわゆるアダルトビデオ出演強要問題・『JKビジネス』問題等に関する今後の対策」(平成29年5月策定)においては、広報・啓発活動の強化に取り組むとともに、関係機関の職員が被害者等に対し適切に相談対応することができるように、有識者や関係機関の意見も踏まえ、対応マニュアルを作成することとしている。 若年層における女性に対する暴力の予防啓発及び被害者支援に関する調査等を通して、国内における予防啓発手法及び相談支援の在り方の改善を目的とする。	若年層における女性に対する暴力の予防啓発の充実に向けて、国内外における啓発手法について有識者検討会における分析等を踏まえ、被害者に対する効果的な啓発媒体の開発・制作を行う。	10,045	8,841	88.0%	—	—	—	—	—	54、71	—	7	4	7-1	内閣府		
139	Ⅱ	1	(5)	③	研修等の充実	若年層を対象とした女性に対する暴力の予防啓発のための研修事業	近年、若年層を対象とした暴力の多様化が見られ、若年層が暴力の加害者にも被害者にもならないための予防啓発は重要性を増している。 こうした状況を踏まえ、若年層に対して、男女の平等なパートナーシップや暴力を伴わない人間関係を構築するための啓発活動を促進し、将来において、女性に対する暴力の加害者、被害者になることを防止することを目的とする。	若年層に対して教育・啓発の機会を多く持つ者等を対象とする女性に対する暴力の予防啓発に関する研修を実施する。	6,080	4,162	68.5%	3,891	5,147	132.3%	—	—	—	74	53	7	1	—	内閣府	
140	Ⅱ	1	(5)	③		性犯罪被害者等支援体制整備促進事業(105の再掲)	地方公共団体において性犯罪被害者支援を担当している行政職員及び民間支援団体等において性犯罪被害者支援を行っている又は行う予定の支援員を対象に、性犯罪被害者を支援するための必要なスキルや支援体制整備の推進に向けた参考事例等を学ぶ研修を実施することにより、性犯罪被害者が躊躇せず身近な相談窓口等に安心して相談することができる体制整備を目的とする。	全国の男女共同参画センター等で相談を受ける相談員に対し、性犯罪被害者の支援に関して、性犯罪被害者の相談対応における留意点や相談の質の維持・向上に関する研修を実施するとともに、行政職員に対し相談機関や支援機関の連携促進・強化の働きかけを行う。 また、センターにおける相談対応事例等について調査する。	9,120	5,653	62.0%	11,099	9,536	85.9%	—	—	—	34、75	8、10、55	7	4	—	内閣府	
141	Ⅱ	1	(5)	③		女性に対する暴力被害者支援のための官・官民連携促進事業(127の再掲)	配偶者暴力相談支援センター(以下「センター」という。)における相談件数の増加及び被害の多様化に対応するため、センターを設置した地方公共団体の取組事例の収集・分析、センター長等を対象とした研修の実施及びセンターの設置を検討している市町村へのアドバイザー派遣を通して、地方公共団体のセンターにおける相談対応の質の向上及び被害者支援における関係機関の更なる連携促進を目的とする。	・センターの運営・管理に責任を持つ者(センター長及びセンター主管課長)を対象とする研修(支援体制の強化、相談員等の職員の円滑な管理)、相談員(センターの相談員及び現にセンターと連携している民間相談員)を対象とする研修(法制度や支援実務に有用なスキル等を専門家から学ぶ機会を提供するもの)を実施する。 ・センターにおけるDV及び児童虐待に係る相談対応力向上に向け、センターを設置した地方公共団体における個別事業の対応を含めた関係機関間連携の具体的な方法に関する取組事例を収集・分析し、地方公共団体に提供する。 ・センター設置を検討している市町村等へのアドバイザー派遣を行う。 ・児童虐待とDVとが重複して発生していた家庭における児童虐待死事案の発生を受け、児童虐待、DVそれぞれの事案に対し、児童虐待対応機関とDV対応機関とが連携して対応する必要があることから、児童虐待対応機関に対してもDVと児童虐待の特性、関連性や連携のあり方に関する理解を促進する。	22,539	18,604	82.5%	22,407	14,985	66.9%	—	—	—	58、60、73	32、41、54	7	2	—	内閣府	
142	Ⅱ	1	(5)	③		検察官等に対する研修の充実等	検察官等の犯罪被害者等への適切な対応を確実にするための教育・研修等の充実を図る。	検察官等に対し、経験年数等に応じて実施する各種研修の機会を通じ、犯罪被害者等支援に関する講義等を実施している。	—	—	—	—	—	—	—	—	研修科目の充実	—	—	7	1	7-4	法務省	

通 し 番 号	重点方針2017該当箇所					該当施策名	施策の背景・目的 (平成30年1月時点)	施策の概要 (令和元年8月末時点)	政策手段										重点方針		第4次男女共同参画基本計画との関係		担当 府 省 庁			
									平成29年度予算・決算額(千円)			平成30年度予算・決算額(千円)			法令・制度改正	税制改正要望	機構 定員 要求	その他	2018 (通し番号) (※1)	2019 (通し番号) (※2)	関連性の高い					
									歳出予算現額 (歳出予算額、前年度繰越額、予備費使用額及び流用等増減額を加 算したもの)	決算額 (千円)	使用割合 (%)	歳出予算現額 (歳出予算額、前年度繰越額、予備費使用額 及び流用等増減額を加 算したもの)	決算額 (千円)	使用割合 (%)							分野	大項目				
2. 女性活躍のための安全・安心面への支援																										
(1)ひとり親家庭等への支援																										
143	Ⅱ	2	(1)	①	「ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクト」の着実な実施	養育費の取決め関係パンフレットの交付	近年、核家族化や地域におけるつながりの希薄化等により、家庭・地域における養育力が低下し、子育てに関する孤立化や不安感・負担感が増大しているところ。平成27年8月28日、全ての子どもの安心及び希望の実現に向け、政府全体として関係府省が連携して、効果的なひとり親家庭・多子世帯等の自立支援策等を講ずるため、「ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクト(施策の方向性)」等が取りまとめられた。そして、上記施策の方向性を踏まえ、政府全体として更なる方策を打ち出すため、27年12月21日、「すべての子どもの安心と希望の実現プロジェクト」が取りまとめられ、ひとり親家庭・多子世帯等の自立を応援することとされ、その一環として、養育費の確保支援を行うこととされている。 また、平成23年の民法改正により、父母が離婚の際に協議で定めるべき事項として、養育費の分担が明示されたことから(民法第766条第1項)、その趣旨を周知するため、24年4月から離婚届書に養育費の分担の取決めの有無をチェックする欄を追加しているが、現在、離婚届書に養育費の分担について「取決めをしている」とチェックしたものの割合は、全体の80%を超えたところで頭打ちの状態にあり、養育費の取決めの重要性等について、十分な周知が図られているとはいえない状況にある。 そこで、養育費の分担の取決めに更に促進するとともに、養育費の分担について、離婚届書において「取決めをしている」にチェックする割合を更に上昇させるため、離婚する当事者に対して養育費の取決めの重要性や法的な知識を理解してもらうための広報活動を引き続き実施する必要がある。	養育費等の取決めについて解説したパンフレット(養育費等の取決めをする際に使用する合意書のひな形も含む。)を作成し、市区町村の窓口において離婚届書との同時交付を実施。	4,928	5,834	118.4%	4,928	5,416	109.9%	—	—	—	—	17	69	8	1	—	法務省		
144	Ⅱ	2	(1)	①		ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクト(厚生労働省関係)	近年、核家族化や地域におけるつながりの希薄化等により、家庭・地域における養育力が低下し、子育ての孤立化、不安・負担感が増大している。すべての子どもの安心と希望の実現に向け、政府全体として関係省庁が連携して、効果的なひとり親家庭・多子世帯等の自立支援策を講じるため、「ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクト」を平成27年12月21日に取りまとめ、就業による自立に向けた就業支援を基本としつつ、子育て・生活支援、学習支援などの総合的な支援を充実することとした。	平成29年度予算においては、ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクトに基づき、ひとり親家庭等の自立を支援するため、相談窓口のワンストップ化の推進、子どもの学習支援、居場所づくり、親の資格取得支援、養育費確保支援など、ひとり親家庭等の支援策を着実に実施するとともに、自立支援教育訓練給付金の拡充、生活困窮世帯等の子どもに対する学習支援事業の拡充を行った。 令和元年度予算においても、プロジェクトを着実に推進するとともに、地域の民間団体の活用等による相談支援の充実、母子父子寡母福祉資金貸付金における就学支度資金の貸付限度額引き上げ・修業資金の償還期間の見直し・児童扶養手当の支払回数の見直しに係る新たな資金の創設、自立支援教育訓練給付金の対象講座の拡大及び支給上限額の引き上げ並びに高等職業訓練促進給付金の支給期間の上限の延長及び最終年限における支給月額額の増額等の拡充を行った。 なお、令和元年11月支払分から児童扶養手当の支払回数を年3回(4月、8月、12月)から年6回(1月、3月、5月、7月、9月、11月)に見直す予定である。	193,580,527	173,441,109	89.6%	191,144,619	171,100,758	89.5%	—	—	—	—	16	70	8	1	—	厚生労働省		
145	Ⅱ	2	(1)	②	養育費の履行の確保に向けた検討	民事執行法制の見直し	平成15年の民事執行法改正により創設された財産開示手続について、債務者財産に関する情報開示としての実効性が必ずしも十分でなく、利用件数もそれほど多いとはいえない実情にあるとして、この制度の在り方を見直す必要があるとの指摘がされていることに加え、「第4次男女共同参画基本計画」(27年12月25日閣議決定)では、養育費の履行を確保するため、この制度について所要の検討をすることとされたことから、債務者財産の開示制度の実効性を向上させるなどの民事執行法制の見直しについての検討を行う。	養育費の履行を確保するため債務者財産の開示制度の実効性を向上させるなどとする民事執行法及び国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律の一部を改正する法律(令和元年法律第2号)が令和元年5月に成立したことから、その趣旨の関係機関等への周知を行う予定。	—	—	—	法案提出時期等を考慮した広報活動の見直し	—	—	—	—	18	71	8	1	—	法務省				
146	Ⅱ	2	(1)	③	子供の貧困対策の推進	子供の未来応援国民運動の推進	貧困の世代間連鎖の解消等を目指す。政府は「子供の貧困対策に関する大綱」(平成26年8月29日閣議決定)等に基づき、子供の貧困対策を総合的に推進している。 内閣府では、子供の貧困対策が国を挙げて推進されるよう、国、地方公共団体、民間の企業・団体等によるネットワークを構築し、各種支援情報等の収集・提供や民間資金を活用した支援など、官公民の連携・協働プロジェクトを推進することとされており、平成27年10月「子供の未来応援国民運動」を始動させた。	支援情報の一元的な集約・提供(各種支援情報の総合的なポータルサイトの整備)、企業等による支援活動とNPO等の支援ニーズのマッチング事業、「子供の未来応援基金」によるNPO等への支援などを通じて、国民の幅広い理解と協力の下に官公民の連携・協力プロジェクトである「子供の未来応援国民運動」を促進し、ひとり親家庭の自立支援を応援する。	124,152	109,248	88.0%	123,727	100,274	81.0%	—	—	—	—	19	72	8	1	—	内閣府		
147	Ⅱ	2	(1)	④	沖縄の子供の貧困対策の推進	沖縄子供の貧困緊急対策事業	沖縄の子供達を取り巻く環境は、全国の中でも極めて深刻な状況にも関わらず、行政の支援が行き届いていない。また、日中にとまらず夜間も子供の居場所がないなど沖縄特有の問題がある。 沖縄の将来を担う子供達の貧困は、子供の生活と成長に様々な影響を与えるとともに、貧困の連鎖により沖縄の社会全体に影響を与えることから、国が主導して、緊急的・モデル的に支援員の配置と子供の居場所づくりを行うこととした。	・子供の貧困対策支援員の配置 市町村において、子供の貧困に関する各地域の状況を把握し、支援を要する子どもとその世帯を関係機関につなぐ役割を担う「子供の貧困対策支援員」を配置する。 ・子供の居場所の運営支援 市町村及び県において、子供が安心して過ごせる居場所の運営を支援する。 ・事業の成果の分析・評価・普及 沖縄県において、事業の成果を分析・評価し、好事例の普及を図る。	1,102,467	1,046,716	94.9%	1,202,467	1,155,439	96.1%	—	—	—	—	20	73	8	1	—	内閣府		
3. 生涯を通じた女性の健康支援の強化																										
(1)女性の健康増進に向けた取組																										
148	Ⅱ	3	(1)	①	性差医療に関する調査研究	女性の健康の包括的支援総合研究	これまで、我が国における女性の健康に関する取組は、主に疾病分野ごとに展開されている。また、女性の健康に関する研究においても、これまでは妊娠・出産や疾病等に着目して行われてきた。 このため、女性の身体はライフステージごとに劇的に変化するという特性を踏まえた取組や、社会的な側面も含めた生涯に渡る包括的な支援は十分に行われていない状態であり、女性の健康施策を総合的にサポートする医療、診療体制も十分に構築されておらず、早急な対応を図る必要がある。	女性の健康の包括的支援のため、以下の研究を進めた。 ・女性の健康の包括的支援のための情報収集・情報発信と医療提供体制等に関する研究 ・子宮内腺症の病態解明及び予防・治療法の開発研究 等 引き続き、女性の心身の状態が人生の各段階に応じて大きく変化するという特性を踏まえ、性差医療等に関する調査研究を進め、必要な情報を広く周知・啓発していく。	182,278	181,457	99.5%	182,141	181,280	99.5%	—	—	—	—	5	61	6	1	—	厚生労働省		

通し 番号	重点方針2017該当箇所					該当施策名	施策の背景・目的 (平成30年1月時点)	施策の概要 (令和元年8月末時点)	政策手段							重点方針		第4次男女共同参画基本計画との関係		担当 府省庁					
									平成29年度予算・決算額(千円)			平成30年度予算・決算額(千円)			法令・制度改正	税制改正要望	機構定員要求	その他	2018 (通し番号) (※1)		2019 (通し番号) (※2)	関連性の高い			
									歳出予算現額 (歳出予算額、前年度繰越額、 予算費使用額及び流用等増減額を加 除したものの)	決算額 (千円)	使用割合 (%)	歳出予算現額 (歳出予算額、前年度繰越額、 予算費使用額及び流用等増減額を加 除したものの)	決算額 (千円)	使用割合 (%)								分野	大項目	その他	
149	Ⅱ	3	(1)	②	不妊治療に関する支援	不妊治療と仕事の両立に係る諸問題についての総合的調査研究	近年の結婚年齢の上昇や晩産化に伴い、不妊治療を受ける者は年々増加している。こうした中、労働者が希望する妊娠・出産を実現するためには、育児休業制度などの仕事と育児の両立支援はもとより、不妊治療と仕事の両立支援についても、重要な課題となっている。 このため、企業及び労働者を対象として、不妊治療と仕事の両立に係る実態や問題点、企業における両立支援の状況などの把握及び分析を行い、各種施策の立案に活かす。	企業及び労働者を対象とした不妊治療と仕事の両立に係る実態調査の実施及び広報資料の作成・周知を行った。 不妊治療と仕事の両立支援のためのツールとして「不妊治療連絡カード」の作成・周知を行った。 不妊専門相談センターに従事する相談員向けの研修資料の作成・周知を行った。	8,412	8,377	99.6%	—	—	—	—	—	—	—	不妊治療と仕事の両立に関する相談支援等の充実を図る	—	—	6	2	—	厚生労働省
150	Ⅱ	3	(1)	②		不妊に悩む方への特定治療支援事業	不妊治療の経済的負担の軽減を図るため、高額な治療費がかかる体外受精及び顕微授精について、配偶者間の不妊治療に要する費用の一部を助成する。	支援の概要は次の通り。 ○対象治療法：体外受精及び顕微授精(以下「特定不妊治療」という。) ○対象者 ・特定不妊治療以外の治療法によっては妊娠の見込みがないか、又は極めて少ないと医師に診断された法律上の婚姻をしている夫婦 ・治療期間の初日における妻の年齢が43歳未満である夫婦 ○給付の内容 ・1回15万円(凍結胚移植(採卵を伴わないもの)及び採卵したが卵が得られない等のため中止したものについては、1回7.5万円) ・上記のうち初回の治療に限り30万円まで助成 ・精子を精巣又は精巣上体から採取するための手術(男性不妊治療)を行った場合は15万円まで助成 ・上記のうち初回の治療に限り30万円まで助成 ・通算回数は、初めて助成を受けた際の治療期間の初日における妻の年齢が、40歳未満であるときは6回(40歳以上であるときは通算3回)まで ○所得制限：730万円(夫婦合算の所得ベース)	20,594,098の内数	15,650,911の内数	—	21,465,141の内数	16,108,456の内数	—	—	—	—	9	—	6	2	—	厚生労働省		
151	Ⅱ	3	(1)	②		不妊専門相談センター事業(不育症専門相談窓口)(予算額等については150の再掲)	不妊に関する相談指導や不妊治療に関する正確な情報提供を行い、不妊・不育に悩む方に対する適切な相談支援体制の構築を図る。	不妊専門相談支援センターは、全国67自治体(平成30年7月1日時点)で実施し、不妊・不育について悩む夫婦に対し、専門的知識を有する医師、心理に関して知識を有する者等が、医学的な相談、心の悩み等についての相談指導や診療機関毎の不妊治療の実施状況などに関する情報提供を実施するとともに、不妊相談を行う専門相談員の研修等を行う。	20,594,098の内数	15,650,911の内数	—	21,465,141の内数	16,108,456の内数	—	—	—	—	8	—	6	2	—	厚生労働省		
152	Ⅱ	3	(1)	②		不妊治療と仕事の両立に関する普及啓発(予算額等については44の再掲)	病気治療や不妊治療等を行っている職員も含め、全ての職員が十分な能力を発揮できるよう、管理職を対象として、不妊治療に関して理解促進を図るとともに、治療と仕事の両立が可能なような職場環境作りについての意識啓発を行う。	内閣人事局が実施する各府省等の管理職員向けの研修等(※)に、不妊治療と仕事の両立に関する内容を盛り込むことにより、意識啓発を実施する。 ※女性活躍・ワークライフバランス推進マネジメントセミナー eラーニングによる新任管理者等のためのハラスメント防止講習を開催する。	67,063の内数	74,478の内数	—	68,606の内数	87,680の内数	—	—	—	—	—	—	6	1	—	内閣官房		
153	Ⅱ	3	(1)	②		不妊治療と仕事の両立に関する普及啓発	病気治療や不妊治療等を行っている職員も含め、全ての職員が十分な能力を発揮できるよう、管理職及び管理職候補職員を対象として、不妊治療に関して理解促進を図るとともに、治療と仕事の両立が可能なような職場環境作りについての意識啓発を行う。	自治大学校の各種研修課程(※)にて実施している「女性活躍・働き方改革」に関する講義において、不妊治療と仕事の両立に関する内容を盛り込むことにより、意識啓発を実施する。 ※市区町村の幹部候補職員向け研修等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	6	1	—	総務省			
154	Ⅱ	3	(1)	③	女性の健康維持の促進に向けた取組	女性健康支援センター事業(予算額等については150の再掲)	女性は妊娠・出産を含めた各ライフステージにおいて、女性特有の身体的・精神的な悩みを抱えているため、女性が気軽に相談することのできる体制を確立することにより、生涯を通じた女性の健康の保持増進を図る女性健康支援センターを都道府県・指定都市・中核市に設置する。	女性健康支援センターは、全国73自治体(平成30年7月1日時点)で実施し、思春期から更年期に至る女性を対象とし、身体的、精神的な悩みを有する女性に対する相談指導や妊娠に悩む者に対する相談、不妊や妊娠に関する正しい知識の普及啓発、女性の健康に関する学習会の開催、特定妊婦等に対する産科受診等支援を行う。	20,594,098の内数	15,650,911の内数	—	21,465,141の内数	16,108,456の内数	—	—	—	—	6、7、14	59、60、74	6	1	—	厚生労働省		
155	Ⅱ	3	(1)	③		新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業	「がん対策推進基本計画」(平成24年6月閣議決定)において、がん検診の受診率については、28年度までに50%を達成することを個別目標に掲げている。しかしながら、「平成28年国民生活基礎調査」では、男性の肺がん検診のみが50%を超えたが、他の検診は、受診率の上昇傾向がみられるが50%を超えていない状況である。 「骨太の方針2019」(令和元年6月閣議決定)では、「がん検診受診率の向上のため、職域におけるがん検診実施状況の把握方法を確立するとともに、がん検診と特定健診の一体的実施等に取り組む。受診率や有効性の向上のためのリスクに応じたがん検診の在り方について検討する」ととしており、更なる受診率向上施策が求められている。 また、「がん検診のあり方に関する検討会中間報告書」(平成25年8月)において、クーポン券の配布には一定の受診率向上効果があったと認められるが、自己負担軽減よりも個別の受診動機・再動機の方が大きな効果があると報告されているほか、「がん対策推進基本計画中間評価報告書」(27年6月)において、がん検診の受診率を向上させるための方策については、対象者の網羅的な名簿管理に基づく個別受診動機・再動機が重要であると指摘されている。 このようなことから、個別の受診動機・再動機の実施、子宮頸がん検診、乳がん検診の初年度対象者に対するクーポン券の配布及び要精密検査と判断された者の受診動機を実施することで、がん検診及び精密検査受診率の向上を図り、より早期の発見につなげることで、がんによる死亡者の減少を図り、国民の暮らしの安心を確保する。 なお、がん検診については、健康増進事業に基づき、市町村が実施しており、その経費は、地方交付税措置がされている。	平成28年度は次の取組を実施した。 ・子宮頸がん検診と乳がん検診について、一定年齢の対象者に対してクーポン券を、初年度対象者(子宮頸がん検診：20歳、乳がん検診：40歳)に対して検診手帳を配布する。 ・子宮頸がん検診、乳がん検診、胃がん検診、肺がん検診、大腸がん検診について、年度途中で、一定年齢の対象者のうち未受診者に対して個別の受診動機・再動機を行うとともに、かかりつけ医を通じた個別の受診動機・再動機を実施する。 ・要精密検査と判断されたが精密検査を受診していない者に対して、精密検査の受診再動機を実施する。 ・子宮頸がん検診、胃がん検診、肺がん検診、大腸がん検診について、一定年齢の対象者に対して、受診の意向や日程の希望、職域検診での受診の有無等の調査を実施する。 平成29年度より見直しを実施し、がん検診の受診促進を図っている。 ・子宮頸がん検診、乳がん検診、胃がん検診、肺がん検診、大腸がん検診について、20歳から69歳の女性及び40歳から69歳の男性を対象(※)に、個別の受診動機・再動機を行うとともに、かかりつけ医を通じた個別の受診動機・再動機を実施する。 ※がん種ごとの対象年齢 子宮頸がん検診：20～69歳の女性 乳がん検診：40～69歳の女性 胃がん検診：50～69歳の男女(胃部エックス線検査については40歳以上も可) 肺がん検診及び大腸がん検診：40～69歳の男女 ・子宮頸がん検診と乳がん検診の初年度受診対象者(子宮頸がん検診：20歳、乳がん検診：40歳)に対して、クーポン券と検診手帳を配布する。 ・要精密検査と判断されたが精密検査を受診していない者に対して、精密検査の受診再動機を実施する。	1,567,328	983,846	62.8%	1,550,030	1,162,347	75.0%	—	—	—	—	1	58	6	1	—	厚生労働省	

通 し 番 号	重点方針2017該当箇所					該当施策名	施策の背景・目的 (平成30年1月時点)	施策の概要 (令和元年8月末時点)	政策手段										重点方針		第4次男女共同参画基 本計画との関係				担 当 府 省 庁
									平成29年度予算・決算額(千円)			平成30年度予算・決算額(千円)			法令・制 度改正	税制 改正 要望	機構 定員 要求	その他	2018 (通し番 号) (※1)	2019 (通し番 号) (※2)	関連性の高い		そ の 他		
									歳出予算現額 (歳出予算額、前年度 繰越額、予算後使用額 及び流用等増減額を加 除したもの)	決算額 (千円)	使用割合 (%)	歳出予算現額 (歳出予算額、前年度 繰越額、予算後使用額 及び流用等増減額を加 除したもの)	決算額 (千円)	使用割合 (%)							分 野	大 項 目			
156	Ⅱ	3	(1)	③	女性の健康維持 の促進に向けた 取組	健康経営銘柄	「健康経営銘柄」は「未来投資戦略」に位置づけられた「国民の健康寿命の延伸」に対する取組の一つ。 「健康経営」とは、従業員等の健康管理を経営的な視点で考え、戦略的に実践すること。企業理念に基づき、従業員等への健康投資を行うことは、従業員の活力向上や生産性の向上等の組織の活性化をもたらし、結果的に業績向上や株価向上につながることを期待される。	「健康経営銘柄」では、経済産業省が東京証券取引所と共同で、東京証券取引所の上場会社の中から「健康経営」に優れた企業を選定し、長期的な視点からの企業価値の向上を重視する投資家にとって魅力ある企業として紹介をすることを通じ、企業による「健康経営」の取組を促進することを目指す。 選定にあたっては、上場会社に対し、女性の健康を維持・増進する施策(婦人科検診に対する補助等)の実施を含め、健康経営の取組状況の把握と、従業員の健康に関する取組についての調査を行っている。	712,870の内数	519,554の内数	—	603,939の内数	534,460の内数	—	—	—	—	—	3	62	6	1	6-2	経済産業省	
Ⅲ. 女性活躍のための基盤整備																									
1. 子育て、介護基盤の整備																									
(1) 待機児童解消や「介護離職ゼロ」に向けた子育て、介護基盤の整備、家事支援の充実																									
157	Ⅲ	1	(1)	①	幼児教育・保育・ 子育て支援の 「量的拡充」及び 「質の向上」	子ども・子育て支援新制度の実施	我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化を背景として、子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、もって一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的とする。	保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進する。 認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付(「施設型給付」)及び小規模保育等への給付(「地域型保育給付」)を行う。 地域の実情に応じた子ども・子育て支援(利用者支援、地域子育て支援拠点、放課後児童クラブなどの「地域子ども・子育て支援事業」)を行う。	948,074,484の内数	940,665,118の内数	—	1,029,699,512の内数	1,017,886,420の内数	—	—	—	—	178	204、205、223	9	1	1-2	内閣府		
158	Ⅲ	1	(1)	②	保育士等の処遇改善	子ども・子育て支援新制度の実施	「ニッポン一億総活躍プラン」(平成28年6月2日閣議決定)において、子育てをしながら仕事を続けることができる社会をつくるため、保育の受け皿整備を一層加速することとしており、求められる保育サービスを提供するための人材の確保に向けて、保育士等の処遇改善等を行う。	「ニッポン一億総活躍プラン」(平成28年6月2日閣議決定)に基づき、更なる「質の向上」の一環として2%相当の処遇改善を行うとともに、技能・経験に応じたキャリアアップの仕組みとして、勤務経験が概ね7年以上の保育士等に4万円、概ね3年以上の保育士等に5千円の加算を実施。 平成31年4月から「新しい経済政策パッケージ」に基づき更に1%(月3,000円相当)の処遇改善を実施。	835,581,514の内数	835,581,513の内数	—	905,542,454の内数	905,137,238の内数	—	—	—	—	—	—	9	1	2-1	内閣府		
159	Ⅲ	1	(1)	③	仕事・子育て両立支援事業	保育の受け皿確保	25～44才の女性の就業率上昇が更に進むことを念頭に、待機児童解消加速化プランに基づく平成29年度末までの保育の受け皿整備の目標を上積みし、40万人分から50万人分としたところ。うち5万人分の保育の受け皿整備の支援及び従来の子ども・子育て支援に加え、夜間・休日のほか短時間の非正規社員など多様な働き方に対応した仕事と子育ての両立に対する支援を行う。	事業所内保育を主軸とした企業主導型の多様な就労形態に対応した保育サービスの拡大を支援する仕組みを創設し、運営に係る経費及び受け皿整備に伴う整備費、改修費の一部を支援する。 また、ベビーシッター派遣サービスの利用を支援するため、利用料について助成を行う。	131,327,517	131,264,712	99.95%	170,113,413	170,055,006	100.0%	—	—	は法人が、平成30年4月1日から平成32年3月31日までの間に、企業主導型保育施設用資産の取得等をして、その保育事業の用に供した場合に、3年間12%(建物等及び構築物については、15%)の割増償却ができることとする。	係長(仕事・子育て両立支援事業)増員1	—	179	197	9	1	1-2	内閣府
160	Ⅲ	1	(1)	③	「子育て安心プラン」		「待機児童解消加速化プラン」に基づき、保育の受け皿拡大を進めてきたところである。今後も、女性の就業率が上昇し、保育を利用したい方々が更に増えていくことを前提に、2017年6月に待機児童解消のための「子育て安心プラン」を公表した。	「待機児童解消加速化プラン」による市区町村と企業主導型保育事業における保育の受け皿拡大を合わせると、2013年から2017年度末までの5年間の合計は約53.5万人分となり、政府目標50万人を達成した。 待機児童を解消するとともに、女性の就業率8割に対応できるよう、「子育て安心プラン」に基づき、2020年度末までに32万人分の保育の受け皿を確保することとしている。 また、これらを確実に実現するため、保育人材確保のためのこれまでの処遇改善を踏まえたキャリアアップの仕組みの構築に取り組みむとともに、保育補助者の雇い上げ支援の拡充、保育士の業務負担軽減のためのICT化等について、推進を図っている。	245,127,077	135,203,323	55.2%	250,543,459	134,367,828	53.6%	—	—	—	—	176、177、178、183	122、200、201、204、205、215、216	9	1	—	厚生労働省	
161	Ⅲ	1	(1)	④	保育士の確保促進や柔軟な保育サービスの提供等	・都市公園占有保育所等施設設置事業 ・保育所等の都市公園への設置の全面措置化(都市公園法改正)	都市公園占有保育所等施設設置事業及び保育所等の占用物件への追加(全国措置化)は、待機児童の解消に資するため、都市公園における保育所等を設置するための都市公園の占有を認めることにより、用地不足に悩む都市部において保育所設置を促進するもの。	保育等の福祉サービスの需要に対応するため、国家戦略特別区域内の都市公園に保育所等の社会福祉施設の設置を可能化。 加えて、都市公園における保育所等の設置について、オープンスペース機能を損なわない範囲で、特区以外の都市においても可能とするよう都市公園法改正により一般措置化(平成29年6月15日施行)し、待機児童解消の取組強化に向けた事業を推進。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	都市部における保育ニーズに対応するため、待機児童の解消に向け、国家戦略特区法及び都市公園法の枠組みを活用。	—	—	9	1	—	内閣府	

通し 番号	重点方針2017該当箇所					該当施策名	施策の背景・目的 (平成30年1月時点)	施策の概要 (令和元年8月末時点)	政策手段										重点方針		第4次男女共同参画基本計画との関係		担当 府 省 庁	
									平成29年度予算・決算額(千円)			平成30年度予算・決算額(千円)			法令・制度改正	税制 改正 要望	機構 定員 要求	その他	2018 (通し番 号) (※1)	2019 (通し番 号) (※2)	関連性の高い			
									歳出予算現額 (歳出予算額、前年度繰越額、予備費使用額及び流用等増減額を加 除したもの)	決算額 (千円)	使用割合 (%)	歳出予算現額 (歳出予算額、前年度繰越額、予備費使用額 及び流用等増減額を加 除したもの)	決算額 (千円)	使用割合 (%)							分野	大 項 目		そ の 他
162	Ⅲ	1	(1)	④	保育士の確保促進や柔軟な保育サービスの提供等	・国家戦略特別区域限定保育士事業 ・国家戦略特別区域小規模保育事業	国家戦略特別区域限定保育士事業は、保育士不足を解消するため、特区内の都府県等が行う国家戦略特別区域限定保育士試験の合格者が、3年間は各当該都道府県等の区域内で勤務することを条件とした「地域限定保育士」の資格を付与し、また、当該保育士試験の試験事務を行わせることができる指定法人の範囲を、一般社団法人及び一般財団法人以外の多様な主体に拡大することで、通常の保育士試験に加えた複数回の試験を実施しやすくするもの。 国家戦略特別区域小規模保育事業は、待機児童の解消を目的として、原則として0～2歳児を対象としている小規模認可保育所における対象年齢を0～5歳に拡大し、事業者自らの判断により、一貫保育等を可能とするもの。	・国家戦略特別区域限定保育士事業 保育人材の確保に向けて、特区内の都府県等が行う国家戦略特別区域限定保育士試験の合格者が、3年間当該区域内のみで保育士と同様の資格として通する「地域限定保育士」の資格を付与する。また、当該保育士試験の試験事務を行わせることができる指定法人の範囲を、一般社団法人及び一般財団法人以外の多様な主体に拡大する。 ・国家戦略特別区域小規模保育事業 待機児童の解消に向けて、原則として0～2歳児を対象としている小規模認可保育所における対象年齢を0～5歳に拡大する。	835,581,514 の内数	835,581,514 の内数	—	905,542,454 の内数	905,137,238 の内数	—	—	—	—	国家戦略特別区域計画の認定	180	198	9	1	—	内閣府
163	Ⅲ	1	(1)	④		国家戦略特別区域家事支援外国人受入事業	国家戦略特別区域家事支援外国人受入事業は、国家戦略特区の区域内において外国人材が炊事、洗濯、掃除、買物等の家事支援サービスを提供することにより、女性の活躍推進や家事支援ニーズへの対応等を図ることを目的に実施するもの。	本事業は、「国家戦略特別区域家事支援外国人受入事業」を定めた区域計画が内閣総理大臣に認定された場合に、国と地方自治体とで構成する第三者管理協議会による管理体制の下、受入企業に雇用され利用世帯において家事支援サービスを提供する外国人材の入国、在留を認めるものであり、本事業の活用地域は、令和元年8月末時点で、東京都、神奈川県、千葉県、愛知県、大阪市、豊中市、池田市、箕面市、兵庫県の9地域。	—	—	—	—	—	—	—	—	—	国家戦略特別区域計画の認定	181	199	3	1	—	内閣府
164	Ⅲ	1	(1)	⑤	「介護離職ゼロ」に向けた介護サービス基盤の整備	地域医療介護総合確保基金	団塊の世代が75歳以上となる2025年を展望すれば、病床の機能分化・連携、在宅医療・介護推進、医療・介護従事者の確保・勤務環境の改善等、「効率的かつ質の高い医療提供体制の構築」と「地域包括ケアシステムの構築」が急務の課題である。このため、消費税増徴分等を活用した財政支援制度(本基金)を平成27年度に創設し、各都道府県に設置することとしたところであり、各都道府県は、都道府県計画を作成し、当該計画に基づき事業を実施する。	地域包括ケアシステムの構築に向けて、各都道府県計画に基づき、地域密着型サービス等、地域の実情に応じた介護サービス提供体制の整備を促進するための支援を行う。 ・地域密着型サービス施設等整備助成事業 ・介護施設等の施設開設準備経費等支援事業 等	42,290,000 の内数	38,882,012 の内数	—	45,697,988 の内数	15,742,536 の内数	—	—	—	—	—	—	207	9	1	—	厚生労働省
165	Ⅲ	1	(1)	⑤		介護人材の処遇改善	介護人材の確保等を図るため、介護職員の賃金が介護サービス事業所で働く他職種と比べて低い状況にあること等を踏まえ、介護職員の処遇改善を行うこと。	平成29(2017)年度において、臨時に介護報酬改定を行い、介護職員処遇改善加算について、介護職員の経験、資格又は評価に応じた昇給の仕組み(キャリアアップの仕組み)を構築した事業者に対し、新たな上乘せ評価を行う加算を創設し、月額平均1万円相当の処遇改善の拡充を図った。また、本年10月からは、満年度で公費1000億円を投じ、経験・技能のある介護職員に重点化を図りながら、更なる処遇改善を行う予定。	1,801,154,086 の内数	1,792,235,202 の内数	—	1,895,249,122 の内数	1,811,514,554 の内数	—	—	—	—	186	208	9	1	—	厚生労働省	
166	Ⅲ	1	(1)	⑤		介護ロボット開発等加速化事業	介護ロボットについては、「ニッポン一億総活躍プラン」(平成28年6月2日閣議決定)において、介護人材確保のための総合的な対策の一つとして、その活用促進が明記されたところである。 また、「未来投資戦略2017」(平成29年6月9日閣議決定)においても、「ロボット・センサー等の技術を活用した介護の質・生産性の向上」として、現場のニーズを真にこみ取った開発等の方針が掲げられており、本事業において、介護ロボット等の開発・普及の加速化を図る。	・ニーズ・シーズ連携協調のための協議会の設置 開発前の着想段階から介護ロボットの開発の方向性について開発企業と介護現場が協議し、介護現場のニーズを反映した開発の提案内容を取りまとめる協議会を設置した。 ・福祉用具・介護ロボット実用化支援事業 介護現場のニーズに適した実用性の高い介護ロボットの開発が促進されるよう、開発中の試作機器について介護現場での実証、成果の普及と啓発等を行い、介護ロボットの実用化を促す環境を整備した。 ・介護ロボットを活用した介護技術開発支援モデル事業 介護ロボットの導入を推進するためには、使用方法の熟知や、施設全体の介護業務の中で効果的な活用方法を構築する視点が重要であり、介護ロボットを活用した介護技術の開発までを支援するモデル事業を実施した。	300,090	212,163	70.7%	372,461	243,066	65.3%	—	—	—	—	191	209	9	1	—	厚生労働省
167	Ⅲ	1	(1)	⑤		介護事業所における生産性向上推進事業	介護事業所における生産性向上については、「経済財政運営と改革の基本方針2017」(平成29年6月9日閣議決定)において「実態に生産性向上に取り組む地域の中小企業、サービス業に対する支援を図る」とこととされていることから、介護サービスにおける生産性向上のガイドラインの作成等を行う。	介護サービスの生産性を向上するため、 ・サービス種別毎にICT化・介護ロボット等の活用による業務の効率化、業務プロセス・作成文書の見直し等の調査研究の実施 ・調査研究を踏まえ、介護事業者が組織的に生産性向上に取り組みややすくなるためのガイドラインの作成 ・ガイドラインの介護事業者への普及啓発活動の実施 により、介護業界における生産性向上の横展開を支援し、介護分野における生産性向上を強力に推進する事業を実施した。	293,458	—	—	608,576	608,479	100.0%	—	—	—	—	—	210	9	1	—	厚生労働省
168	Ⅲ	1	(1)	⑤		介護事業所におけるICT普及促進事業	介護事業所におけるICT化を全国的に普及促進するため、介護サービス事業所間の情報連携を行うための記録等の業務支援ソフトに関して、今後求められる情報の内容やセキュリティ等のあり方を検討するなど、ICTの標準仕様の作成に向けた取組を実施する。	介護事業所におけるICT化を推進するため、居宅介護支援事業所とサービス提供事業所間でケアプランの情報連携が可能となるよう標準仕様を作成した。また、介護における情報セキュリティの現状等を把握し、介護事業所に求められるセキュリティの在り方について検討を行った。	229,782	35,378	15.4%	149,280	110,412	74.0%	—	—	—	—	—	211	9	1	—	厚生労働省
169	Ⅲ	1	(1)	⑤		地域医療介護総合確保基金による総合的・計画的介護人材確保の推進	介護人材の「参入促進」、「資質の向上」、「労働環境・処遇の改善」に資する多様な取組を支援し、地域の実情に応じた総合的・計画的な介護人材確保対策を推進する。	地域の実情に応じた介護人材の確保対策を支援するため、都道府県計画を踏まえて実施される「参入促進」、「資質の向上」、「労働環境・処遇の改善」に資する事業を支援する。 平成30年度においては、中高年齢者等の介護未経験者に対する入門的研修を創設し、入門的研修の実施から受講後の介護施設・事業所とのマッチングまでを一体的に行う事業や、介護福祉士養成施設における人材確保の取組を支援する事業等を新たに地域医療介護総合確保基金の事業メニューに位置付ける。	6,000,000 の内数	5,109,808	—	6,000,000 の内数	7,447,655	—	—	—	—	187	212、213	9	1	—	厚生労働省	
170	Ⅲ	1	(1)	⑤		介護のしごとの魅力発信等特別対策事業	経済状況の好転により景気が回復していく中で、労働市場全体として人手不足感が高まってきており、介護分野での人材確保は、他産業にも増して一段と厳しくなっている。 このため、都道府県が主体となって実施している介護人材確保対策の底上げにつながるよう、国が主体となって介護職に対するイメージを変えていくための取組を行う。 また、在留資格「介護」の創設により、今後増加が見込まれる介護福祉士を目指す外国人留学生等に対する相談支援等の体制を整備する。	福祉系高校・福祉系大学等の学生や教員、働く意欲のあるアクティブシニア等を主なターゲットとし、介護関係の養成団体や事業者団体、職能団体などの多様な関係団体と連携しつつ、福祉・介護の体験型のイベントを全国で開催するとともに、国の施策情報や各都道府県で実施している職場体験や入門的研修等の情報発信のためのプラットフォームを構築するなど、介護の仕事や介護職に対するイメージを変えていくための取組を実施する。 また、在留資格「介護」の創設により、今後、介護福祉士養成施設への外国人留学生の増加が見込まれることから、介護福祉士を目指す留学生等に対し、日常生活等に関する相談支援体制や介護分野での就職後の定着促進に向けたフォロー体制の整備等を実施する。	—	—	—	365,033	363,333	99.5%	—	—	—	—	—	—	9	1	—	厚生労働省

通し 番号	重点方針2017該当箇所						該当施策名	施策の背景・目的 (平成30年1月時点)	施策の概要 (令和元年8月末時点)	政策手段										重点方針		第4次男女共同参画基本計画との関係				担当 府 省 庁	
										平成29年度予算・決算額(千円)			平成30年度予算・決算額(千円)			法令・制度改正	税制改正要望	機構 定員 要求	その他	2018 (通し番号) (※1)	2019 (通し番号) (※2)	関連性の高い		その他			
										歳出予算現額 (歳出予算額、前年度繰越額、予算費使用額及び流用等増減額を加除したもの)	決算額 (千円)	使用割合 (%)	歳出予算現額 (歳出予算額、前年度繰越額、予算費使用額及び流用等増減額を加除したもの)	決算額 (千円)	使用割合 (%)							分野	大項目				
171	Ⅲ	1	(1)	⑥			乳児用液体ミルクの普及に向けた取組	乳児用液体ミルクの普及に向けた取組	災害時の備えや外出時、夜間における授乳を簡便に行うという観点から有用であり、授乳に使用される乳児用調製粉乳に代わる新たな選択肢となり得る乳児用液体ミルクの普及を実現させる。	平成30年8月に、食品衛生法に基づく規格基準及び健康増進法に基づく特別用途食品の許可基準を策定し、関連する通知及び告示の改正を行った。(令和元年8月19日現在、許可した品目数2品。) 液体ミルクの普及・啓発活動として、平成31年2～3月に厚生労働省と消費者庁による行政説明会を全国7ブロックで開催した。同年3月には乳児用液体ミルク活用についての消費者向けリーフレットを作成して消費者庁ウェブサイトにて公開した。	—	—	—	—	—	—	男女共同参画局広報誌等により広報、事業・食品衛生審議会等において議論。	—	—	—	—	195	222	9	1	11-1、1-2	内閣府、厚生労働省、消費者庁
2. 女性活躍の視点に立った制度等の整備																											
(1) 女性が働きやすい制度等への見直し																											
172	Ⅲ	2	(1)	—	—		女性が働きやすい制度等への見直し(予算額等については6の再掲)	女性が働きやすい制度等への見直し	『『日本再興戦略』改訂2014』では、「働き方に中立的な税制・社会保障制度等への見直し」として、税制、社会保障制度、配偶者手当等について総合的に検討することとされた。これを踏まえ、平成26年10月、経済財政諮問会議で各制度について議論を行い、内閣総理大臣から、関係大臣に対して総合的に具体的取組の検討を進めるよう指示するとともに、人事院にも国家公務員の配偶者手当について検討するよう要請した。女性が働きやすい税制・社会保障制度・配偶者手当等への見直しについては、働きたい人が働きやすい環境整備の実現に向けた具体的検討を進める。	税制については、平成29年度税制改正において、働きたい人が就業調整を意識せずに働くことができる仕組みを構築する観点から、配偶者控除等の見直しを行い、平成30年分の所得税から適用されている。 社会保障制度については、女性を含め、働きたい人が働きやすい環境を整えるとともに、より多くの働く方の年金などの保障を厚くしていく観点から、被用者保険の適用拡大を進めることとしている。具体的には、平成28年10月からの大企業で働く短時間労働者を対象とした適用拡大に加えて、平成29年4月からは、中小企業等で働く短時間労働者についても、労使合意を前提に企業単位で適用拡大の途を開いたところであり、被用者保険に加入することによるメリット等の周知・広報に取り組むなど、円滑な実施を図った。この適用拡大の実施に併せ、被用者保険の適用拡大を円滑に進める観点から、短時間労働者の賃金引上げを通じて、人材確保を図る事業主を支援するキャリアアップ助成金が十分に活用されるよう周知徹底した。また、更なる適用拡大については、公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律(平成24年法律第62号)附則第2条に基づき、令和元年9月30日までに検討を加え、その結果に基づき、必要な措置を講ずることとされており、引き続き検討を進めていく。 公務員の配偶者に係る扶養手当については、国家公務員における見直しを踏まえ、地方公務員においても、ほとんどの地方公共団体で見直しが行われたところであり、今後も引き続き適切に対処するよう各地方公共団体に要請している。 民間企業における配偶者手当についても、上記の税制や社会保障制度等の動きも踏まえ、平成30年1月に改訂されたモデル就業規則も活用しながら「配偶者手当の在り方の検討に關し考慮すべき事項」について引き続き広く周知を図り、労使に対しその在り方の検討を促した。	67,007,503の内数	77,750,857の内数	—	92,256,645の内数	87,403,565の内数	—	所得税の配偶者控除について、配偶者の収入制限を103万円から150万円に引き上げた(平成30年分以後適用)。平成28年4月からは、500人以下の企業で働く短時間労働者についても、労使合意を前提に企業単位で被用者保険の適用拡大を可能とした。	—	—	有識者会議にて議論	201	228	1	5	9-1	財務関係省府、総内務関係省、厚生、生人労働省、	
(2) 旧姓の通称としての使用の拡大																											
173	Ⅲ	2	(2)	①			マイナンバーカード等への旧姓併記の推進	マイナンバーカード等への旧姓併記等の推進	女性活躍推進の観点から、希望する者に係るマイナンバーカード等において旧姓がわかるような記載を可能とするもの。	希望する者に係る住民票やマイナンバーカード等への旧姓併記が可能となるよう、関係法令の改正を行うとともにシステム改修を行った。	10,021,915	6,617,255	66.0%	9,998,155	8,599,103	86.0%	平成31年4月17日に住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令を公布(令和元年11月5日施行)	—	—	—	—	—	—	9	1	—	総務省
174	Ⅲ	2	(2)	②			旅券への旧姓併記の拡大に向けた検討	旅券への旧姓併記の推進	女性の活躍を更に加速させるために、女性活躍の視点に立った制度等を整備する観点から、旧姓の通称としての使用の拡大に向けた取組を進める。	現行の旅券の別名併記制度の下では、旧姓を別名の一形態と整理し、渡航文書としての旅券の信頼性の維持を前提とし、国内外における旧姓での活動や実績及び渡航の必要性を畫面で確認できる者についてのみ旅券への旧姓併記(旧姓の別名併記)を認めている。 また、現行の括弧書きによる別名の併記方法では、これが旧姓であるかその他の別名であるか判別できず、渡航先で問題となる事象が発生している。 このことから、女性活躍の視点に立った制度等の整備の一環として、「女性活躍加速のための重点方針2019」に「旅券について、本年度中に旧姓の併記の申請が容易になるよう早急に実現に向けて取り組む。また、旅券所持人及び渡航先当局に混乱が生じることがないよう、旧姓を含む別名の記載方法について可能な限り早急に改めるよう取り組む。」とする施策目標を登録し、この実現に向け必要な検討を進めている。	—	—	—	計上されず	—	—	運用基準の改訂を予定	—	—	—	—	231	9	1	—	外務省	

通し 番号	重点方針2017該当箇所					該当施策名	施策の背景・目的 (平成30年1月時点)	施策の概要 (令和元年8月末時点)	政策手段										重点方針		第4次男女共同参画基本計画との関係			担当府 省庁	
									平成29年度予算・決算額(千円)			平成30年度予算・決算額(千円)			法令・制度改正	税制改正要望	機構定員要求	その他	2018 (通し番号) (※1)	2019 (通し番号) (※2)	関連性の高い		その他		
									歳出予算現額 (歳出予算額、前年度繰越額、予算外使用額及び流用等増減額を加除したもの)	決算額 (千円)	使用割合 (%)	歳出予算現額 (歳出予算額、前年度繰越額、予算外使用額及び流用等増減額を加除したもの)	決算額 (千円)	使用割合 (%)							分野	大項目			
175	Ⅲ	2	(2)	③		銀行口座等の旧姓使用	旧姓使用の拡大に向けた働きかけ	社会において、旧姓を通称として使用しながら活動する女性が増加している中、銀行口座等の社会の様々な場面で旧姓使用がしやすくなるよう、関係省庁と連携し、金融機関を始めとした関係機関等に対し、旧姓使用の拡大に向けた働きかけを行う。	平成29年7月に、内閣府男女共同参画局において、日本経済団体連合会等の5つの経済団体に対し、職場での旧姓使用の拡大について、周知協力依頼を行った。また、同月、全国銀行協会等の7つの金融関係団体に対し、各金融機関において、可能な限り円滑に旧姓による口座開設等が行えるよう、周知協力依頼を行った。	—	—	—	—	—	—	—	—	周知協力依頼の実施	204	230	9	1	—	内閣府	
(3) 男女共同参画の視点からの防災・復興の取組																									
176	Ⅲ	2	(3)	①			地域における男女共同参画促進を支援するアドバイザーの派遣事業	第4次男女共同参画基本計画(平成27年12月25日閣議決定)において、国は、地方公共団体や男女共同参画センター、民間団体等と共に一体となって地域の取組の支援や意識啓発の一層の推進を図ることにより、地域における男女共同参画を推進することとされている。 これを踏まえ、本事業においては、それぞれの地域において、行政、企業、地域団体、住民等の主体が連携・協働しながら、自らの地域の課題を解決するために具体的な活動を展開していくことの重要性の観点から、それぞれの地域における課題解決に向けた主体的な取組を支援するため、各団体等の求めに応じて適切な指導・助言ができるアドバイザーを派遣することを通じて、地域における男女共同参画をより一層推進することを目的とする。	地方公共団体、NPOなどの民間団体等が、「男女共同参画の視点による平成28年熊本地震対応状況調査報告書」(平成29年3月内閣府男女共同参画局)及び「男女共同参画の視点からの防災研修プログラム」(28年6月内閣府男女共同参画局)を活用した地域における男女共同参画の視点による防災研修事業等を行う際に、アドバイザー派遣に係る経費を内閣府が負担した。	2,551	1,359	53.3%	2,551	1,972	77.3%	—	—	—	—	205	234	4	1	11-1、IV-3	内閣府
177	Ⅲ	2	(3)	①		男女共同参画の視点からの防災・復興の推進	男女共同参画による地域防災力の向上に関する調査等	ジェンダーの平等は、「仙台防災枠組2015-2030」等で、防災・復興の取組において重要な要素として位置付けられ、特に、最近では仙台防災枠組のグローバルターゲットを計測するための、死者数等の男女別のデータを収集することが望ましいとされ、これにより、ジェンダーの観点からも防災が可視化されることが世界的な潮流となっている。日本は、過去から大きな災害に見舞われており、近年では、東日本大震災などの地震・津波による災害や、関東・東北豪雨などの水害、熊本地震等多くの自然災害により被害を受けている。事前防災や災害時における男女による取組や受ける被害の違いが、地域の防災力に影響を与えていることから、防災におけるジェンダー平等を目指し、地域の防災力を高めることが重要である。このため、仙台防災枠組を実現するため、ジェンダー平等を目指すことにより多様性のある地域の防災力を高める有効な取組について検討する。	仙台防災枠組を実現し、ジェンダー平等による多様性のある地域防災力の向上を目指すため、国内外の事例から課題の抽出・分析を行い有効な取組について、HPやセミナーなどの場を通して広く普及啓発活動を行う。	—	—	—	計上されず	—	—	—	—	205	234	11	1	—	内閣府		
178	Ⅲ	2	(3)	②			復興における男女共同参画の視点からの取組事例の収集・公表及び被災地における男女共同参画の視点の浸透活動	「復興・創生期間」における東日本大震災からの復興の基本方針及び第4次男女共同参画基本計画等を踏まえ、復興に男女共同参画の視点を持つことの必要性に対する理解の促進・浸透を目的とする。	復興に当たって、女性が活躍している事例や被災地の女性を支援している事例などを収集し、公表するとともに、被災地等において、パネルディスカッション・シンポジウム・ワークショップの開催、研修会での講演などの、男女共同参画の視点を持つことの必要性を理解してもらうための取組を実施。 平成30年度は、「男女共同参画の視点からの復興～参考事例集～」の第15～18版を公表し、令和元年には第19版として全体統合版を公表した。また、平成30年10月に岩手県・岩手県男女共同参画センター主催、復興庁男女共同参画班協力で、平成30年度岩手県男女共同参画サポーター養成講座第5回公開講座「東日本から熊本への知見共有の現状について～多様な視点を踏まえた復興の取組事例発表～」を開催。令和元年6月には、いわて男女共同参画フェスティバル2019・復興庁男女共同参画班主催分科会「私にもできる！ 人と人とのつながりを活かした復興支援の事例紹介 ～福島県浜通りでの実践例～」を開催した。	—	—	—	—	—	—	—	—	206	233	11	2	—	復興庁		
179	Ⅲ	2	(3)	②			復興における男女共同参画の視点の理解促進	第4次男女共同参画基本計画(平成27年12月25日閣議決定)において、国は、地方公共団体や男女共同参画センター、民間団体等と共に一体となって地域の取組の支援や意識啓発の一層の推進を図ることにより、地域における男女共同参画を推進することとされている。 これを踏まえ、本事業においては、それぞれの地域において、行政、企業、地域団体、住民等の主体が連携・協働しながら、自らの地域の課題を解決するために具体的な活動を展開していくことの重要性の観点から、それぞれの地域における課題解決に向けた主体的な取組を支援するため、各団体等の求めに応じて適切な指導・助言ができるアドバイザーを派遣することを通じて、地域における男女共同参画をより一層推進することを目的とする。	地方公共団体、NPOなどの民間団体等が、「男女共同参画の視点による平成28年熊本地震対応状況調査報告書」(平成29年3月内閣府男女共同参画局)及び「男女共同参画の視点からの防災研修プログラム」(28年6月内閣府男女共同参画局)を活用した地域における男女共同参画の視点による防災研修事業等を行う際に、アドバイザー派遣に係る経費を内閣府が負担した。	2,551	1,359	53.3%	2,551	1,972	77.3%	—	—	—	—	205	234	4	1	11-1、IV-3	内閣府

通し 番号	重点方針2017該当箇所	該当施策名	施策の背景・目的 (平成30年1月時点)	施策の概要 (令和元年8月末時点)	政策手段										重点方針		第4次男女共同参画基 本計画との関係		担 当 府 省 庁				
					平成29年度予算・決算額(千円)			平成30年度予算・決算額(千円)			法令・制 度改正	税制 改正 要望	機 構 定 員 要 求	その他	2018 (通し番 号) (※1)	2019 (通し番 号) (※2)	関連性の高い						
					歳出予算現額 (歳出予算額、前年度 繰越額、予備費使用額 及び流用等増減額を加 除したもの)	決算額 (千円)	使用割合 (%)	歳出予算現額 (歳出予算額、前年度 繰越額、予備費使用額 及び流用等増減額を加 除したもの)	決算額 (千円)	使用割合 (%)							分 野	大 項 目					
(4)女性の活躍に功労のあった者に対する顕彰の見直し																							
180	Ⅲ	2	(4)	—	女性のチャレン ジ賞の見直し	「栄典授与の中期重点方針」(平成28年9月16日閣議了解)では、所管する大臣表彰等のうちこれまで栄典候補者の推薦につながっていないものがないかを点検し、特に優れた功労を有する被表彰者については栄典候補者として積極的に推薦することが掲げられている。	「栄典授与の中期重点方針」(平成28年9月16日閣議了解)も踏まえ、女性の活躍に功労のあった者が、栄典及び国の表彰において適切に評価されるよう、女性のチャレンジ賞の実施要綱・実施要領を見直し、表彰後の栄典候補者としての推薦をより意識した候補者の発掘、選定を行う。	784	215	27.4%	545	364	66.8%	—	—	—	実施要綱・実 施要領の見直 し	—	—	—	—	—	内 閣 府

※1 「2018(通し番号)」は、『『女性活躍加速のための重点方針2018』に基づく平成31年度予算案等について』(平成31年2月)での施策の整理上の番号を示す。
※2 「2019(通し番号)」は、『『女性活躍加速のための重点方針2019』に基づく令和2年度概算要求等について』(令和元年9月)での施策の整理上の番号を示す。